

小笠原村 公共施設等総合管理計画
(令和5年3月改訂版)

令和5年3月

小笠原村

目次

第1章	計画の概要	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	対象施設の範囲	2
5	計画策定年度及び改訂年度	3
第2章	村の概要	4
1	村の概要	4
1)	位置・面積	4
2)	土地利用における規制	5
2	人口動向	17
1)	人口、世帯数	17
2)	年齢階層別人口	17
3)	将来人口推計	18
3	財政状況	19
1)	歳入	19
2)	歳出	20
3)	基金	21
4)	村債	22
5)	過去5年間の公共施設等の更新、改修、維持管理・修繕に要した経費の推移	23
第3章	公共施設等の現状及び将来の見通し	26
1	公共施設等の現状	26
1)	建築物	26
2)	インフラ施設	38
2	有形固定資産減価償却率の推移	44
3	過去に行った対策の実績	45
4	建築系公共施設（普通会計）の更新費用の見通し（単純更新）	46
1)	更新費用の試算条件	46
2)	更新費用の試算結果	47
5	建築系公共施設（普通会計）の更新費用の見通し（長寿命化）	48
1)	更新費用の試算条件	48
2)	更新費用の試算結果	50
3)	長寿命化による効果額	51
6	インフラ系公共施設（普通会計）の更新費用の見通し（単純更新）	52
1)	更新費用の試算条件	52
2)	更新費用の試算結果	53

7	インフラ系公共施設（公営事業会計）の更新費用の見通し（単純更新）	54
1)	更新費用の試算条件	54
2)	更新費用の試算結果	55
8	インフラ系公共施設（公営事業会計）の更新費用の見通し（長寿命化）	56
1)	更新費用の試算条件	56
2)	更新費用の試算結果	57
3)	長寿命化による効果額	58
9	中長期的な経費と財源の見込	59
1)	今後 10 年間の見込	59
2)	今後 30 年間の見込	60
10	課題のまとめ	61
1)	地域の課題	61
2)	公共施設等の課題	61
3)	更新費用の見通し	62
第4章	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	63
1	基本方針	63
1)	基本原則	63
2)	基本方針	64
2	目指す姿（目標）	65
第5章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	66
1	建築物	66
1)	市民文化系施設	66
2)	社会教育系施設	67
3)	スポーツ・レクリエーション系施設	68
4)	産業系施設	70
5)	学校教育系施設	72
6)	子育て支援施設	73
7)	保健・福祉系施設	74
8)	医療施設	76
9)	行政系施設	77
10)	住宅施設	79
11)	供給処理施設	81
12)	その他	82
2	インフラ施設	83
1)	道路	83
2)	橋りょう	83
3)	トンネル	83
4)	公園	84
5)	水道	84
6)	下水道	85

7)	情報通信（光ケーブル）	86
第6章	フォローアップの実施方針	87
1	進行管理	87
2	推進体制	87
3	情報管理及び共有方策	88
1)	情報管理	88
2)	情報共有	88
3)	その他の方策	88

第1章 計画の概要

1 計画の目的

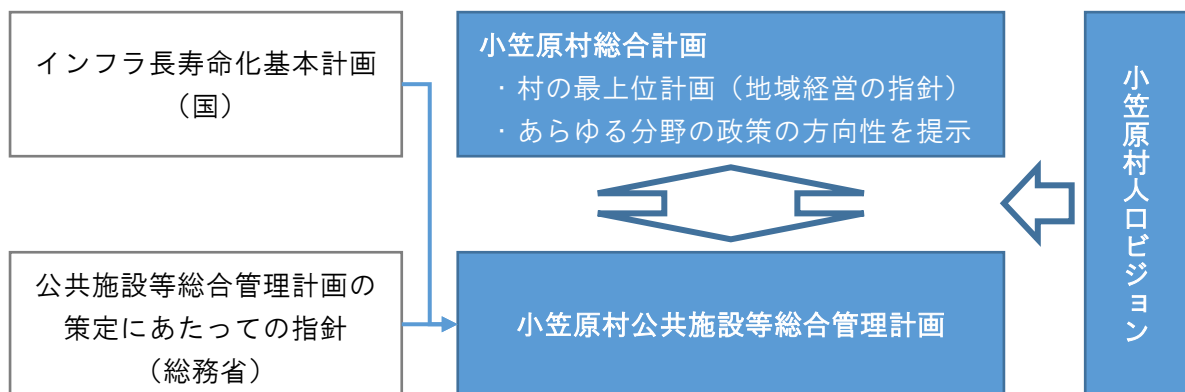
全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、本村においても、これまでに建設された公共施設等の老朽化が進んでおり、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。また、今後、人口減少や村民ニーズの変化等により公共施設等の利用需要が変化していくことも予想されます。さらに、財政面でも、人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化の進行に伴う社会保障関連経費の増大により、財政状況が悪化することが見込まれ、公共施設等の更新に係る費用を適正な水準に抑えることが課題となっています。

このような状況の中、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置及び効果的・効率的な利活用を実現するための方向性を示すことを目的に、小笠原村公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定しました。今回定める改訂版（以降、本計画という。）は、前回の総合管理計画策定から一定の期間が経過していることから、見直しを行うものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、国が平成25年11月に公表した「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体における策定が期待されている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するもので、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、公共施設等の一体的なマネジメントの方向性を示すものとして策定しました。

今後、本計画は村の最上位計画である小笠原村総合計画における各分野の政策と整合を図りつつ、公共施設等全般に係る方向性を推進するための指針となります。



3 計画の期間

第4次小笠原村総合計画に示す30年後の目標像の実現へ向け、本計画の計画期間は平成29年度から令和28年度までの30年間とします。なお、計画策定後は、必要に応じて柔軟に計画を見直すものとします。

4 対象施設の範囲

本村は、建築物とインフラの資産を保有しており、下表に示す公共施設等を本計画の対象とします。

建築物には、学校など学校教育系施設や村役場など行政系施設、し尿処理場などの供給処理施設などがあります。

インフラには、道路、橋りょう、トンネル、公園、水道、下水道、情報通信基盤があります。

■対象施設一覧

区分	大分類	中分類	主な施設
建築物	市民文化系施設	村民施設	交流センター、村民会館
	社会教育系施設	郷土資料施設	コース記念館
	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	商工観光会館、レストハウス、休憩施設
		体育施設	運動場
	産業系施設	産業施設	陶芸小屋、特産品開発普及センター、海洋センター、亀解体場
		公共交通関連施設	村営バス車庫・営業所
	学校教育系施設	教育施設	小学校、中学校
	子育て支援施設	保育園	保育園
	保健・福祉系施設	福祉施設	地域交流施設、地域福祉センター、高齢者在宅サービスセンター、有料老人ホーム
	医療施設	診療施設	診療所
	行政系施設	庁舎施設	村役場、支所、情報センター
		消防施設	消防車庫
		防災施設	防災備蓄倉庫、中継局
	住宅施設	村民住宅施設	村営住宅
		医師住宅施設	医師住宅
		厚生施設	職員住宅
	供給処理施設	清掃施設	クリーンセンター、埋立処分場処理施設、リレーセンター
その他	火葬場施設	火葬場	
	便所	便所（母島北港・東港・南崎、父島夜明山）	
	硫黄島施設	硫黄島平和祈念会館	
インフラ	道路	道路	
	橋りょう	橋りょう	
	トンネル	トンネル	
	公園	公園施設	大根山公園休憩舎、硫黄島島民平和祈念墓地公園
		公園	公園（広場）
	水道	浄水施設	浄水場、ポンプ場、水道倉庫
		水道	管路、水源ダム、配水池
	下水道	し尿処理施設	し尿処理場、中継ポンプ場
下水道		管路	
情報通信基盤	光ケーブル	通信網	

5 計画策定年度及び改訂年度

本村では保有する公共施設について、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うために、平成 29 年 3 月に「小笠原村公共施設等総合管理計画」を策定しました。

その後、総合管理計画の基本方針を踏まえ、分野別の個別施設計画を策定していますが、前回の総合管理計画策定から一定の期間が経過しており、総合管理計画の不断の見直しを実施し順次充実させていくことが必要であることから、令和 5 年 3 月に「小笠原村公共施設等総合管理計画（改訂版）」を策定しました。

第2章 村の概要

1 村の概要

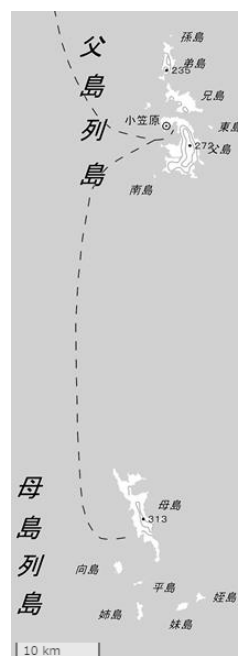
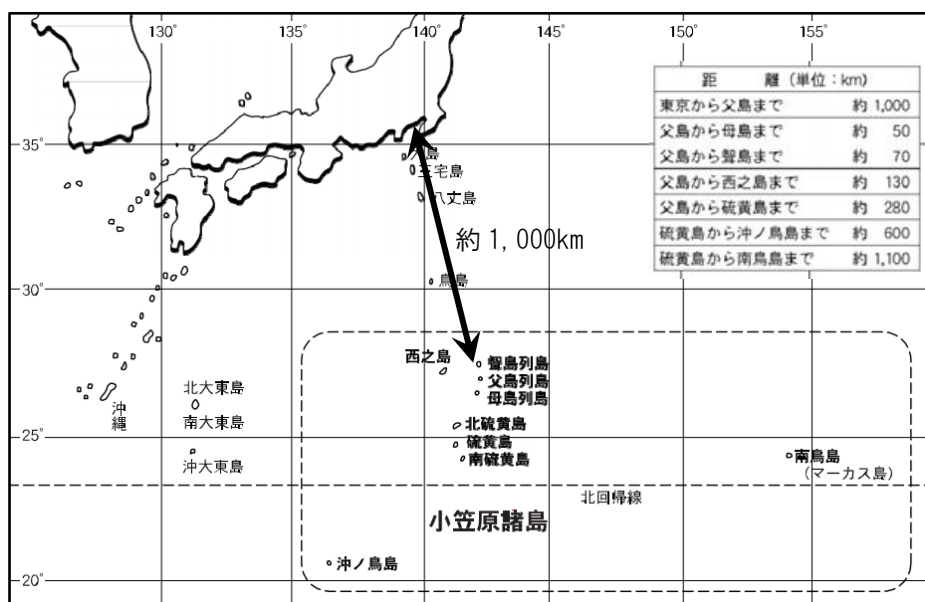
1) 位置・面積

本村は、東京から約 1,000km 南に位置する父島列島、母島列島、聳島列島・火山列島（硫黄列島）に加え、わが国最東端の南鳥島、最南端の沖ノ鳥島を含む多くの島々から構成されています。

本村の島々のうち、定住者がいる島は父島・母島の2島です。本計画で対象とする村の公共施設のほとんどがこの2島にあります。（硫黄島には2つの施設を保有しています。）

父島の面積は本村の面積の 21.9%、母島は 18.6%を占めており、2島で本村の面積の約 4割を占めています。

■本村の位置図



出典：「管内概要 令和4年版」（東京都小笠原支庁、令和4年10月）を一部加工

■父島・母島及び本村総面積

項目 (範囲)	面積 (km ²)	割合 (%)
父島	23.45	21.9
母島	19.88	18.6
その他	63.55	59.5
本村総面積	106.88	100.0

出典：「令和4年全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）

注：令和4年7月1日時点の面積。

四捨五入しているため個々の数字の合計は必ずしも合計欄と一致しません。

2) 土地利用における規制

(1) 国立公園等

本村は、昭和 47 年 10 月に国立公園に指定され、平成 21 年 11 月に公園区域及び公園計画の変更を経て、優れた自然や景観の保存が図られています。また、森林生態系保護地域にも指定されており、森林生態系の維持や動植物の保護が行われています。

国立公園区域は、父島の西町・東町・清瀬・奥村地域や扇浦地域と、母島の沖港周辺地域の主な集落を除く地域のほぼ全島が指定されており、都市生活を行うために活用できる範囲は非常に限られています。

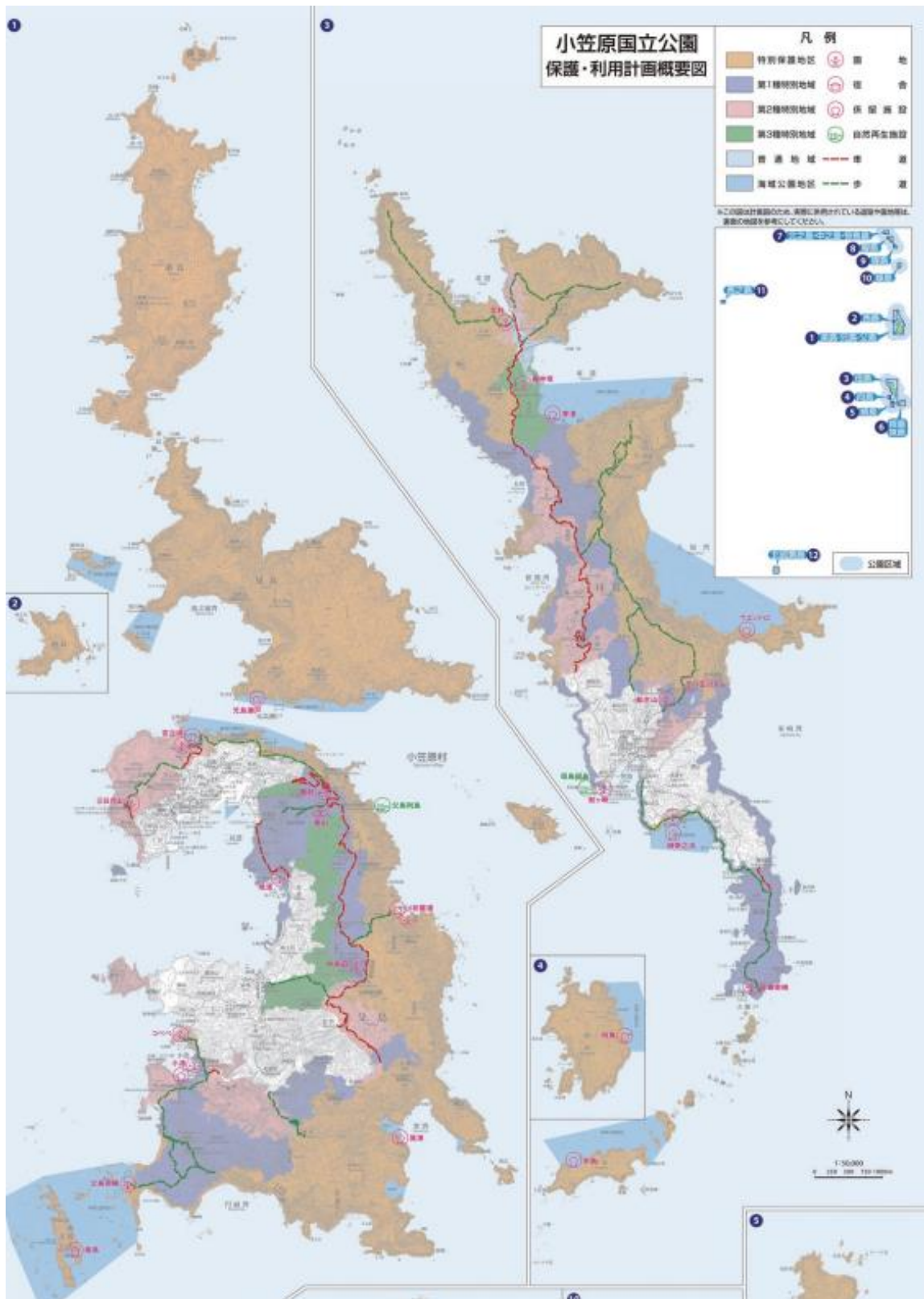
国立公園区域内は、工作物（住宅、道路等）を新築し、改築し、または増築するにあたり自然公園法に基づく届出が必要です。公園区域の区分ごとに対象となる行為や規制の内容は異なっており、概要は下表のとおりです。

■自然公園の区分と行為規制

区分		内容	行為規制
特別地域	特別保護地区	原生状態を保持	許可制 (規制内容は、 地域で異なる)
	第 1 種特別地域	現在の景観を極力維持	
	第 2 種特別地域	農林漁業活動について努めて調整	
	第 3 種特別地域	通常の農林漁業活動は容認	
海域公園地区		海域の景観を維持	
普通地域		風景の維持を図る	届出制

父島と母島の公園区域図を次ページに示します。

■小笠原国立公園 地種区分図



出典：環境省 小笠原自然情報センター ウェブサイト
http://ogasawara-info.jp/pdf/panphlet/panphlet_kankyuu10_r1.pdf

(2) 世界自然遺産

小笠原諸島は、平成 23 年 6 月 29 日に国内 4 番目となる世界自然遺産として登録されました。

「世界遺産推薦地小笠原諸島管理計画（平成 30 年 3 月改訂）」及びその具体的な行動計画である「生態系保全アクションプラン（平成 30 年 3 月改訂）」に基づき、関係行政機関（管理機関）を中心に小笠原諸島に係わる全ての関係者が協力し、小笠原の自然環境の保全・管理に取り組んでいます。

世界自然遺産地域は、自然公園法など国内法や規制によって保護担保されており、地域内における土地利用は、それらの法・規制によって制約されます。

また、登録にあたっては以下のような要請・奨励がされています。

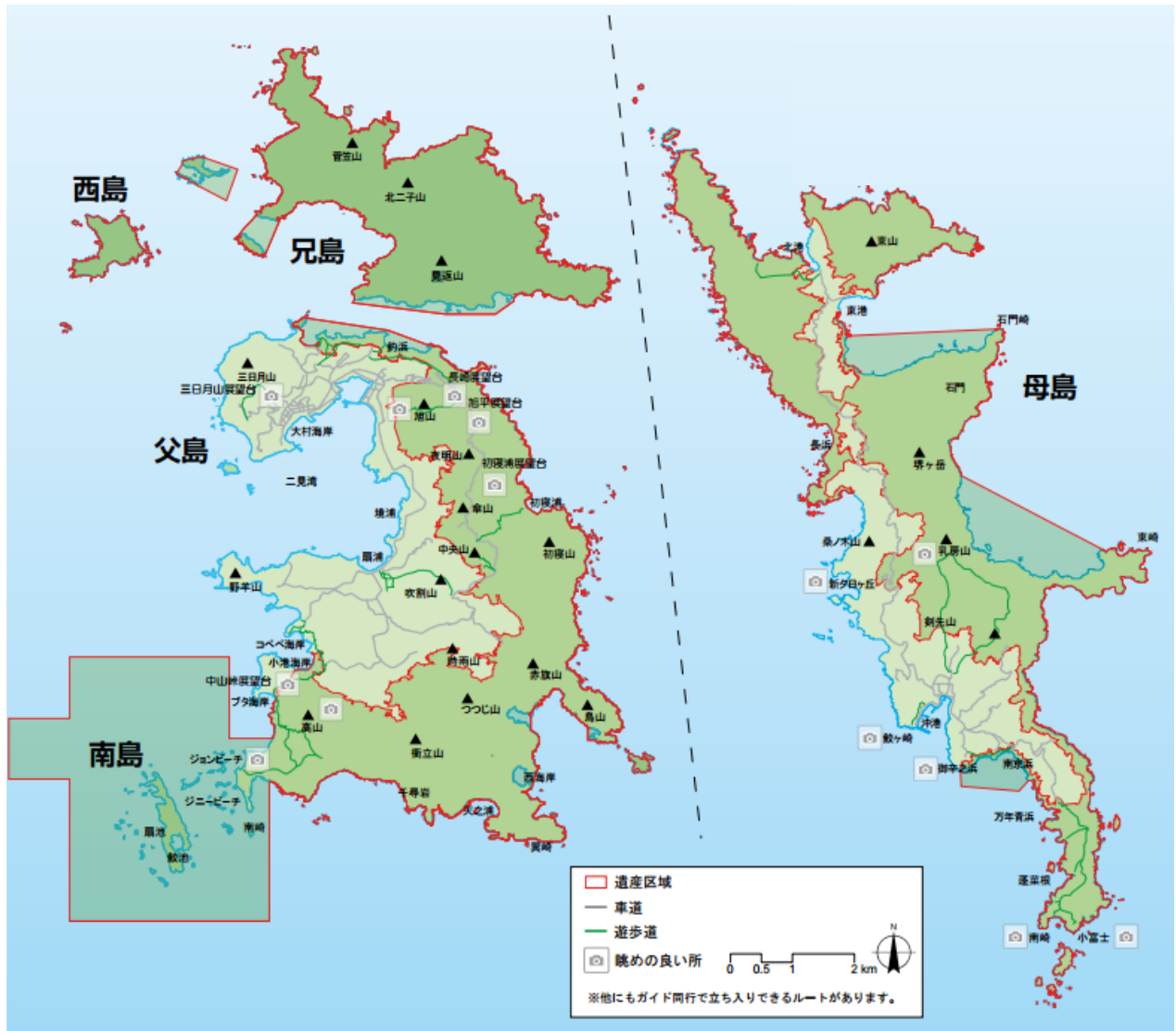
■世界遺産委員会からの要請・奨励事項

要請事項	<ol style="list-style-type: none">1 侵略的外来種対策を継続すること2 観光や諸島へのアクセスなど、すべての重要なインフラ開発について、事前に厳格な環境影響評価を確実に実施すること。
奨励事項	<ol style="list-style-type: none">1 資産における海域公園地区を更に拡張することを検討すること。2 気候変動が資産に与える影響を評価し、適応するための研究及びモニタリング計画を策定、実施すること。3 将来的に来島者が増加することを予測し、注意深い観光管理を確実に実施すること。4 観光による影響を管理するため、観光業者に対して、必須条件と認証制度を設定するなどして、注意深い規制と奨励措置を確実に行うこと。

出典：「世界遺産委員会の決議文」

父島と母島の世界自然遺産の登録区域図を次ページに示します。

■世界自然遺産の区域図



出典：「世界自然遺産 小笠原諸島」パンフレット（小笠原村総務課企画政策室、平成 23 年 6 月）
<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/wp-content/uploads/sites/2/2014/10/pamphlet.pdf>

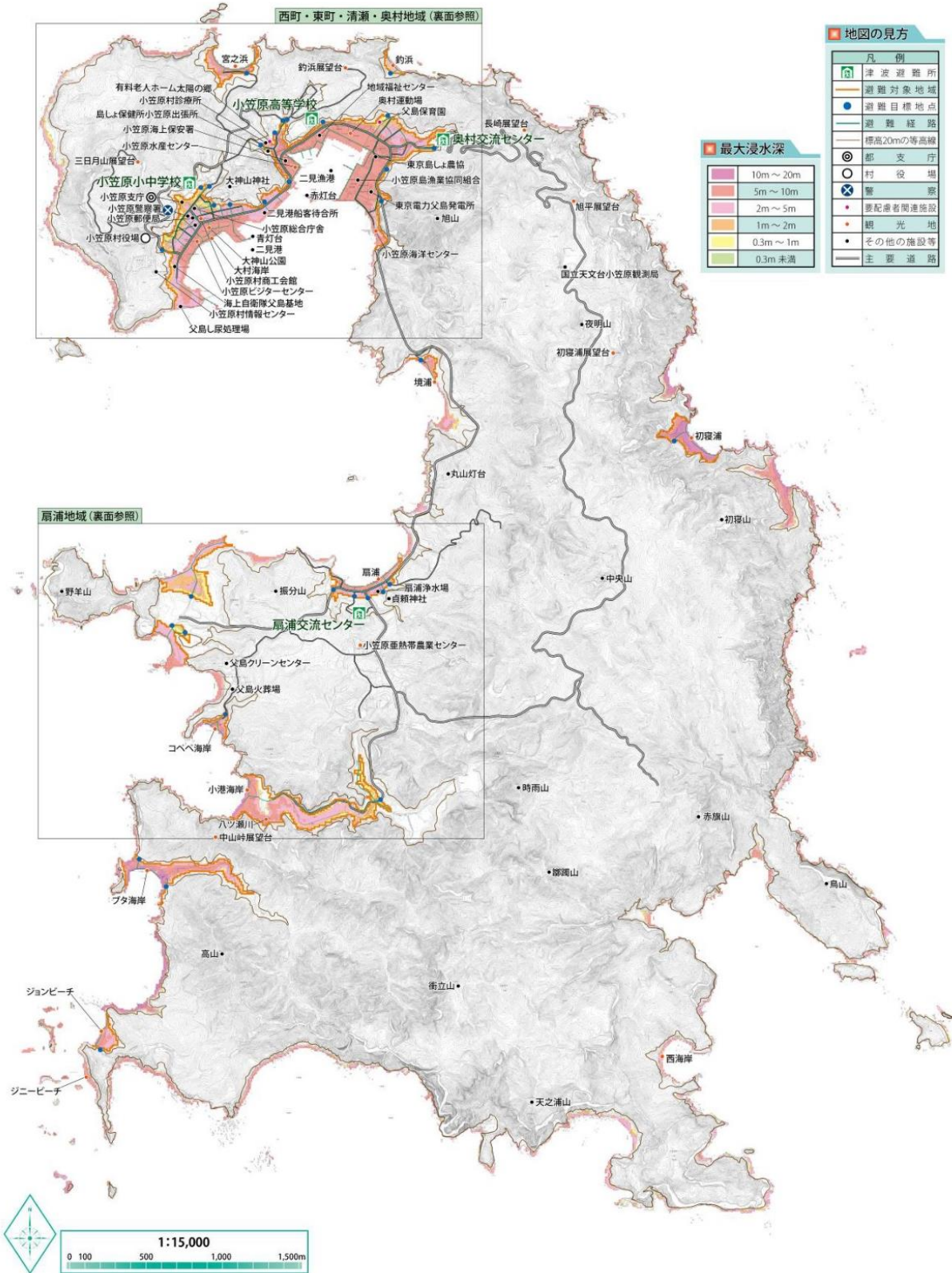
(3) 津波浸水想定区域

津波浸水想定区域とは、想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予測される陸域の範囲のことです。平成 25 年 5 月に東京都が公表した「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」による津波浸水調査（想定地震：南海トラフ巨大地震）の津波浸水シミュレーションに基づいています。

父島の西町・東町・清瀬・奥村地域や扇浦地域と、母島の沖港周辺地域の主な集落に津波浸水想定区域が存在しています。

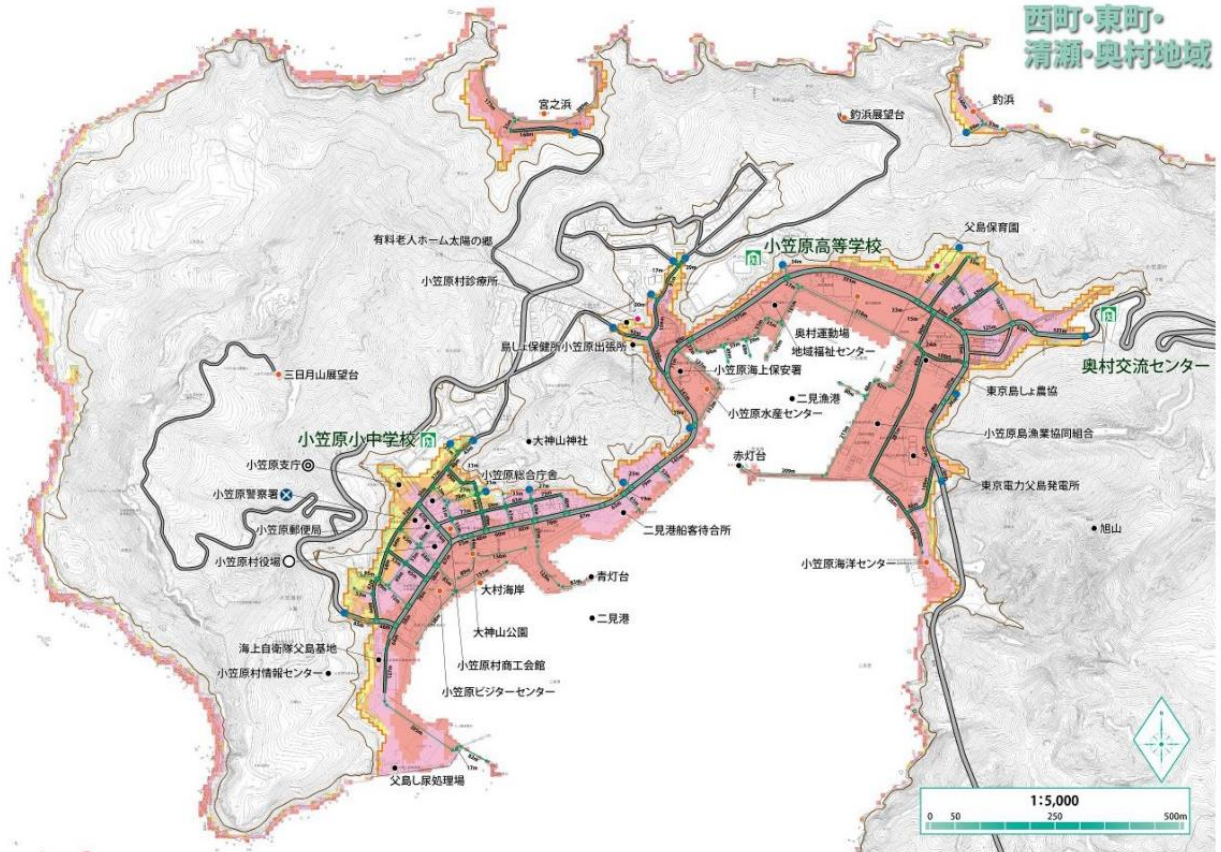
次ページに、父島・母島の津波浸水想定区域を示します。

【父島全体図】

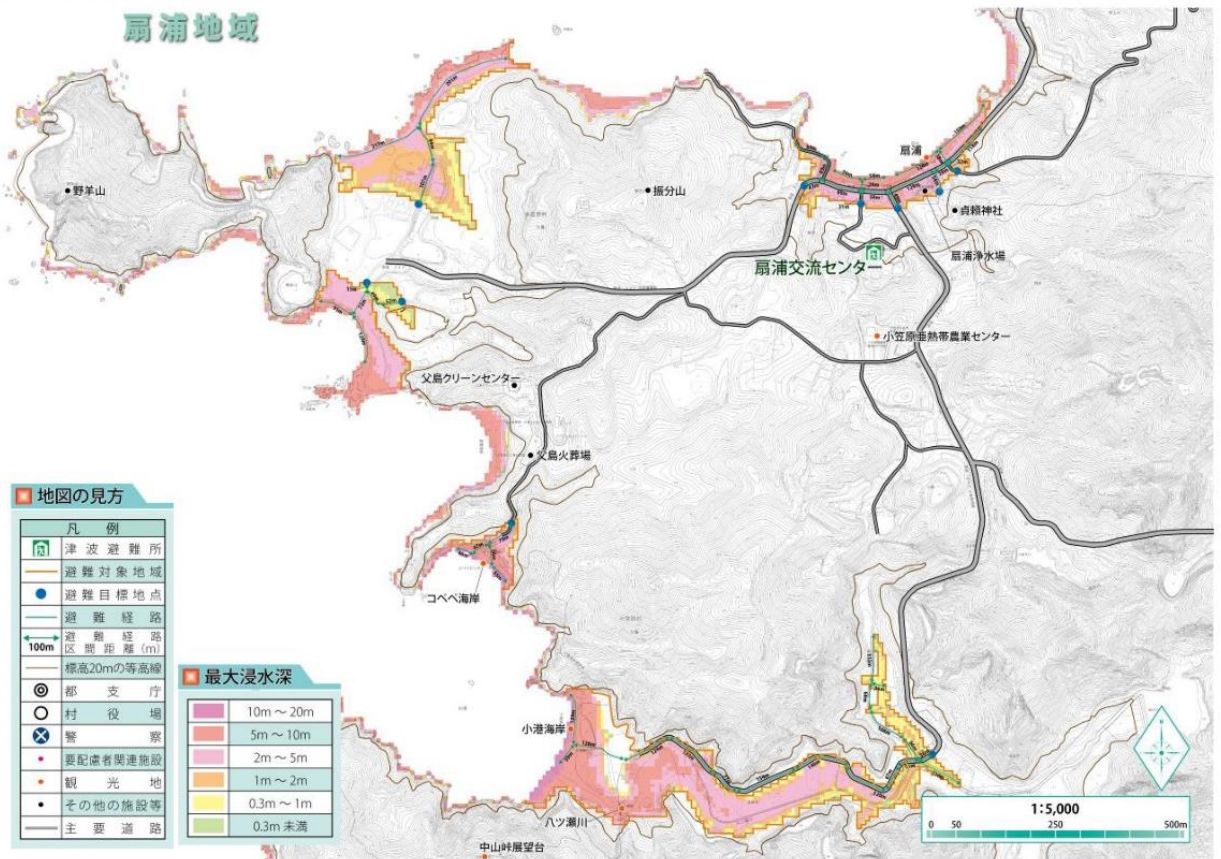


出典：「小笠原村津波避難計画（平成 28 年 5 月）」

【父島西町・東町・清瀬・奥村地域】

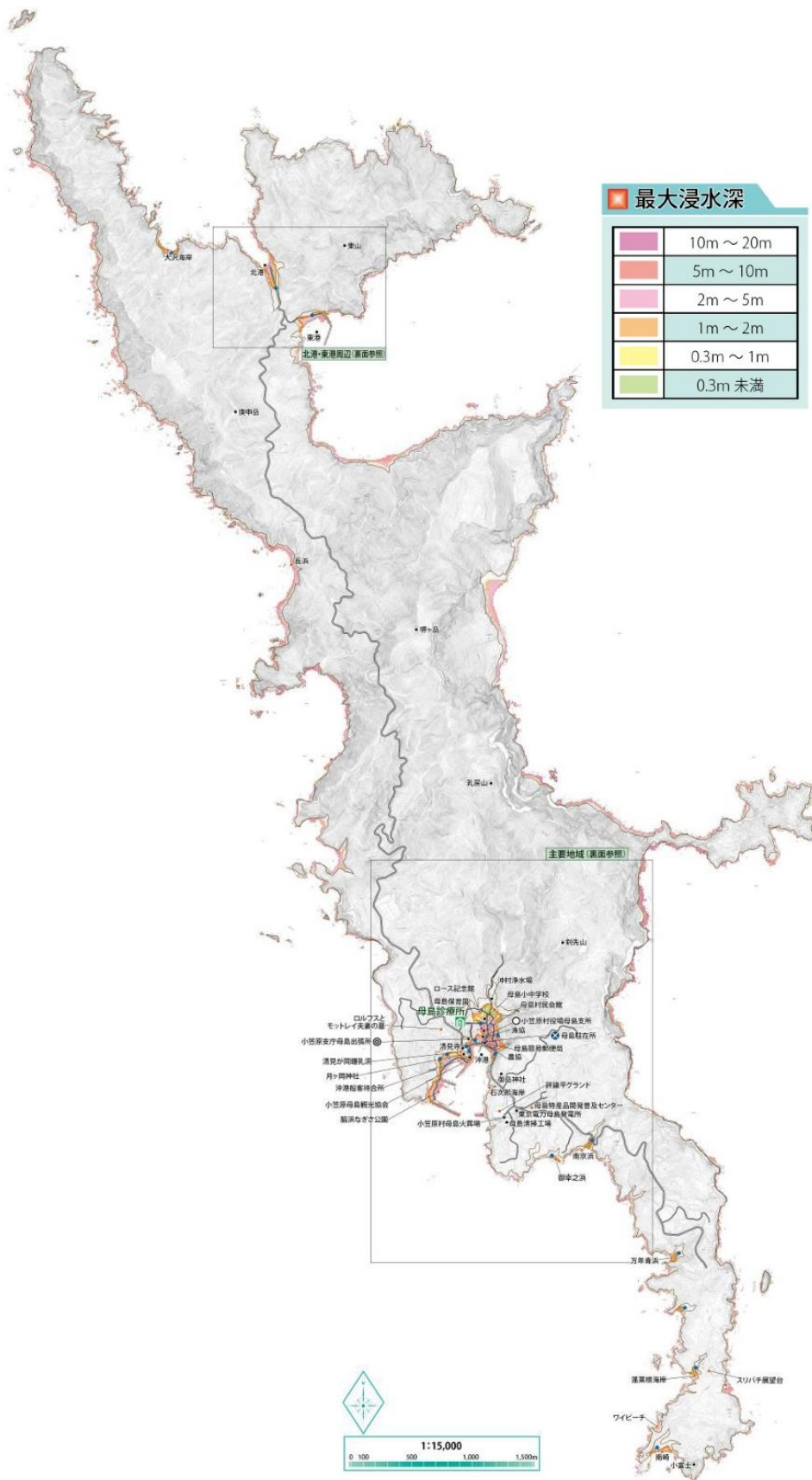


【父島扇浦地域】



出典：「小笠原村津波避難計画（平成28年5月）」

【母島全体図】



地図の見方

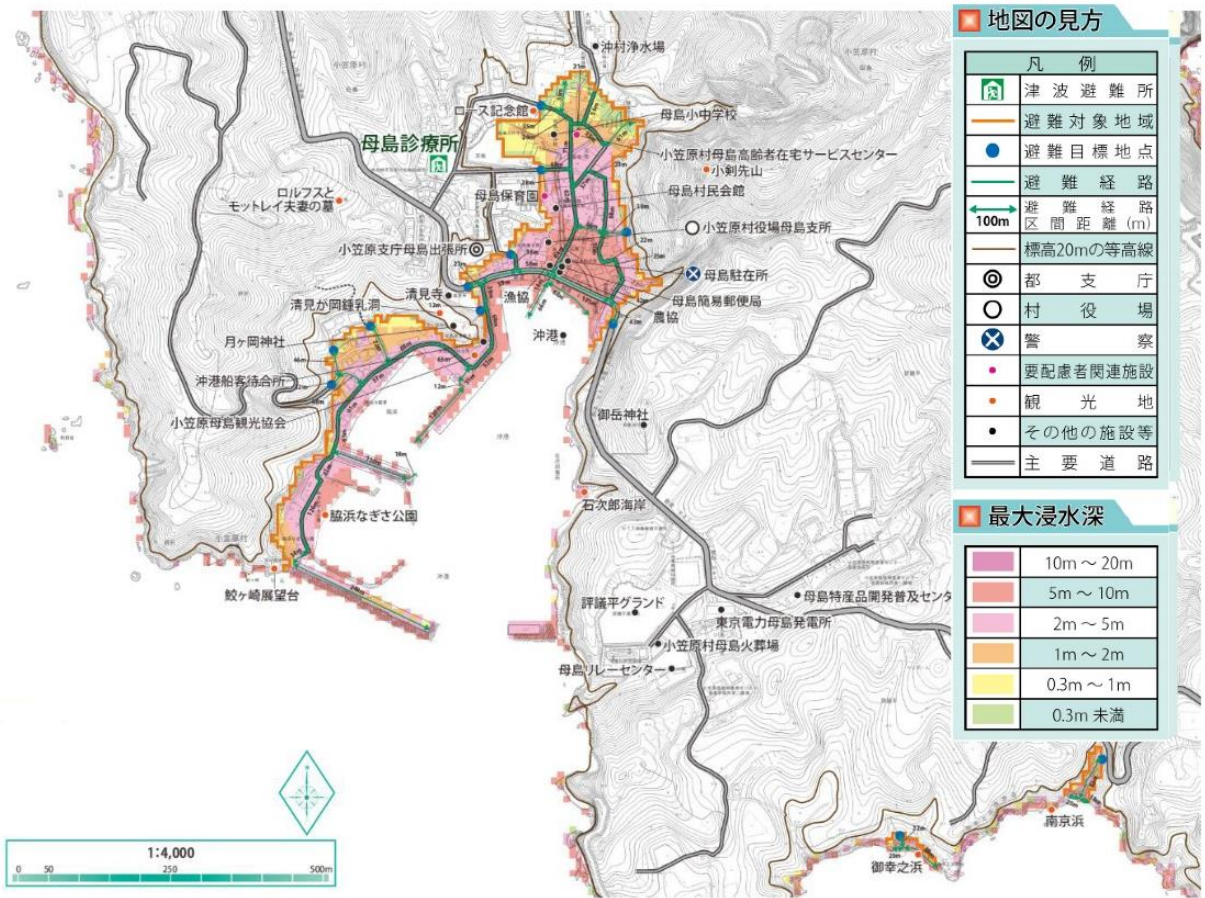
凡例	
	津波避難所
	避難対象地域
	避難目標地点
	避難経路
	標高20mの等高線
	都 支 庁
	村 役 場
	警 察
	要配慮者関連施設
	観 光 地
	その他の施設等
	主 要 道 路

最大浸水深

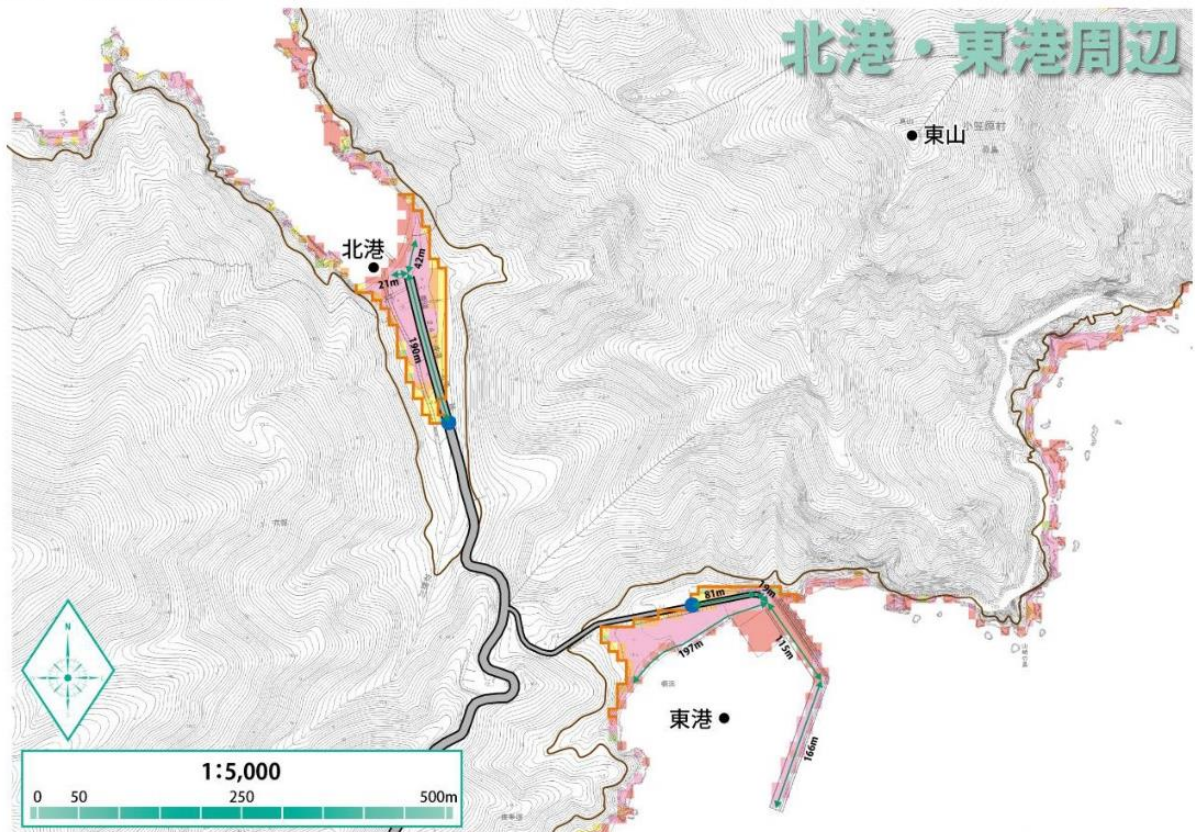
	10m～20m
	5m～10m
	2m～5m
	1m～2m
	0.3m～1m
	0.3m未満

出典：「小笠原村津波避難計画（平成28年5月）」

【沖港周辺】



【北港・東港周辺】



出典：「小笠原村津波避難計画（平成28年5月）」

(4) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以降、土砂災害警戒区域等という。）とは、土砂災害により被害発生のおそれがある範囲のことです。平成 30 年 10 月に東京都が指定した土砂警戒災害区域等は以下のとおりです。

なお、土砂災害には、「急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）」「土石流」「地すべり」の3つがあり、小笠原村にはこれらすべての危険な区域が存在しています。

父島の西町・東町・清瀬・奥村地域や扇浦地域、扇浦・小曲・北袋沢地域と母島の沖港周辺地域の主な集落の山側には土砂警戒災害区域等が存在しています。

次ページに、父島・母島の主要地域における土砂警戒災害区域等を示します。

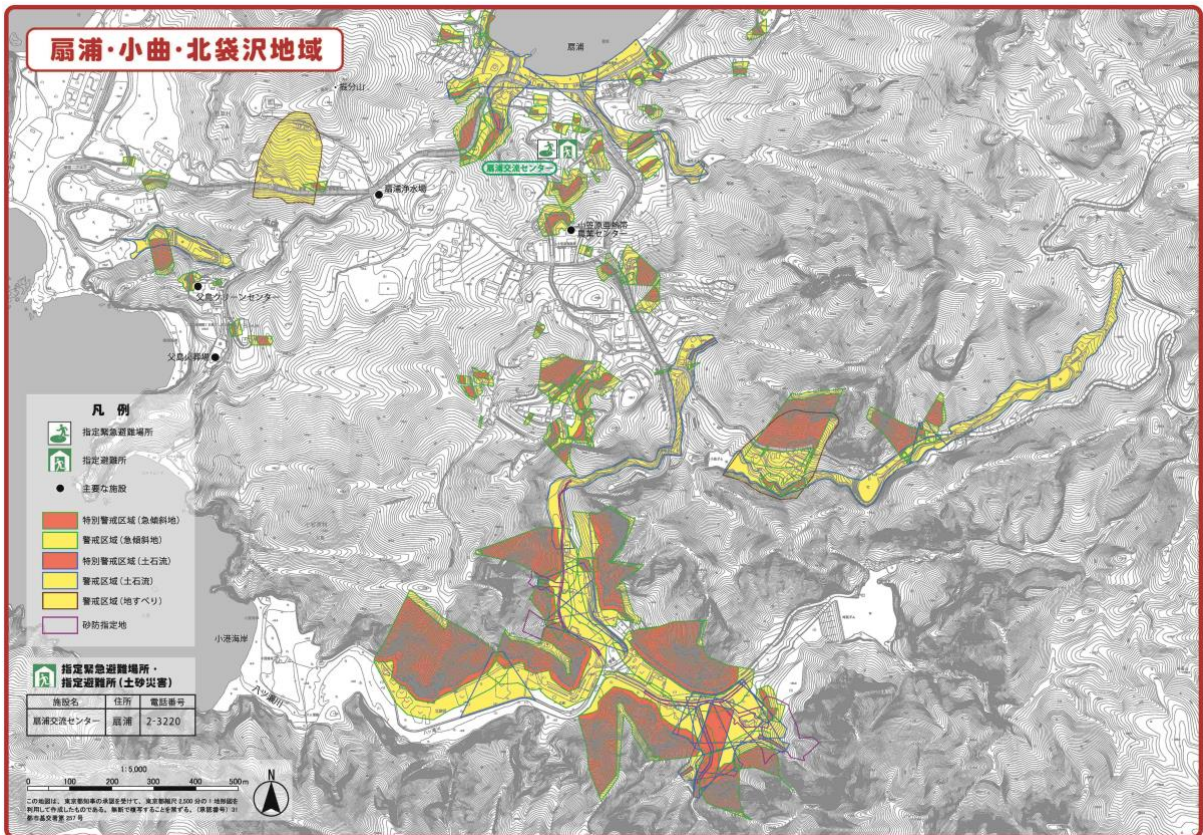
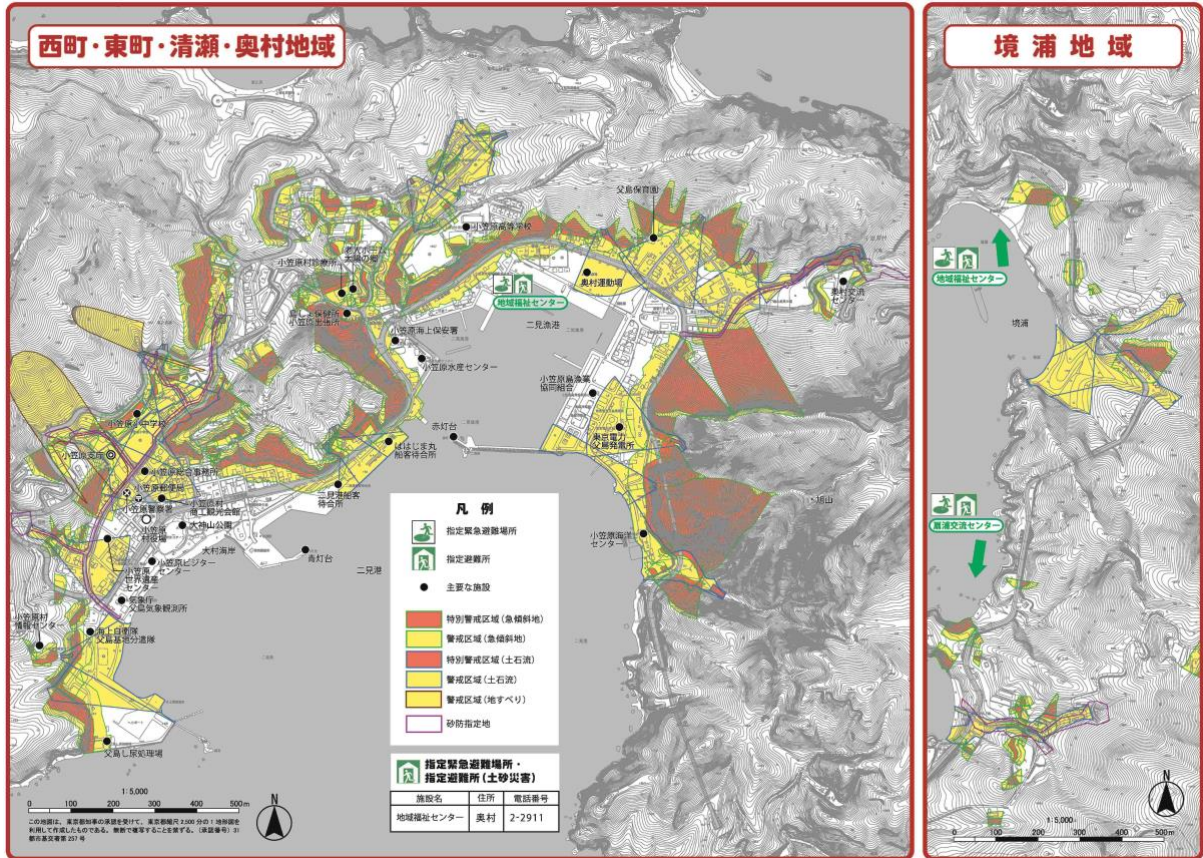
■土砂災害警戒区域（合計 300 箇所）

名称	父島	母島	合計
急傾斜地の崩壊	184	60	244
土石流	40	12	52
地すべり	4	-	4

■土砂災害特別警戒区域（合計 276 箇所）

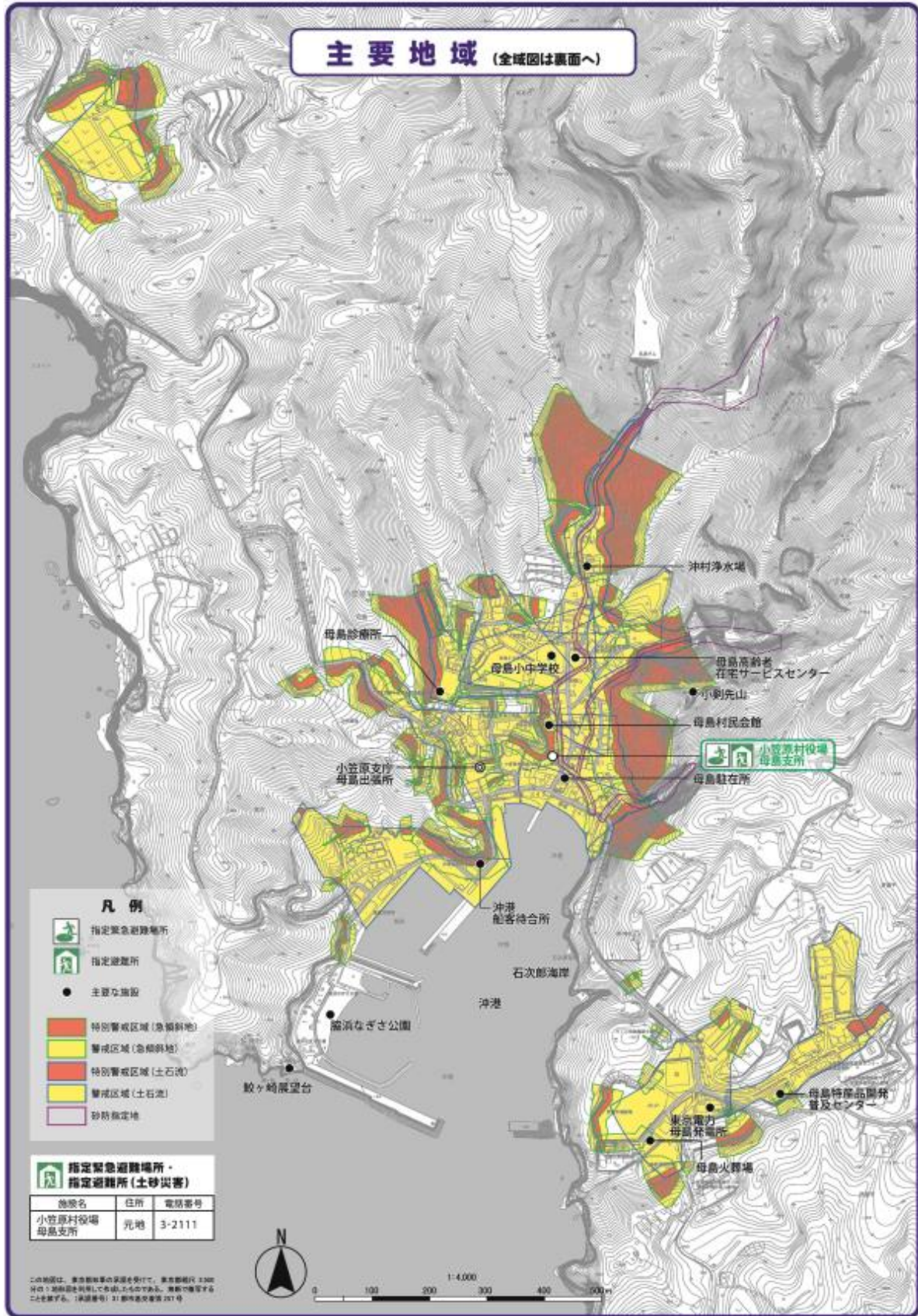
名称	父島	母島	合計
急傾斜地の崩壊	179	56	235
土石流	29	12	41
地すべり	-	-	-

【父島の主要地域】



出典：「小笠原村土砂災害ハザードマップ（令和2年3月発行）」

【母島の主要地域】



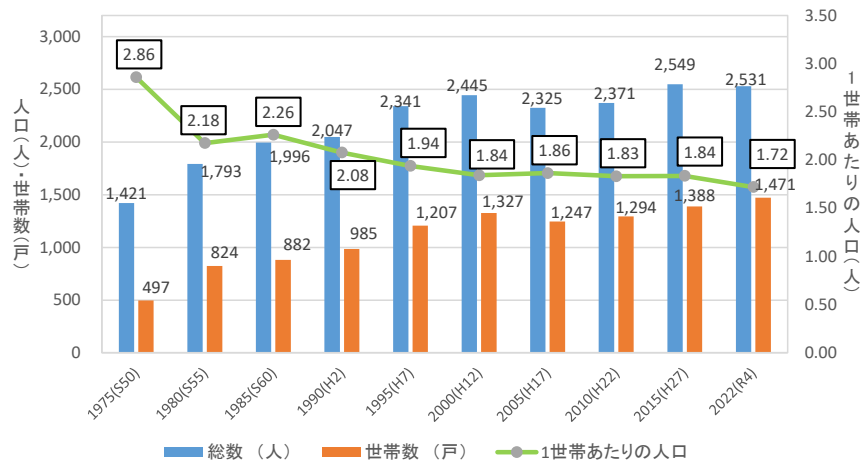
出典：「小笠原村土砂災害ハザードマップ（令和2年3月発行）」

2 人口動向

1) 人口、世帯数

本村の人口は令和4年現在 2,531 人で、平成 27 年をピークに微減で推移しています。なお、父島、母島の人口はそれぞれ 2,075 人（82%）、456 人（18%）となっています。

■人口及び世帯数の推移



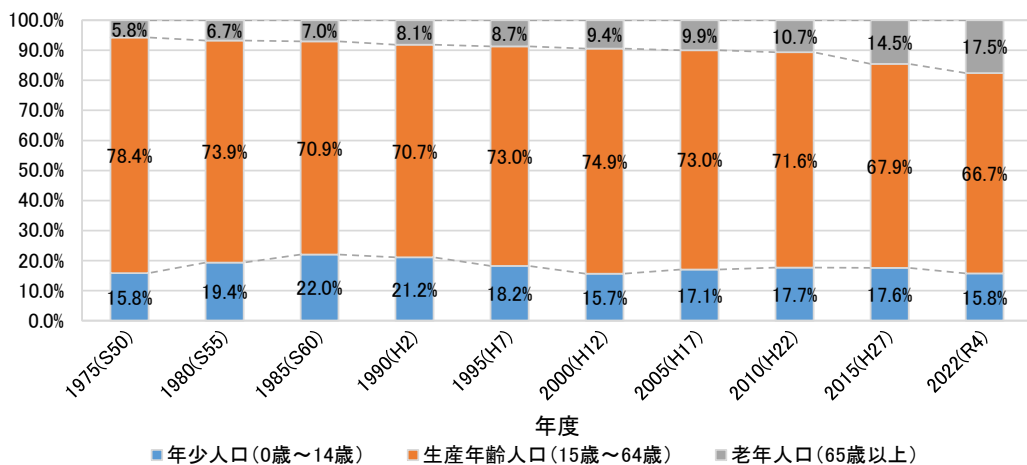
出典：「(各年) 国勢調査」(総務省統計局) 父島と母島のみ的人口

2022 (R4) 年の数値は、令和4年4月1日現在の住民基本台帳から集計

2) 年齢階層別人口

人口の推移を年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65 歳以上）の3区分で見ると、老年人口の割合は、平成 17 年以前は 10%以下でしたが令和4年には 17.5%となり、年々増加する傾向にあります。年少人口（0～14 歳）は、昭和 60 年が 22%とピークでしたが令和4年には 15.8%となり、減少傾向にあります。

■年齢階層別人口の推移



出典：「(各年) 国勢調査」(総務省統計局) 父島と母島のみ的人口

2022 (R4) 年の数値は、令和4年4月1日現在の住民基本台帳から集計

3) 将来人口推計

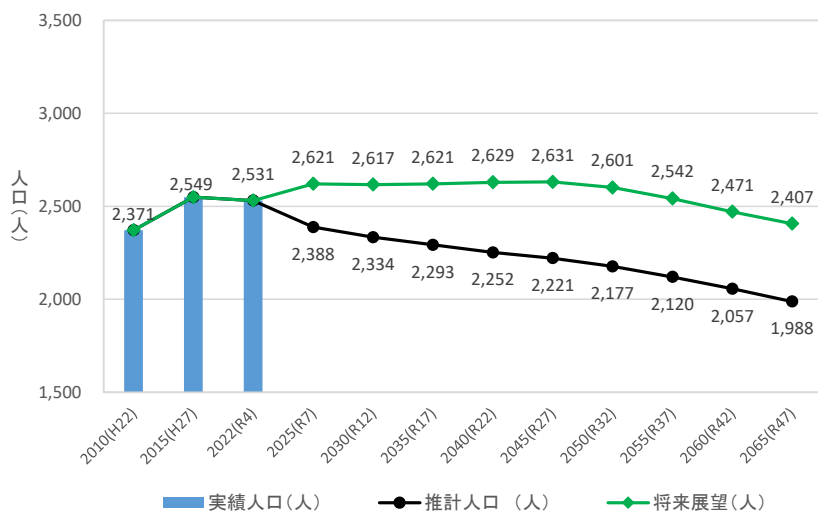
本村の将来人口は、「小笠原村人口ビジョン・総合戦略(第2期)」から、平成27年の2,549人をピークに減少に転じ、令和47年には1,988人まで減少することが見込まれています。

また、将来展望による人口についても、令和27年まで2,600人を超えてほぼ横ばいで推移するが、令和32年以降は、老年人口の減少を背景に減少していくと予測されています。

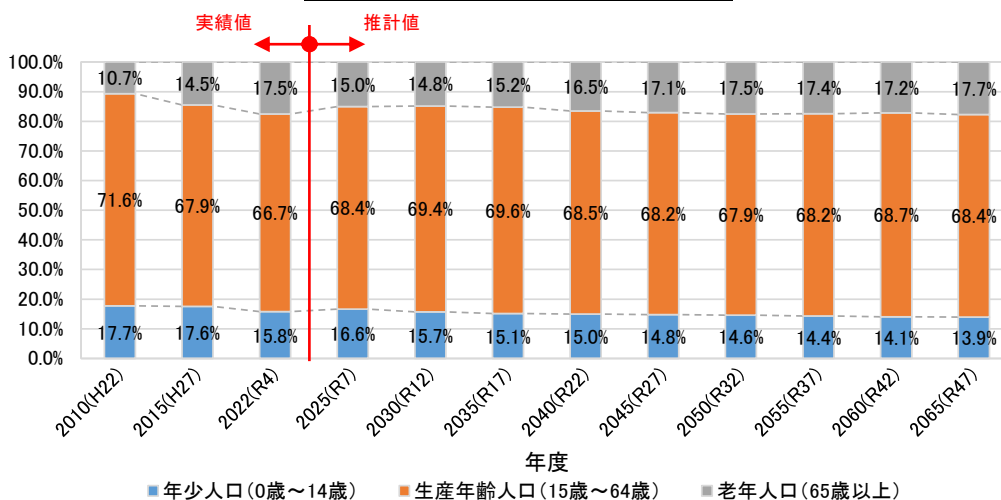
年齢階層別人口割合の推移については、老年人口の割合(高齢化率)は、令和12年までは増減を繰り返し、令和32年にかけて高齢化が進行し、17.5%になると予測されます。その後は、老年人口の減少とともに、老年人口の割合も減少すると予測されます。

一方、年少人口の割合は、減少傾向を辿りながら推移し、令和47年には13.9%になると予測されます。

■将来人口の推計結果



■年齢階層別人口の将来人口推計



出典：2015(H27)以前は「国勢調査」(総務省統計局)による
 2022(R4)年の数値は、令和4年4月1日現在の住民基本台帳から集計
 2025(R7)以降は「小笠原村人口ビジョン・総合戦略(第2期)」(令和2年3月)

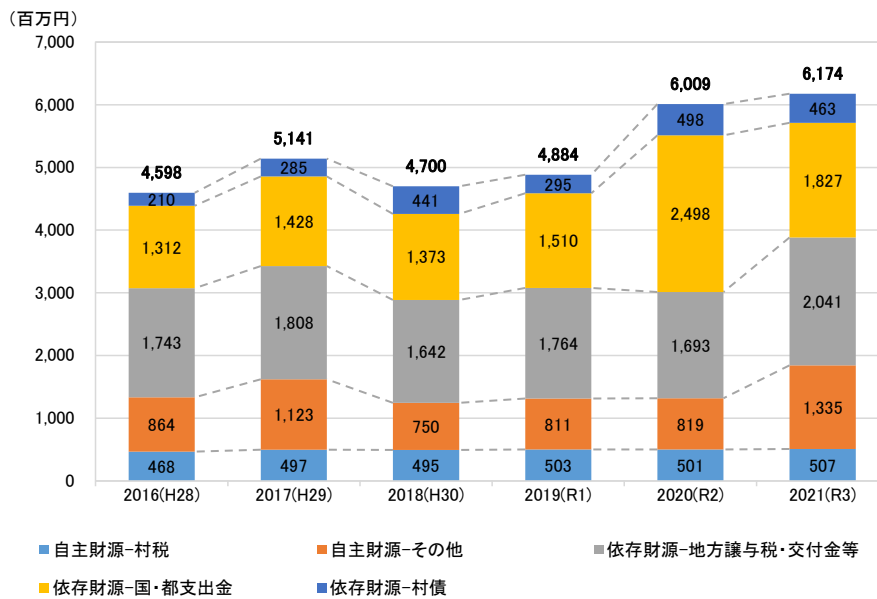
3 財政状況

1) 歳入

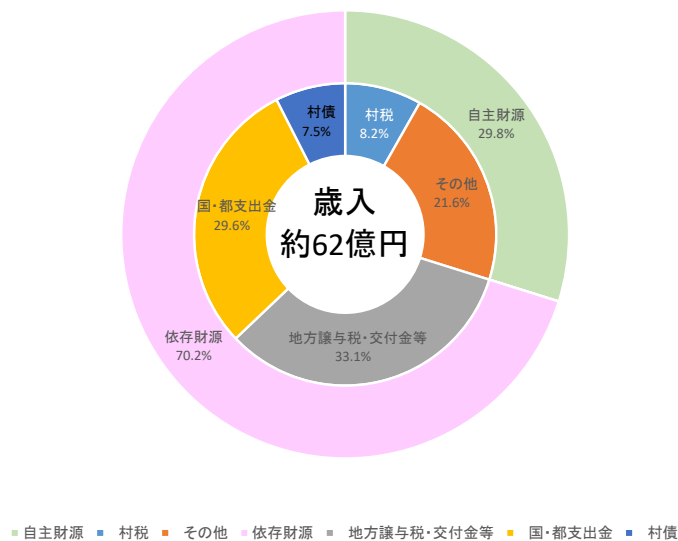
本村の歳入額は、令和元年度までは概ね横ばいで推移していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金給付事業等の影響で国庫支出金が大幅に増加しました。また、令和3年度は国の一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に伴う財政措置等により地方交付税が増加し、約62億円になっています。

歳入額の内訳をみると、自主財源（村税、その他）が30%、依存財源（地方譲与税・交付金、国・県支出金、村債）が70%となっており、依存財源の重要性が伺えます。

■歳入額の推移



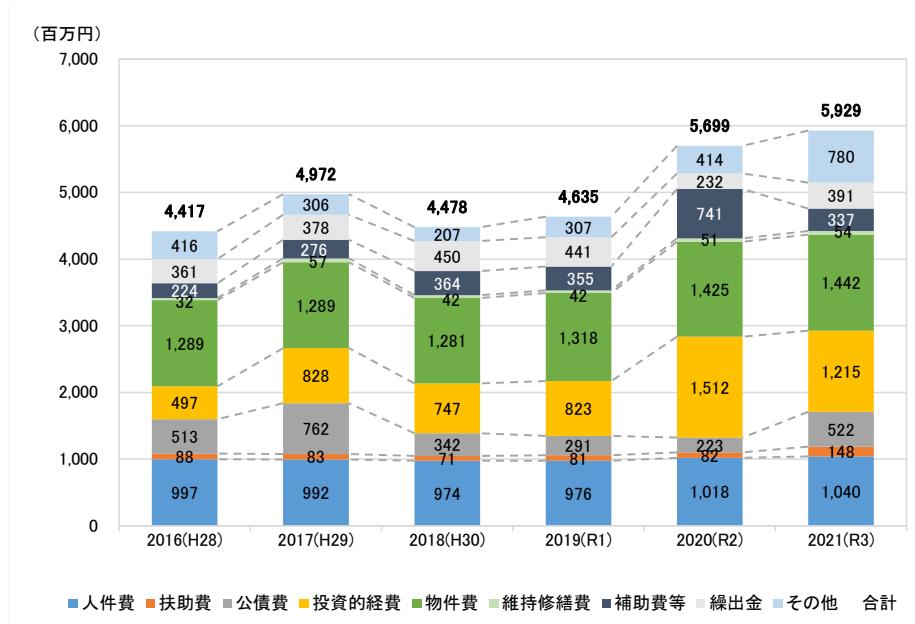
■歳入額の内訳（令和3年度）



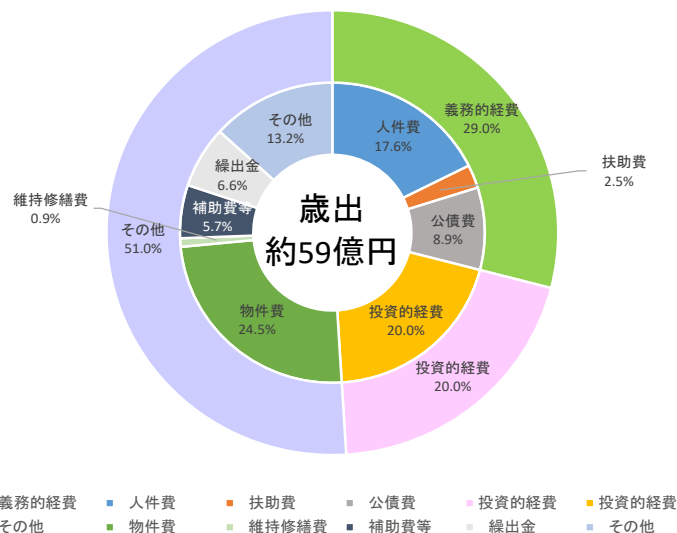
2) 歳出

本村の歳出額は、令和元年度までは概ね横ばいで推移していましたが、令和2年度は児童福祉施設整備や村道整備工事等の大規模事業が複数あり投資的経費が増加したほか、新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金給付事業等の影響で補助費等が大幅に増加しました。また、令和3年度は村債の元利償還金繰上償還等を行ったことにより、約59億円となっています。

■歳出の推移



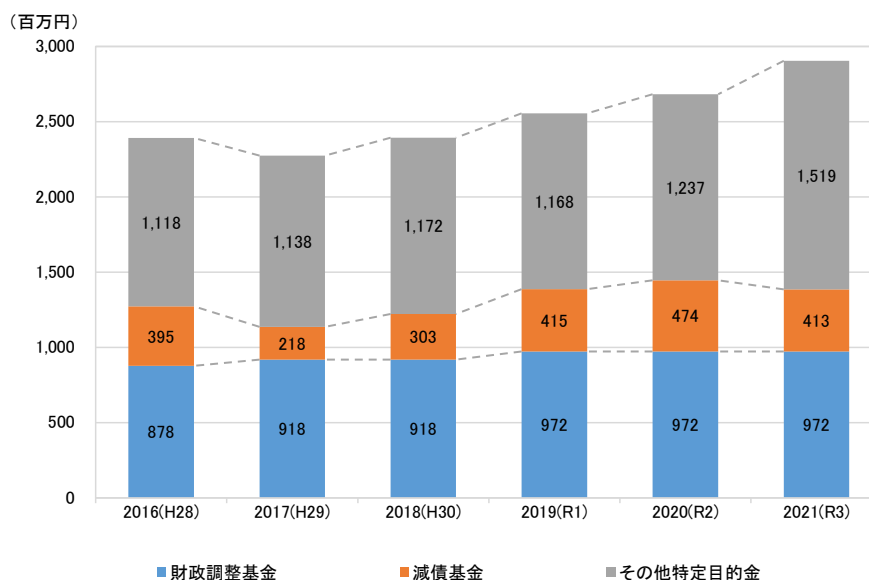
■歳出の内訳（令和3年度）



3) 基金

基金は、平成 29 年度以降増加傾向にあります。今後、村税の大幅な増加が期待できない一方、社会保障費の増加が見込まれるなか、基金の取り崩しを余儀なくされるなど厳しい状況が予想されるため、計画的な基金の積み立て・取り崩しが必要です。

■ 基金の推移



※財政調整基金：決算剰余金が多いときは積立し、不足時には取り崩すなど、財源を調整し、計画的な財政運営を行うための基金

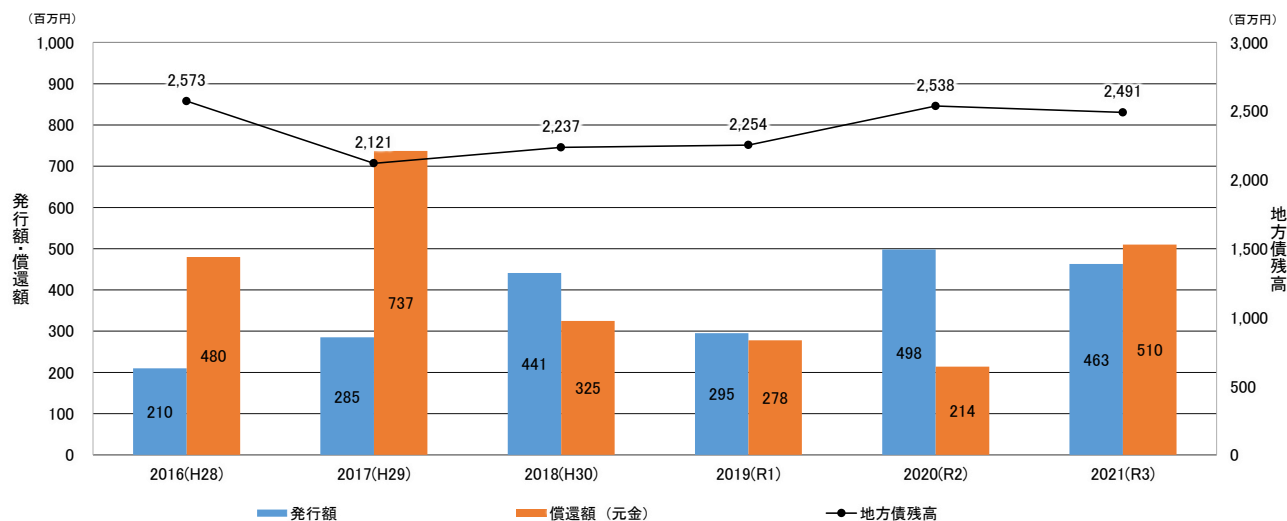
減債基金：村債償還を計画的に行うための基金

その他特定目的基金：大型公共施設の整備等、特定の目的を計画的に実施できるように積み立てた基金

4) 村債

村債残高については、平成 29 年度以降増加傾向にあります。
村債の借り入れは、施設整備等に係る世代間の公平性を確保するための有効な手段ですが、残高が増加すると将来の財政負担に影響を与えることも懸念されます。

■村債残高等の推移



5) 過去5年間の公共施設等の更新、改修、維持管理・修繕に要した経費の推移

(1) 過去5年間の普通建設事業費の推移

公共施設等の改修や更新にかかった過去5年間の普通建設事業費は、下表のとおりです。

■公共施設等にかかる普通建設事業費

(単位：千円)

種別	費目	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	平均額
建築物	既存更新分	176,226	391,129	216,852	181,055	230,955	239,243
	新規整備分	6,620	24,942	108,360	474,610	399,553	202,817
	用地取得分	17,306	50,000	43,000	28,209	114,387	50,581
道路	既存更新分	76,963	30,403	181,294	69,757	108,061	93,295
	新規整備分	592	0	0	0	0	118
	用地取得分	3,499	0	0	0	0	700
橋りょう	既存更新分	11,880	0	0	0	0	2,376
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
トンネル	既存更新分	0	0	0	283,839	0	56,768
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0

種別	費目	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	平均額
公園	既存更新分	20,628	2,268	0	0	12,950	7,169
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
水道	既存更新分	660,035	269,696	194,848	230,995	221,810	315,477
	新規整備分	62,237	391,180	249,983	71,310	0	154,942
	用地取得分	0	0	1,194	0	0	239
下水道	既存更新分	184,399	143,982	70,028	104,173	87,683	118,053
	新規整備分	2	13	414	0	0	86
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
情報通信	既存更新分	258,664	4,010	3,378	3,751	2,783	54,517
	新規整備分	0	0	0	15,180	518	3,140
	用地取得分	0	0	0	0	0	0

※既存更新分とは、既存の公共施設の建替え及び改修、道路の舗装の打換え、下水管の更新等既存の公共施設等を更新等するための普通建設事業費です。

新規整備分とは、公共施設の新設、道路及び下水管の新規区間の整備等新規の公共施設等を整備するための普通建設事業費です。

用地取得分とは、公共施設等の建設等のために用地を取得するための費用です。

(2) 過去5年間の維持補修費の推移

公共施設等における過去5年間の維持補修費は、下表のとおりです。

■公共施設等にかかる維持補修費

(単位：千円)

種別	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	平均額
建築物	41,008	28,659	28,456	29,918	33,671	32,342
道路	4,302	5,652	2,073	4,801	3,683	4,102
橋りょう	0	0	0	0	0	0
トンネル	0	0	0	0	0	0
公園	767	108	96	0	386	271
水道	6,931	8,386	4,585	6,056	4,721	6,136
下水道	4,142	3,356	6,503	1,059	2,760	3,564
情報通信	1,012	11	1,969	2,890	0	1,176

(3) 過去5年間の更新、改修、維持管理・修繕に要した経費の推移

公共施設等における過去5年間の更新、改修、維持管理・修繕に要した経費は、下表のとおりです。なお、更新及び改修には普通建設事業費のうち既存更新分のみを含めています。

■公共施設等の更新、改修、維持管理・修繕に要した経費

(単位：千円)

種別	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	平均額
建築物	217,233	419,788	245,308	210,973	264,626	271,586
道路	81,265	36,055	183,367	74,558	111,743	97,398
橋りょう	11,880	0	0	0	0	2,376
トンネル	0	0	0	283,839	0	56,768
公園	21,395	2,376	96	0	13,336	7,441
水道	666,966	278,082	199,433	237,051	226,531	321,613
下水道	188,542	147,338	76,531	105,231	90,443	121,617
情報通信	259,677	4,021	5,347	6,641	2,783	55,694

第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1 公共施設等の現状

公共施設等の現状について、地理的な状況を踏まえ、父島（硫黄島の2施設を含む。）と母島に分けて説明します。

1) 建築物

(1) 施設数

建築物（インフラ施設の建築物を含みます。）の全施設数は、父島が65施設、母島が35施設あり、村全体では100施設あります。

父島では、住宅施設（19施設）が最も多く、次いで行政系施設（13施設）、産業系施設（5施設）と続いています。

母島では、住宅施設（10施設）が最も多く、次いで行政系施設（8施設）、その他（4施設）と続いています。

■施設類型別施設数

区分	大分類	中分類	主な施設	父島		母島		合計	
				施設数		施設数		施設数	
				大分類	中分類	大分類	中分類	大分類	中分類
建築物	市民文化系施設	村民施設	交流センター、村民会館	2	2	1	1	3	3
	社会教育系施設	郷土資料施設	コース記念館	0	0	1	1	1	1
	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	商工観光会館、レストハウス、休憩施設	4	3	2	1	6	4
		体育施設	運動場		1		1		2
	産業系施設	産業施設	陶芸小屋、特産品開発普及センター、海洋センター、亀解体場	5	3	1	1	6	4
		公共交通関連施設	村営バス車庫・営業所		2		0		2
	学校教育系施設	教育施設	小学校、中学校	2	2	1	1	3	3
	子育て支援施設	保育園	保育園	1	1	1	1	2	2
	保健・福祉系施設	福祉施設	地域交流施設、地域福祉センター、高齢者在宅サービスセンター、有料老人ホーム	3	3	1	1	4	4
	医療施設	診療施設	診療所	2	2	1	1	3	3
	行政系施設	庁舎施設	村役場、支所、情報センター		3		1		4
		消防施設	消防車庫	13	2	8	1	21	3
		防災施設	防災備蓄倉庫、中継局		8		6		14
	住宅施設	村民住宅施設	村営住宅		2		0		2
		医師住宅施設	医師住宅	19	3	10	2	29	5
		厚生施設	職員住宅		14		8		22
供給処理施設	清掃施設	クリーンセンター、埋立処分場処理施設、リレーセンター	2	2	1	1	3	3	
その他	火葬場施設	火葬場		1		1		2	
	便所	便所（母島北港・東港・南崎、父島夜明山）	3	1	4	3	7	4	
	硫黄島施設	硫黄島平和祈念会館		1		0		1	
インフラ	公園	公園施設	大根山公園休憩舎、硫黄島島民平和祈念墓地公園	2	2	0	0	2	2
	水道	浄水施設	浄水場、ポンプ場、水道倉庫	3	3	1	1	4	4
	下水道	し尿処理施設	し尿処理場、中継ポンプ場	4	4	2	2	6	6
合計			65	65	35	35	100	100	

(2) 延床面積

建築物(インフラの建築物を含みます。)の総保有量は、父島が 23,740 m²、母島が 10,141 m²あり、村全体では 33,881 m²になります。

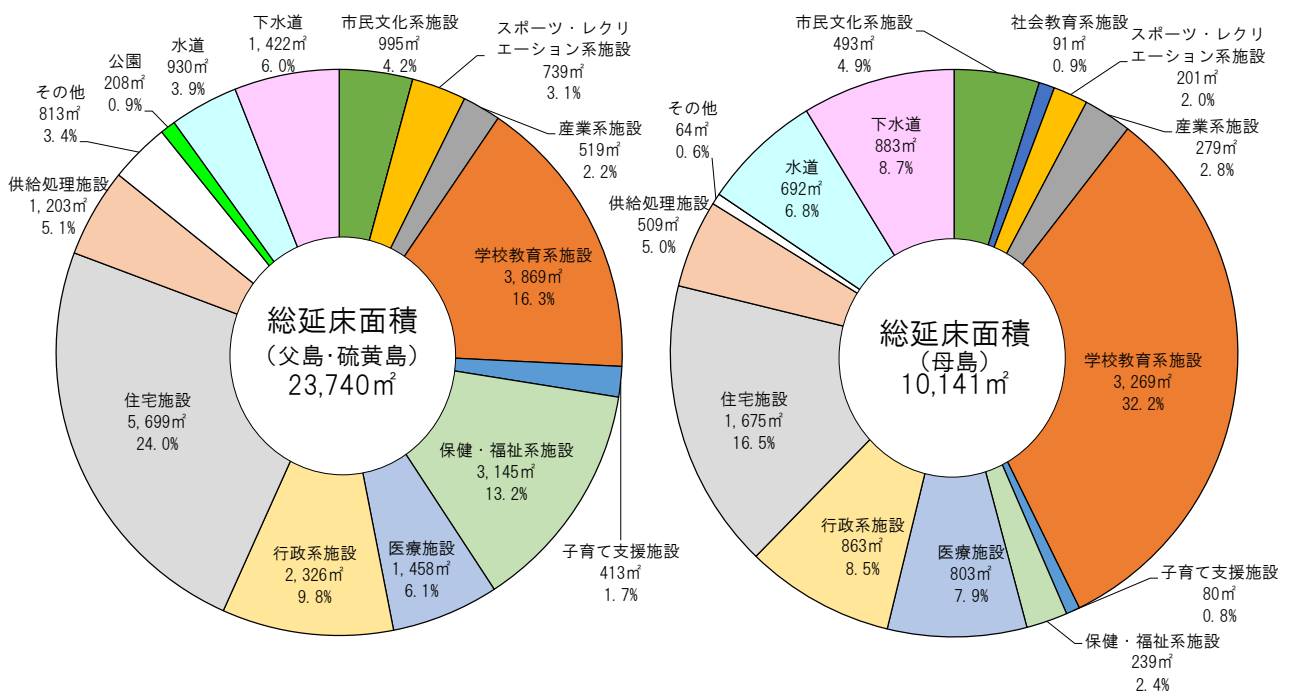
父島では、住宅施設(24.0%)が最も多く、次いで学校教育系施設(16.3%)、保健・福祉系施設(13.2%)と続き、この3施設類型で半数以上を占めています。

母島では、学校教育系施設(32.2%)が最も多く、次いで住宅施設(16.5%)、下水道(8.7%)と続き、この3施設類型で半数以上を占めています。

■施設類型別延床面積

施設類型	父島		母島		全域	
	面積(m ²)	割合	面積(m ²)	割合	面積(m ²)	割合
市民文化系施設	995	4.2%	493	4.9%	1,487	4.4%
社会教育系施設	0	0.0%	91	0.9%	91	0.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	739	3.1%	201	2.0%	940	2.8%
産業系施設	519	2.2%	279	2.8%	798	2.4%
学校教育系施設	3,869	16.3%	3,269	32.2%	7,138	21.1%
子育て支援施設	413	1.7%	80	0.8%	493	1.5%
保健・福祉系施設	3,145	13.2%	239	2.4%	3,384	10.0%
医療施設	1,458	6.1%	803	7.9%	2,262	6.7%
行政系施設	2,326	9.8%	863	8.5%	3,189	9.4%
住宅施設	5,699	24.0%	1,675	16.5%	7,374	21.8%
供給処理施設	1,203	5.1%	509	5.0%	1,712	5.1%
その他	813	3.4%	64	0.6%	877	2.6%
公園	208	0.9%	0	0.0%	208	0.6%
水道	930	3.9%	692	6.8%	1,623	4.8%
下水道	1,422	6.0%	883	8.7%	2,305	6.8%
計	23,740	100.0%	10,141	100.0%	33,881	100.0%

注：四捨五入しているため個々の数字の合計は必ずしも合計欄と一致しません。



(3) 保有状況の推移

父島では、建築物の総延床面積は令和3年度に平成28年度から0.3%減少した23,740㎡となっています。施設類型別にみると、住宅施設の延床面積が160㎡減少しています。これは清瀬職住11号棟の新築工事による延床面積の増加と清瀬職住3号棟の解体工事による延床面積の減少によるものです。

母島では、建築物の総延床面積は令和3年度に平成28年度から4.5%増加した10,141㎡となっています。施設類型別にみると、水道の延床面積が239㎡増加しています。これは沖村浄水場の更新工事によるものです。

■建築物の施設数と施設規模（父島）

施設類型	施設数				延床面積（㎡）			
	H28	R3	増減	R3(%)	H28	R3	増減	R3(%)
市民文化系施設	2	2	0	3.1%	995	995	0	4.2%
社会教育系施設	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
林・ツ・クリエーション系施設	4	4	0	6.2%	723	739	17	3.1%
産業系施設	5	5	0	7.7%	519	519	0	2.2%
学校教育系施設	2	2	0	3.1%	3,869	3,869	0	16.3%
子育て支援施設	1	1	0	1.5%	413	413	0	1.7%
保健・福祉系施設	3	3	0	4.6%	3,145	3,145	-0	13.2%
医療施設	2	2	0	3.1%	1,458	1,458	0	6.1%
行政系施設	11	13	2	20.0%	2,270	2,326	55	9.8%
住宅施設	19	19	0	29.2%	5,858	5,699	-160	24.0%
供給処理施設	2	2	0	3.1%	1,203	1,203	0	5.1%
その他	3	3	0	4.6%	804	813	10	3.4%
公園	2	2	0	3.1%	208	208	0	0.9%
水道	3	3	0	4.6%	930	930	0	3.9%
下水道	4	4	0	6.2%	1,422	1,422	0	6.0%
計	63	65	2	100.0%	23,818	23,740	-78	100.0%

注：四捨五入しているため個々の数字の合計は必ずしも合計欄と一致しません。

注：前回の総合管理計画策定時の「旧父島診療所（自家発電機室）」の延床面積に集計誤りがあったため、修正後の延床面積108.00㎡を平成28年度の医療施設に含めています。

注：前回の総合管理計画策定時に不明だった「清瀬職住9号棟（都）」、「奥村職住20号棟（都）」、「奥村職住21号棟（都）」の延床面積合計719.02㎡は、平成28年度の住宅施設に含めています。

■建築物の施設数と施設規模（母島）

施設類型	施設数				延床面積（㎡）			
	H28	R3	増減	R3(%)	H28	R3	増減	R3(%)
市民文化系施設	1	1	0	2.9%	493	493	-0	4.9%
社会教育系施設	1	1	0	2.9%	91	91	0	0.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	2	2	0	5.7%	201	201	0	2.0%
産業系施設	1	1	0	2.9%	279	279	0	2.8%
学校教育系施設	1	1	0	2.9%	3,269	3,269	0	32.2%
子育て支援施設	1	1	0	2.9%	80	80	0	0.8%
保健・福祉系施設	1	1	0	2.9%	239	239	0	2.4%
医療施設	1	1	0	2.9%	803	803	0	7.9%
行政系施設	6	8	2	22.9%	854	863	9	8.5%
住宅施設	9	10	1	28.6%	1,490	1,675	185	16.5%
供給処理施設	1	1	0	2.9%	509	509	0	5.0%
その他	4	4	0	11.4%	64	64	0	0.6%
公園	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
水道	1	1	0	2.9%	454	692	239	6.8%
下水道	2	2	0	5.7%	883	883	0	8.7%
計	32	35	3	100.0%	9,708	10,141	433	100.0%

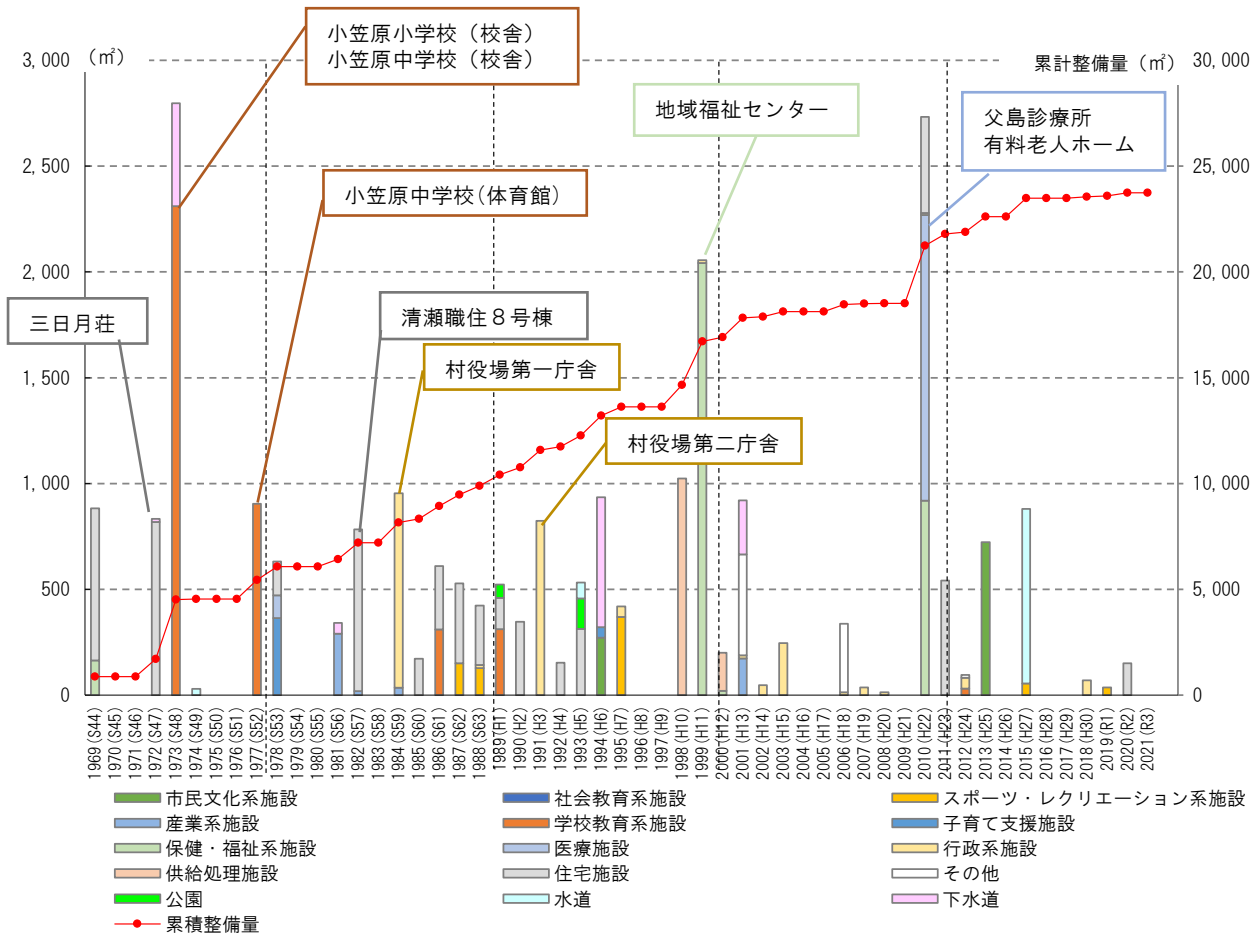
注：四捨五入しているため個々の数字の合計は必ずしも合計欄と一致しません。

(4) 建築年度

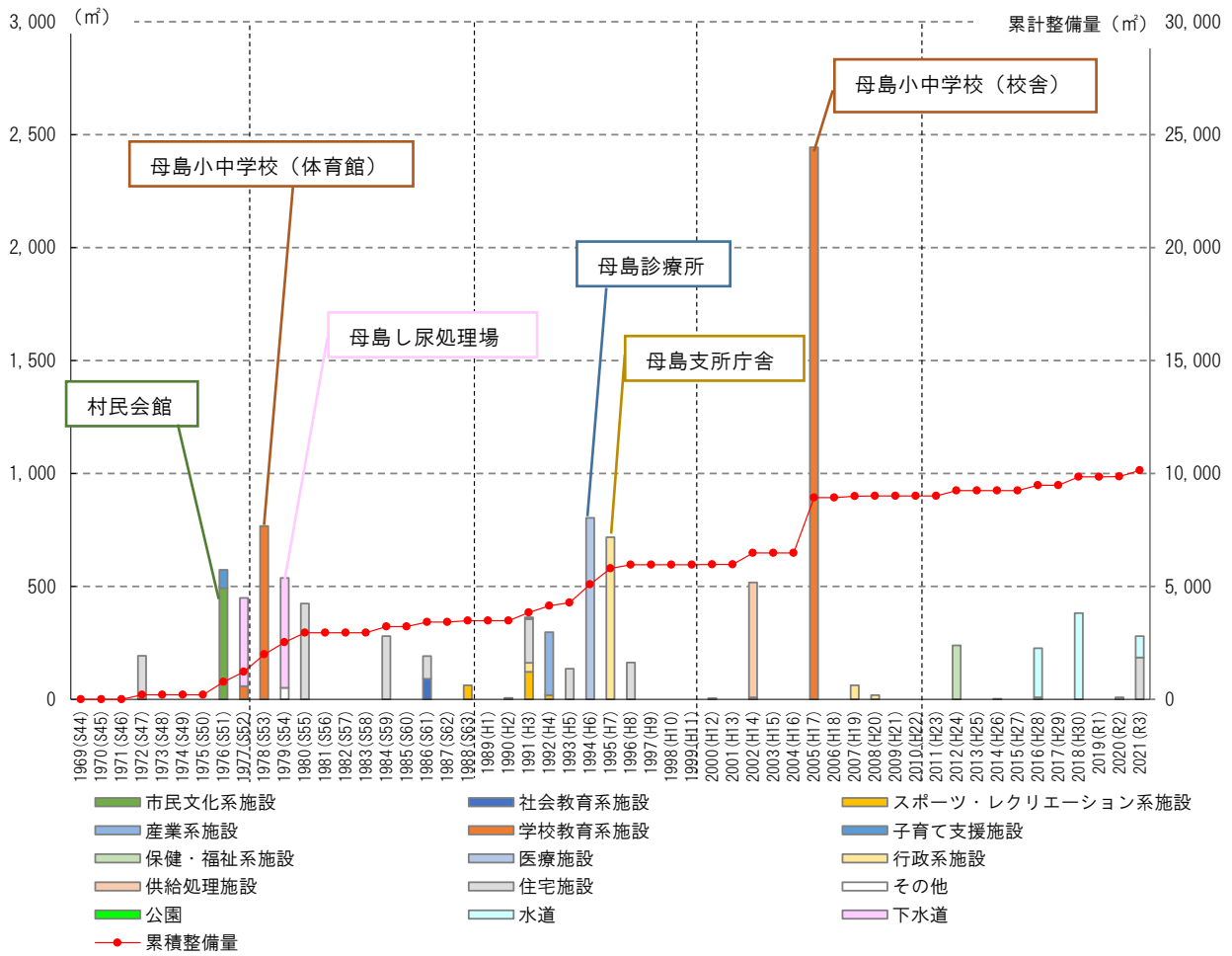
父島では、昭和 47 年度の三日月荘をはじめに、昭和 40 年代後半には小笠原小学校と中学校の校舎と体育館を、昭和 50 年代後半から平成初期には住宅施設や行政施設など多くの施設を整備してきました。また近年では、平成 22 年度に父島診療所と有料老人ホーム「太陽の郷」の複合施設を建替えしています。

母島では、昭和 51 年度の村民会館をはじめに、昭和 50 年代前半には母島小中学校の体育館と母島し尿処理場を、平成初期には母島診療所や母島支所庁舎などの施設を整備してきました。また近年では、令和 3 年度に沖村浄水場の建替えが完了しています。

■ 建築年度別延床面積（父島）



■ 建築年度別延床面積（母島）



(5) 経過年数

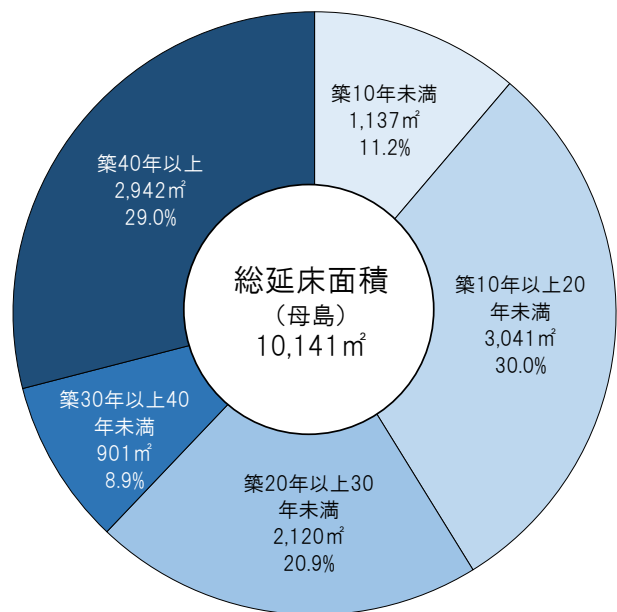
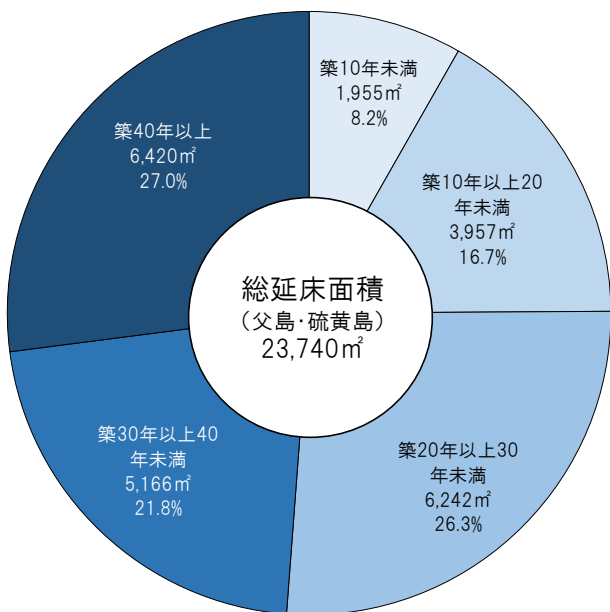
父島では、建築後 30 年以上を経過した施設が約 49%あり、そのうち、建築後 40 年以上を経過した施設が約 27%もあります。さらにこの先 10 年後には 20 年以上 30 年未満の約 26%の施設が追加され、全体の約 75%近くが 30 年以上を経過する施設となります。

母島では、建築後 30 年以上を経過した施設が約 38%あり、この先 10 年後には 20 年以上 30 年未満の約 21%の施設が追加され、全体の約 59%以上が 30 年以上を経過する施設となります。

■経過件数の割合

施設類型	父島		母島		計	
	面積 (m ²)	割合	面積 (m ²)	割合	面積 (m ²)	割合
築 10 年未満	1,955	8.2%	1,137	11.2%	3,092	9.1%
築 10 年以上 20 年未満	3,957	16.7%	3,041	30.0%	6,997	20.7%
築 20 年以上 30 年未満	6,242	26.3%	2,120	20.9%	8,362	24.7%
築 30 年以上 40 年未満	5,166	21.8%	901	8.9%	6,067	17.9%
築 40 年以上	6,420	27.0%	2,942	29.0%	9,362	27.6%
計	23,740	100.0%	10,141	100.0%	33,881	100.0%

注：四捨五入しているため個々の数字の合計は必ずしも合計欄と一致しません。



(6) 耐震化

父島では、新耐震基準に適合した施設が約 73%あります。

母島では、新耐震基準に適合した施設が約 71%あります。

旧耐震基準の施設で新耐震基準に未対応の施設については、父島に約 12%、母島に約 20%ありますが、保育園などの建替えを検討しています。

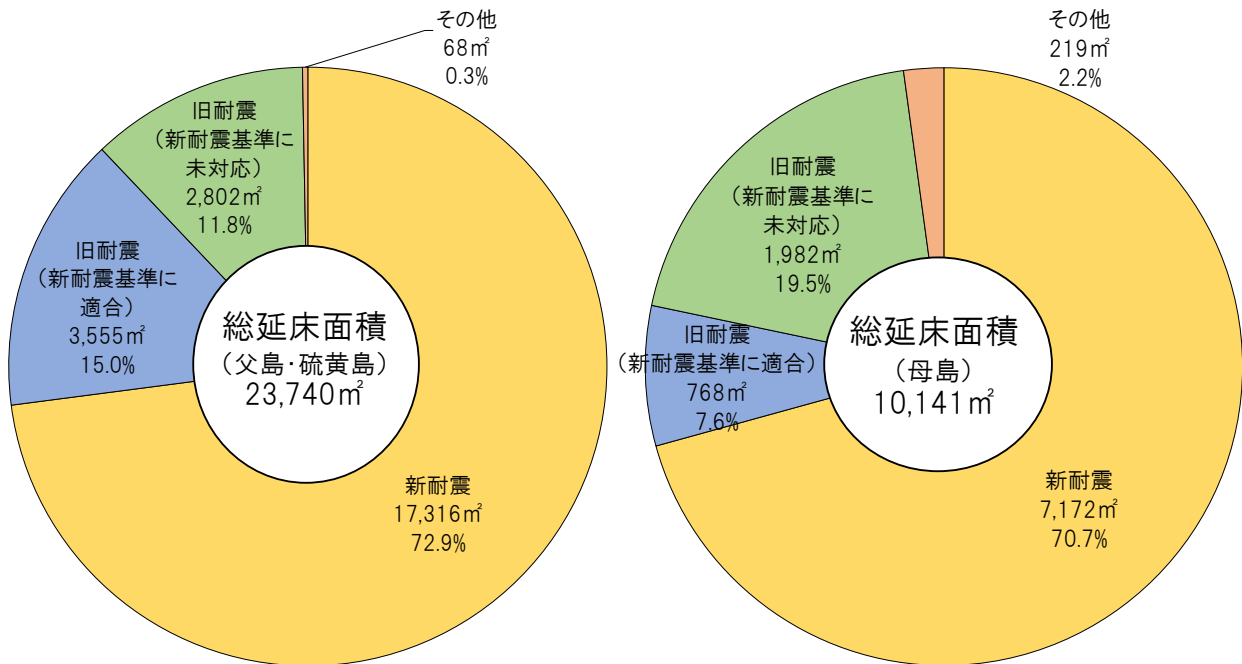
■耐震化の割合

耐震基準	父島		母島		計	
	面積 (㎡)	割合	面積 (㎡)	割合	面積 (㎡)	割合
新耐震基準	17,316	72.9%	7,172	70.7%	24,488	72.3%
旧耐震基準 (新耐震基準に適合)	3,555	15.0%	768	7.6%	4,323	12.8%
旧耐震基準 (新耐震基準に未対応)	2,802	11.8%	1,982	19.5%	4,784	14.1%
その他	68	0.3%	219	2.2%	287	0.8%
計	23,740	100.0%	10,141	100.0%	33,881	100.0%

注：四捨五入しているため個々の数字の合計は必ずしも合計欄と一致しません。

新耐震基準は、1981年（昭和56年）6月より建築基準法改正により導入されました。

旧耐震基準は、改正前に設計された施設になります。



(7) 津波浸水想定区域

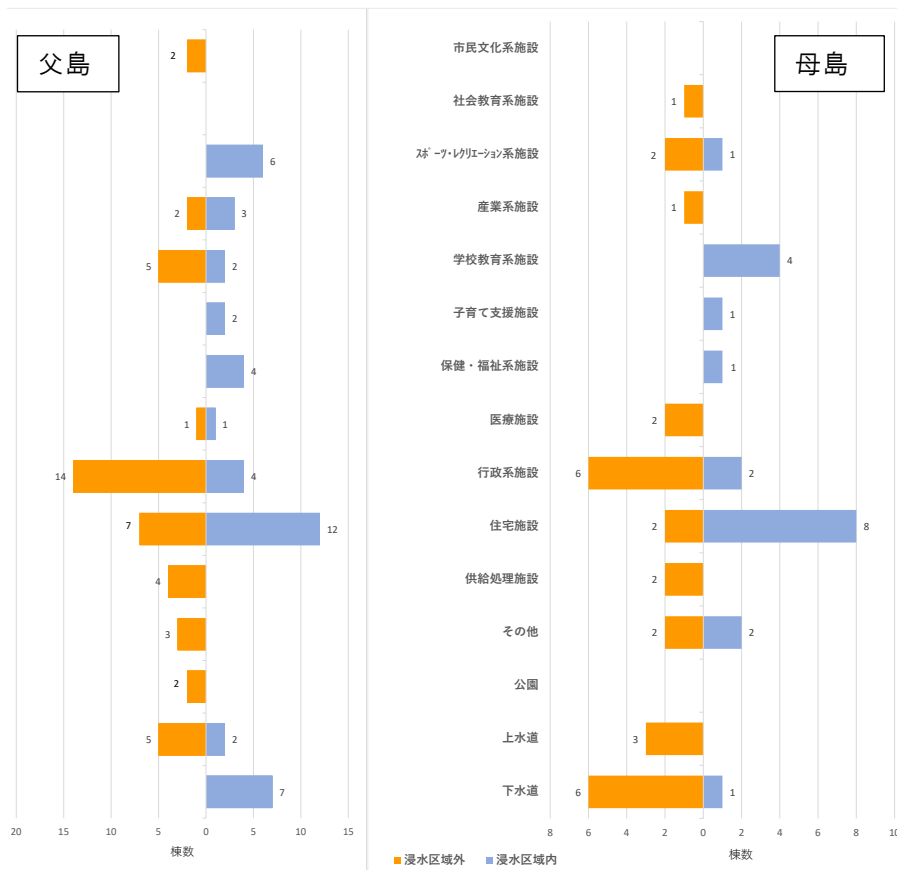
父島では、住宅施設やスポーツ・レクリエーション系施設、下水道施設等が津波浸水想定区域に立地している状況にあります。

母島では、住宅施設や学校教育系施設、母島支所等が津波浸水想定区域に立地している状況にあります。

また、子育て支援施設や保健・福祉系設が津波浸水想定区域に立地しています。

■津波浸水想定区域の建築物棟数

施設類型	父島		母島		計	
	区域内 (棟数)	区域外 (棟数)	区域内 (棟数)	区域外 (棟数)	区域内 (棟数)	区域内に 立地する 建物割合
市民文化系施設	0	2	1	0	1	33.3%
社会教育系施設	0	0	0	1	0	0.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	6	0	1	2	7	77.8%
産業系施設	3	2	0	1	3	50.0%
学校教育系施設	2	5	4	0	6	54.5%
子育て支援施設	2	0	1	0	3	100.0%
保健・福祉系施設	4	0	1	0	5	100.0%
医療施設	1	1	0	2	1	25.0%
行政系施設	4	14	2	6	6	23.1%
住宅施設	12	7	8	2	20	69.0%
供給処理施設	0	4	0	2	0	0.0%
その他	0	3	2	2	2	28.6%
公園	0	2	0	0	0	0.0%
水道	2	5	0	3	2	20.0%
下水道	7	0	1	6	8	57.1%
計	43	45	21	27	64	47.1%



① 災害時の避難場所

災害時の避難場所等については、「小笠原村地域防災計画（令和2年8月修正）」で以下のとおり指定しています。

避難収容所には、津波には対応していない台風のみ施設もあります。

■指定緊急避難場所一覧

指定緊急避難場所	住所	電話	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火災
小笠原小中学校	宮之浜道	2-2502	○	×	○	○	○	○
小笠原高等学校	清瀬	2-2342	○	×	○	○	○	○
奥村交流センター	奥村	-	○	×	○	○	○	○
扇浦交流センター	扇浦	2-3220	○	○	○	○	○	○
地域福祉センター	奥村	2-2911	○	○	×	×	×	○
母島支所	元地	3-2111	○	○	○	×	×	○
母島診療所駐車場	元地	3-2115	○	×	○	○	○	○
母島小中学校	元地	3-2182	○	×	○	×	×	○
評議平運動場	評議平	-	○	×	○	○	○	○

■指定避難場所一覧

収容地区	施設名	所在地及び電話番号	面積	構造	収容人員（人）		主な用途
					一時 4,450	長期 2,210	
父島	小笠原小中学校体育館	宮之浜道 2-2502	796 m ²	耐火	960	480	津波
	小笠原高等学校 （体育館） （武道場） （音楽室）	清瀬 2-2342	1,150 m ² (800 m ²) (200 m ²) (150 m ²)	耐火	1,380 (960) (240) (180)	690 (480) (120) (90)	津波 台風
	地域福祉センター	奥村 2-2911	315 m ²	耐火	380	190	台風 土砂
	扇浦交流センター	扇浦 2-3220	272 m ²	木造	320	160	津波 台風 土砂
	奥村交流センター	奥村	327 m ²	耐火	390	190	津波 台風
母島	母島支所	元地 3-2111	66 m ²	耐火	120	60	台風 土砂
	母島診療所 （カフアルーム）	元地 3-2115	77 m ²	耐火	90	40	津波
	母島小中学校体育館	元地 3-2182	800 m ²	耐火	960	480	台風

■福祉避難所一覧

収容地区	名称	所在地
父島	小笠原村診療所	清瀬
	小笠原村高齢者在宅サービスセンター	奥村
母島	小笠原村母島高齢者在宅センター	元地
	小笠原村母島診療所	元地

出典：「小笠原村地域防災計画」（令和2年8月修正）

② 津波避難（場）所

津波が発生した際の対応については、「小笠原村津波避難計画（平成28年5月）」を策定して、以下のとおり避難場所を指定しています。

なお、ここでいう「避難所」は、住宅が損壊した被災者等が仮設住宅等に移転できるまでの間に比較的長期にわたって避難する施設、また、「避難場所」は、村が指定する津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいいます。

■津波避難（場）所一覧

地区	名称	所在地	標高	種別
父島	小笠原小中学校	宮之浜道	13m	避難所 / 避難場所
	小笠原高等学校	清瀬	30m	避難所 / 避難場所
	奥村交流センター	奥村	28m	避難所 / 避難場所
	扇浦交流センター	扇浦	20m	避難所 / 避難場所
母島	母島診療所	元地	25m	避難所 / 避難場所
	評議平運動場	評議平	33m	避難場所

出典：「小笠原村津波避難計画」（平成28年5月）

(8) 指定管理施設

本村において指定管理者制度を導入している施設は、以下の4施設です。

現在、スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉系施設、市民文化系施設、社会教育系施設の4つの施設類型となっています。

■指定管理者制度の施設一覧

島	施設名	建物名	所管課	大分類	用途	指定管理者名
父島	奥村運動場	管理棟	教育委員会	スポーツ・レクリエーション系施設	体育施設	社会福祉法人小笠原村 社会福祉協議会
		倉庫・便所棟				
		更衣室				
父島	地域福祉センター	地域福祉センター	村民課	保健福祉系施設	福祉施設	社会福祉法人小笠原村 社会福祉協議会
		倉庫				
母島	村民会館	村民会館	母島支所 村民課	市民文化系施設	村民施設	社会福祉法人小笠原村 社会福祉協議会
	コース記念館	コース記念館	母島支所	社会教育系施設	郷土資料施設	一般社団法人小笠原母島観光協会

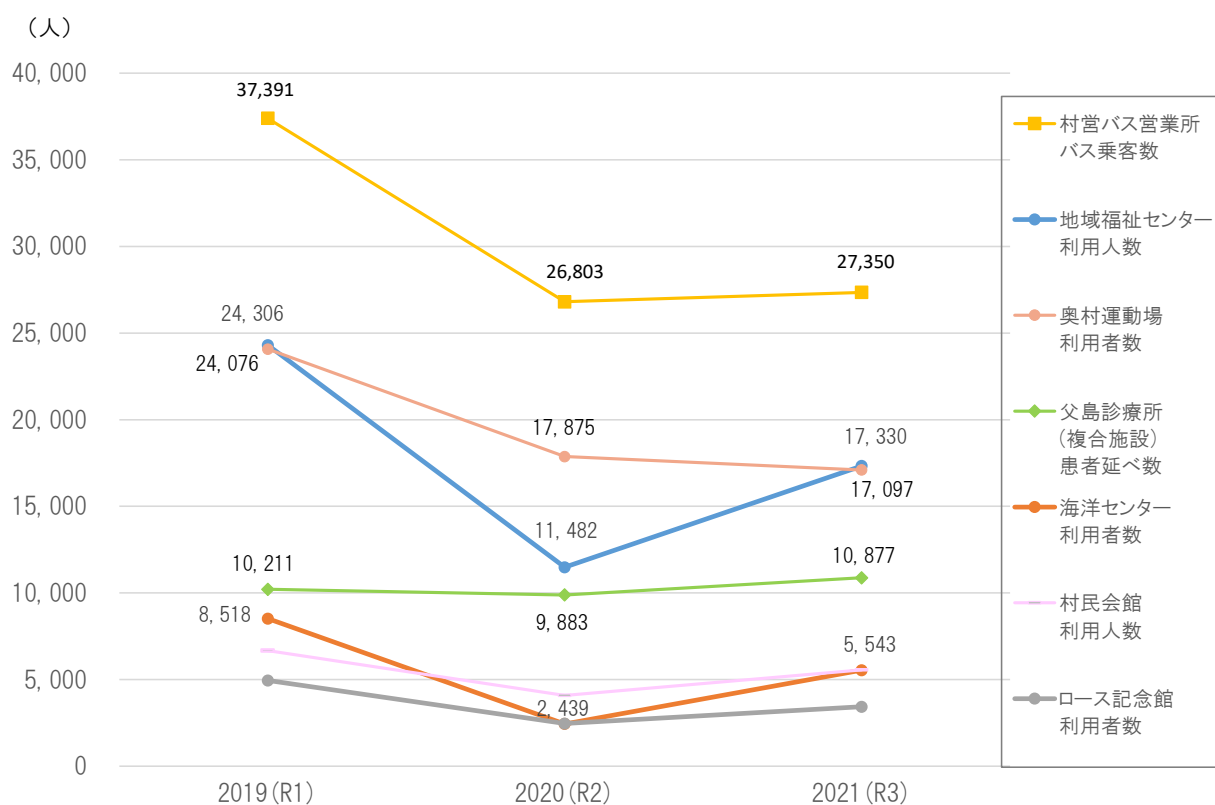
(9) 利用状況

本村における主な公共施設の利用状況は、以下のとおりです。

父島では、村営バス営業所の利用人数が最も多く、年間2万人以上が利用しています。次いで、地域福祉センターと奥村運動場の利用者が多く、年間1万人以上が利用しています。

母島では、村民会館の利用人数が最も多く、年間0.5万人程度が利用しています。次いで、ローズ記念館では約0.4万人程度が利用しています。

■ 主な公共施設の利用状況



注：奥村運動場にはテニスコート、ゲートボールコート、グラウンド、会議室の利用者数を集計しています。

2) インフラ施設

(1) 道路

本村が保有している道路の路線数は、父島が一般道路 42 路線と自転車歩行車道 1 路線、母島が 16 路線で、村全体では 59 路線あります。

道路延長は、父島が一般道路 10.8 km と自転車歩行車道 0.3 km、母島が 3.6 km で、村全体では 14.8 km あります。

道路面積は、父島が一般道路 6.6 万㎡と自転車歩行車道 0.2 万㎡、母島が 1.9 万㎡で、村全体では 8.8 万㎡あります。

■道路の保有量

島	種類	路線数	延長 (m)	面積 (㎡)
父島	一般道路	42	10,838.09	66,470.86
母島		16	3,617.62	19,201.09
計		58	14,455.71	85,671.95
父島	自転車歩行車道	1	330.71	1,870.86
合計		59	14,786.42	87,542.81

(2) 橋りょう

本村が保有している橋りょうは、父島が9橋、母島が9橋で、村全体では18橋あります。

橋りょう面積は、父島が201㎡、母島が227㎡で、村全体では428㎡あり、橋種別の内訳ではボックスカルバート（RC）が223㎡、PC床版橋が206㎡となっています。

また、建設年次は、要橋の昭和52年をはじめに昭和63年までとなっており、建設後30年以上が経過しています。

■橋りょうの保有量

島	No.	橋梁名	橋長(m)	幅員(m)	面積(㎡)	橋梁形式	建設年次	
父島	1	無名橋	4.45	5.93	28.74	ボックスカルバート	S59	
	2	無名橋	4.54	5.47	27.74	〃	S59	
	3	無名橋	4.44	5.70	27.72	〃	S59	
	4	無名橋	2.89	4.02	13.86	〃		
	5	無名橋	2.94	5.19	15.27	〃		
	6	無名橋	2.84	5.56	15.79	〃	S60	
	7	無名橋	5.10	5.89	30.04	〃	S60	
	8	無名橋	3.86	4.82	18.61	〃	S61	
	9	無名橋	4.85	4.79	23.23	PC床版橋		
	ボックスカルバート(RC) 計			31.06		177.77		
	PC床版橋 計			4.85		23.23		
計			35.91		201.00			
母島	10	元橋	7.10	5.04	35.78	PC床版橋		
	11	要橋	6.57	5.06	33.24	〃	S52	
	12	剣先橋	5.86	5.05	29.59	〃		
	13	無名橋	3.32	4.15	17.21	ボックスカルバート		
	14	無名橋	3.40	4.20	14.28	〃		
	15	無名橋	3.38	4.03	13.63	〃		
	16	大谷橋	4.78	5.22	24.95	PC床版橋		
	17	新橋	6.00	5.05	30.30	〃		
	18	乳房橋	5.95	4.79	28.51	〃		
	ボックスカルバート(RC) 計			10.10		45.12		
	PC床版橋 計			36.26		182.37		
計			46.36		227.49			
合計			82.27		428.49			

(3) トンネル

本村が保有しているトンネル数は、父島の2箇所、トンネル延長は249mとなっています。

また、建設年次は、それぞれ昭和13年と昭和14年と古く、建設後80年以上が経過しています。

■トンネルの保有量

島	トンネル名	延長 (m)	幅員 (m)	建設年次
父島	大村トンネル	58.83	5.52	S13年
	清瀬トンネル	190.54	5.44	S14年
合計		249.37		

(4) 公園

本村が保有している公園数は、父島が2箇所、母島が1箇所、硫黄島が1箇所、村全体では4箇所あります。

公園面積は、父島の大根山公園が最も広い8,810㎡となっています。

■公園の保有量

島	公園名	面積 (㎡)	開園年月日
父島	清瀬公園	456.51	S54.4.1
	大根山公園	8,810.00	H5.3.30
母島	元橋公園	140.17	S58.10.1
硫黄島	硫黄島島民平和祈 念墓地公園	1,688.00	H2.12.10
合計		11,094.68	

(5) 水道

本村が保有している水道のうち簡易水道には送水管と配水管があり、その延長は、父島が36.7km、母島が6.5kmで、村全体では43.3kmあります。

その他、水源ダムが父島に4箇所、母島に2箇所、村全体では6箇所あります。

■簡易水道の保有量

(簡易水道)		延長 (m)			計
島	管径	φ~ 150mm	φ ~ 200mm	φ ~ 300mm	
父島	導水管及び送水管	16,712			16,712
	配水管	19,163	875	-	20,038
母島	導水管及び送水管	2,872			2,872
	配水管	3,708	-	-	3,708

■水源ダムの保有量

島	ダム名	形式	設置年	貯水量 (m ³)
父島	連珠ダム	重力式コンクリートダム	1970 (S45) 年	3,900
	境浦ダム	バットレス型コンクリートダム	1970 (S45) 年	3,400
	小曲ダム	重力式コンクリートダム	1971 (S46) 年	16,400
	時雨ダム	表面遮水式ロックフィルダム	1976 (S51) 年	70,000
母島	乳房ダム	重力式コンクリートダム	1974 (S49) 年 3 月	32,000
	大谷ダム	重力式コンクリートダム	1979 (S54) 年 3 月	5,000

■配水池の保有量

島	施設名	形式	設置年	貯水量 (m ³)
父島	清瀬配水池	ｽﾀﾙｽﾀ円筒型 2 池 150 m ³ /池	2016~17 (H28~29) 年	300
	奥村配水池	ｽﾀﾙｽﾀ円筒型 2 池 250 m ³ /池	2009~10 (H21~22) 年	500
	扇浦配水池	RC 造地下式 2 池 50 m ³ /池	1996 (H8) 年	100
母島	沖村配水池	ｽﾀﾙｽﾀ円筒型 2 池 100 m ³ /池	2007~8 (H19~20) 年	200

(6) 下水道

本村が保有している下水道のうち生活排水の総延長は、10.6 k mあります。

■生活排水の保有量

島名	延長 (m)
父島	8,200
母島	2,400
合計	10,600

(7) 情報通信 (光ケーブル)

本村では情報通信設備として光ケーブルが整備されており、その延長は父島が 25.6 k m、母島が 8.7 k mで、村全体では 34.3 k mあります。

■光ケーブルの保有量

島	延長 (km)
父島	25.6
母島	8.7
合計	34.3

(8) 保有状況の推移

インフラ資産は、生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。これまで多くの施設を整備してきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。

本村の主なインフラ資産の保有状況の推移は以下のとおりです。分類別に前回計画策定時と比較すると、水道の導水管及び送水管において父島で 8,873m、母島で 2,122mの増加がみられますが、これは令和3年度の集計から導水管を集計に加えたためです。その他では、母島のダムが 2,240 m³の減少となっていますが、これは玉川砂防ダムが休止中のためです。

■保有状況の推移（父島）

分類	種別	数量		
		平成 28 年度	令和 3 年度	増減
道路	一般道路	10,838.09m	10,838.09m	0m
		66,470.86 m ²	66,470.86 m ²	0m ²
	自動車歩行車道	330.71m	330.71m	0m
		1,870.86 m ²	1,870.86 m ²	0m ²
	計	11,168.8m	11,168.8m	0m
		68,341.72 m ²	68,341.72 m ²	0m ²
橋りょう		35.91m	35.91m	0m
		201.00 m ²	201.00 m ²	0m ²
トンネル		249.37m	249.37m	0m
公園		9,266.51 m ²	9,266.51 m ²	0m ²
水道	導水管及び送水管	7,839m	16,712m	8,873m
	配水管	16,527m	20,038m	3,511m
	ダム	93,700 m ³	93,700 m ³	0m ³
	配水池	900 m ³	900 m ³	0m ³
下水道		8,200m	8,200m	0m
情報通信（光ケーブル）		25.6km	25.6km	0km

注：前回の総合管理計画策定時の下水道の延長に集計誤りがあったため、修正後の延長 8,200mを平成 28 年度の下水道に含めています。

注：平成 28 年度の導水管及び送水管には、導水管を含んでおりません。

■保有状況の推移（母島）

分類	種別	数量		
		平成 28 年度	令和 3 年度	増減
道路	一般道路	3,617.62m	3,617.62m	0m
		19,201.09 m ²	19,201.09 m ²	0m ²
橋りょう		46.36m	46.36m	0m
		227.49 m ²	227.49 m ²	0m ²
公園		140.17 m ²	140.17 m ²	0m ²
水道	導水管及び送水管	750m	2,872m	2,122m
	配水管	2,301m	3,708m	1,407m
	ダム	39,240 m ²	37,000 m ²	-2,240 m ²
	配水池	200 m ²	200 m ²	0m ²
下水道		2,400m	2,400m	0m
情報通信（光ケーブル）		8.7km	8.7km	0km

注：前回の総合管理計画策定時の下水道の延長に集計誤りがあったため、修正後の延長 2,400mを平成 28 年度の下水道に含めています。

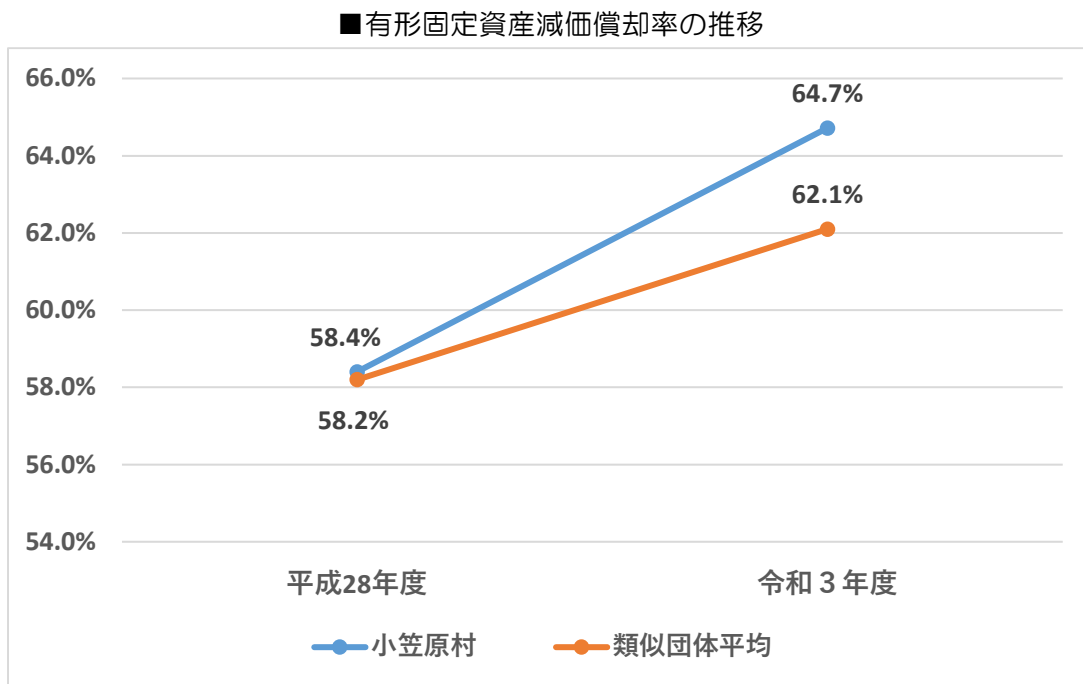
注：平成 28 年度の導水管及び送水管には、導水管を含んでおりません。

2 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を示す指標であり、有形固定資産全体に関する老朽化度合いを把握することができます。数値が高い程、老朽化が進んでいることを示します。

本村の有形固定資産減価償却率は、平成28年度は58.4%でしたが令和3年度には64.7%に達しています。類似団体平均を上回っていることから、類似団体と比較しても、有形固定資産の老朽化が進んでいることが分かります。

今後、施設の老朽化が進めば、改修や維持管理にかかるコストが増加してくることに加え、社会保障関連費の増加など他の支出の増加も見込まれています。一方で財源の確保には限界もあるため、効率的な施設管理を行うことで、将来の維持管理費などの縮減を図っていく必要があります。



※令和3年度の類似団体平均は令和2年度の数値を利用しています。

3 過去に行った対策の実績

平成 29 年度から令和 3 年度までに実施した、各種計画等に基づく公共施設等に関する主な対策の実績は下記のとおりです。

■平成 29 年度から令和 3 年度までの公共施設等に関する主な対策の実績

No	大分類	中分類	施設名	実施年度	実績内容
1	住宅施設	厚生施設	清瀬職住 3 号棟	R2	解体
2	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	小港レストハウス	R3	解体
3	行政系施設	防災施設	防災備蓄倉庫 (扇浦交流センター)	R3	解体
4	水道施設	浄水施設	沖村浄水場	H20~R3	更新

4 建築系公共施設（普通会計）の更新費用の見通し（単純更新）

1) 更新費用の試算条件

(1) 建替え

- ・ 建替えについて、更新年数（単純更新する場合の設定周期）経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、更新単価に延床面積を乗じることにより、更新費用を試算します。
- ・ 更新周期については、固定資産台帳上の法定耐用年数到来後に建替えを行うものとし、令和4年度までに法定耐用年数が到来しているものについては、令和5年度に建替えを行うものと仮定します。
- ・ 建替えや改修の実施が具体的に計画され、更新費用が試算済の場合は、当該金額が発生するものと仮定します。
- ・ 建替えまでは軽微な修繕のみを実施し、大規模改修等は実施しないものとします。
- ・ m²当たりの単価は、一般財団法人地域総合整備財団による「公共施設更新費用試算ソフト」により設定されている単価に島しょ工事費指数（父島 1.85、母島 1.90）を割り増した単価を用います。
- ・ 硫黄島の建築系公共施設の更新単価については、父島の建築系公共施設と同様の単価を用います。

■ 建替えに要する単価

単位：万円/m²

区分	大規模改修			建替え		
	父島	母島	標準	父島	母島	標準
市民文化系施設	46.25	47.50	25	74.00	76.00	40
社会教育系施設	46.25	47.50	25	74.00	76.00	40
スポーツ・レクリエーション系施設	37.00	38.00	20	66.60	68.40	36
産業系施設	46.25	47.50	25	74.00	76.00	40
学校教育系施設	31.45	32.30	17	61.05	62.70	33
子育て支援施設	31.45	32.30	17	61.05	62.70	33
保健・福祉施設	37.00	38.00	20	66.60	68.40	36
医療施設	46.25	47.50	25	74.00	76.00	40
行政系施設	46.25	47.50	25	74.00	76.00	40
住宅施設	31.45	32.30	17	51.80	53.20	28
供給処理施設	37.00	38.00	20	66.60	68.40	36
その他	37.00	38.00	20	66.60	68.40	36
公園	31.45	32.30	17	61.05	62.70	33
水道	37.00	38.00	20	66.60	68.40	36
下水道	37.00	38.00	20	66.60	68.40	36

(2) 大規模改修

- ・ 建替えまでは軽微な修繕のみを実施し、大規模改修等は実施しないものとします。

(3) 維持管理・修繕費用

- ・ 地方財政状況調査（決算統計）における「維持補修費」の過去5年間の平均値が、今後も継続して発生するものと設定します。

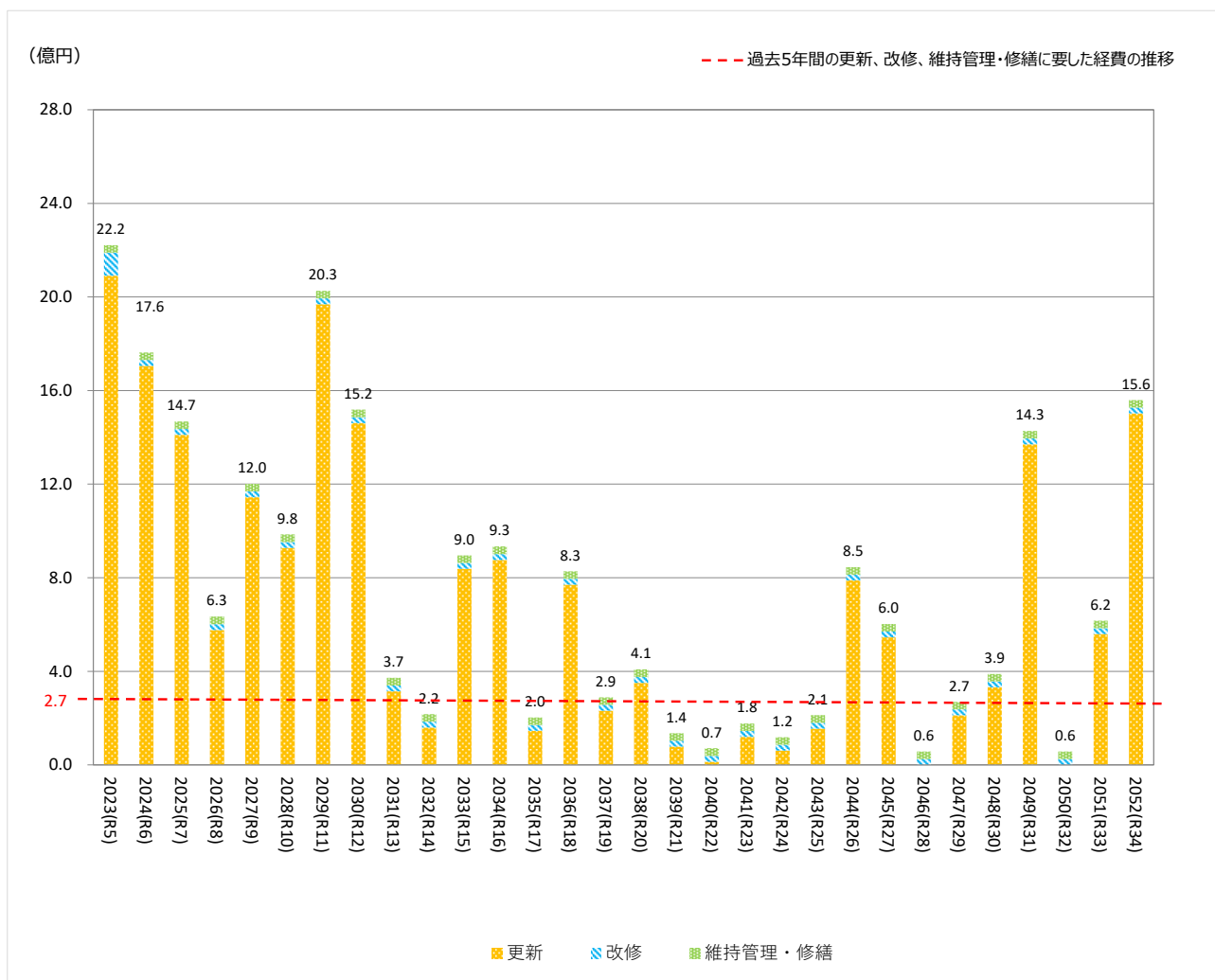
2) 更新費用の試算結果

今後30年間で必要となる将来更新費用は、更新で約207.1億円、改修で約8.2億円、維持管理・修繕で約9.7億円であり、総額では約225.0億円と試算されます。これを1年あたりに単純平均すると約7.5億円となり、直近5年間の投資的経費の年間平均額の約2.8倍の更新費用が必要になります。

■将来更新費用（単純更新する場合）の試算結果

	単純更新する場合							
	30年間の総額 (億円)	10年間ごとの総額(億円)			年平均 (億円)	10年間ごと年平均(億円)		
		R5~14	R15~24	R25~34		R5~14	R15~24	R25~34
更新	207.1	117.6	34.8	54.6	6.9	11.8	3.5	5.5
改修	8.2	3.2	2.5	2.5	0.3	0.3	0.3	0.3
維持管理・修繕	9.7	3.2	3.2	3.2	0.3	0.3	0.3	0.3
合計	225.0	124.1	40.6	60.4	7.5	12.4	4.1	6.0

■将来更新費用（単純更新する場合）の試算結果



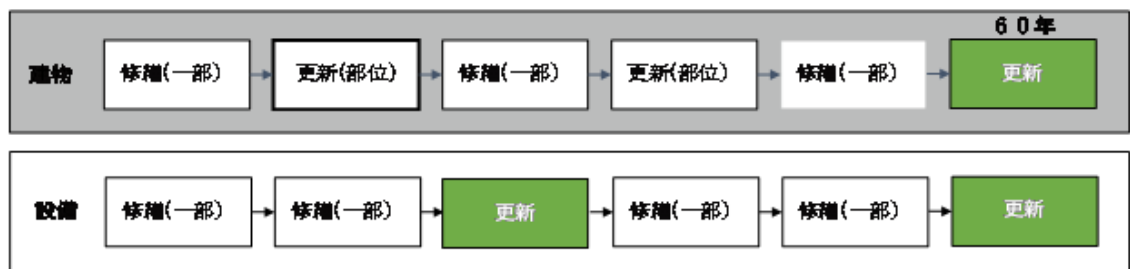
5 建築系公共施設（普通会計）の更新費用の見通し（長寿命化）

1) 更新費用の試算条件

(1) 基本的な考え方

- ・ 建築系公共施設を長寿命化する場合の更新費用の推計にあたっては、個別施設計画を策定し、個別施設計画のなかで更新費用を試算している場合には当該試算結果を集計し、上記以外の場合については、下記の個別施設計画で設定した試算条件に基づき更新費用を試算することとします。
- ・ 建替えや改修の実施が具体的に計画され、更新費用が試算済の場合は、当該金額が発生するものと仮定します。
- ・ 建物部位（屋根・外部）及び設備の計画的な修繕や更新により、長寿命化を図ります。

■ 公共施設の更新に対する基本的な考え方



(2) 建替え

- ・ 建物（躯体）については、更新年数（長寿命化する場合の設定周期）経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、更新単価に延床面積を乗じることにより、更新費用を試算します。
- ・ 建物（躯体）の更新単価については、単純更新する場合と同じ単価を使用します。
- ・ 建物（躯体）の更新周期については、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考に、目標耐用年数を設定します。

構造	更新（年）
鉄筋コンクリート	60
鉄骨鉄筋コンクリート	60
鉄骨	60
軽量鉄骨	40
コンクリートブロック	60
木造	40

- ・ 建物部位及び設備については、建物（躯体）と同様に延床面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

- ・ 建物部位及び設備の更新単価は、昇降機を除いて以下の「建築物のライフサイクルコスト（平成 17 年版国土交通省）」の「表 3-2-48 建築の修繕コスト（概算/学校_Case 3）」及び「表 3-2-49 電気設備の修繕コスト」の平均値に物価変動等を考慮して、建設工事費デフレータを用いて平成 17 年度（2005 年度）を令和 2 年度（2020 年度）に換算し、島しょ工事費指数（父島 1.85、母島 1.90）を割り増して下記のとおり設定します。昇降機については、直近の施設整備における見積をもとに設定しました。

区分	更新単価	
	父島	母島
屋根	10,860 円/㎡	11,153 円/㎡
外部	12,748 円/㎡	13,092 円/㎡
受変電	3,132 円/㎡	3,217 円/㎡
空調	1,542 円/㎡	1,584 円/㎡
給排水衛生	5,103 円/㎡	5,241 円/㎡
消火	1,063 円/㎡	1,092 円/㎡
昇降機	17,840,000 円/基	

- ・ 建物部位及び設備の更新周期は、以下の「建築物のライフサイクルコスト（平成 17 年版国土交通省）」の周期を参考に、下記のとおり設定します。

区分	更新周期（年）
	更新
屋根	20
外部	15
受変電	25
空調	15
給排水衛生	15
消火	30
昇降機	30

(3) 大規模改修

- ・ 建替えまでは建物部位及び設備を定期的に更新するものとし、大規模改修等は実施しないものとしてます。

(4) 維持管理・修繕費用

- ・ 地方財政状況調査（決算統計）における「維持補修費」の過去 5 年間の平均値が、今後も継続して発生するものと設定します。

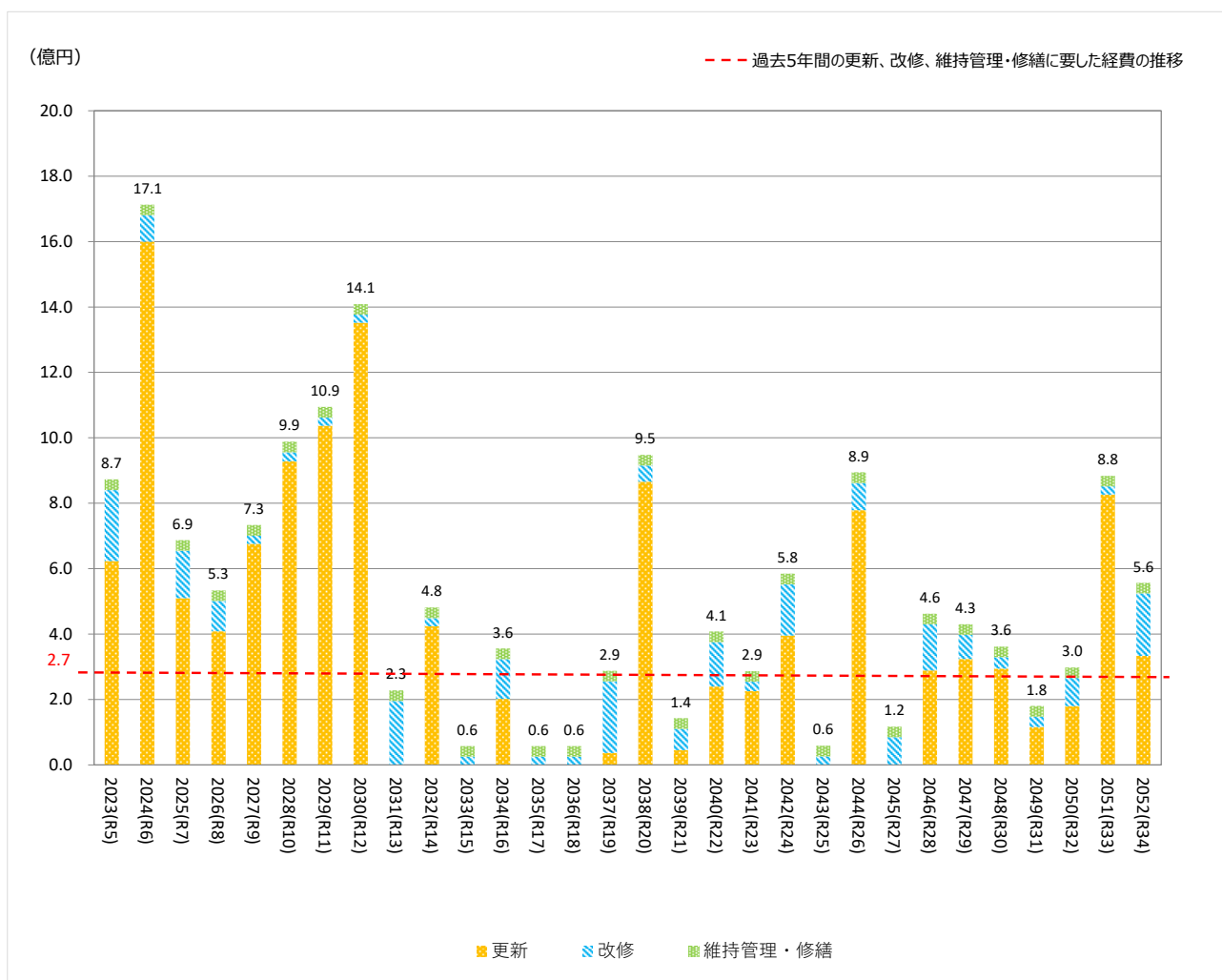
2) 更新費用の試算結果

今後30年間で必要となる将来更新費用は、更新で約127.1億円、改修で約24.9億円、維持管理・修繕で約9.7億円であり、総額では約161.6億円と試算されます。これを1年あたりに単純平均すると約5.4億円となり、直近5年間の投資的経費の年間平均額の約2.0倍の更新費用が必要になります。

■将来更新費用（長寿命化する場合）の試算結果

	長寿命化する場合							
	30年間の 総額 (億円)	10年間ごとの総額(億円)			年平均 (億円)	10年間ごと年平均(億円)		
		R5~14	R15~24	R25~34		R5~14	R15~24	R25~34
更新	127.1	75.6	20.1	31.4	4.2	7.6	2.0	3.1
改修	24.9	8.6	8.5	7.8	0.8	0.9	0.9	0.8
維持管理・修繕	9.7	3.2	3.2	3.2	0.3	0.3	0.3	0.3
合計	161.6	87.4	31.8	42.4	5.4	8.7	3.2	4.2

■将来更新費用（長寿命化する場合）の試算結果



3) 長寿命化による効果額

(1) 試算方法

以下の方法で建築系公共施設における長寿命化による効果額を試算します。

試算の方法
長寿命化の効果額＝長寿命化を実施する場合の将来更新費用－単純更新する場合の将来更新費用

(2) 試算結果

長寿命化を実施する場合、令和5年度から令和14年度までの10年間は総額で約36.7億円、令和15年度から令和24年度までの10年間では総額で約8.7億円、令和25年度から令和34年度までの10年間では総額で約18.0億円削減され、30年間の総額では、約63.4億円の効果額が見込まれます。

■長寿命化による効果額の試算結果

	効果額（長寿命化を実施する場合－単純更新する場合）							
	30年間の 総額 (億円)	10年間ごとの総額（億円）			年平均 (億円)	10年間ごと年平均（億円）		
		R5~14	R15~24	R25~34		R5~14	R15~24	R25~34
更新	▲80.0	▲42.0	▲14.8	▲23.2	▲2.7	▲4.2	▲1.5	▲2.3
改修	16.7	5.4	6.0	5.3	0.6	0.5	0.6	0.5
維持管理・修繕	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	▲63.4	▲36.7	▲8.7	▲18.0	▲2.1	▲3.7	▲0.9	▲1.8

6 インフラ系公共施設（普通会計）の更新費用の見通し（単純更新）

1) 更新費用の試算条件

① 道路

- 耐用年数は、15年とします。
- 道路舗装の打換え費用として、分類別の単価を使用します。

舗装部分の更新費用＝村道全面積（㎡）/15年×更新単価（円/㎡）

■試算単価

単位：円/㎡

分類	更新単価		
	父島	母島	標準
一般道路	8,695	8,930	4,700
自転車歩行者道	4,995	5,130	2,700

② 橋りょう

- 耐用年数は、法定耐用年数の60年とします。
- 橋りょうの更新費用として、構造別の単価を使用します。
- なお、耐用年数を超過している橋りょう（整備年度不明分は既に耐用年数を超過していると想定し、これに含む）は、今後5年間で均等に更新すると仮定します。

■試算単価

単位：千円/㎡

区分	更新単価		
	父島	母島	標準
RC橋	764.05	784.70	413

③ 光ケーブル

- 光ケーブルの耐用年数は、更新実績から10年とします。
- 更新費用として、実績値（父島は平成29年度実施額、母島は平成27年度実施額）を使用します。
- 整備年度は更新年度を基準に更新すると仮定します。

■試算単価

単位：千円/㎡

区分	更新単価	
	父島	母島
光ケーブル	242,892	30,100

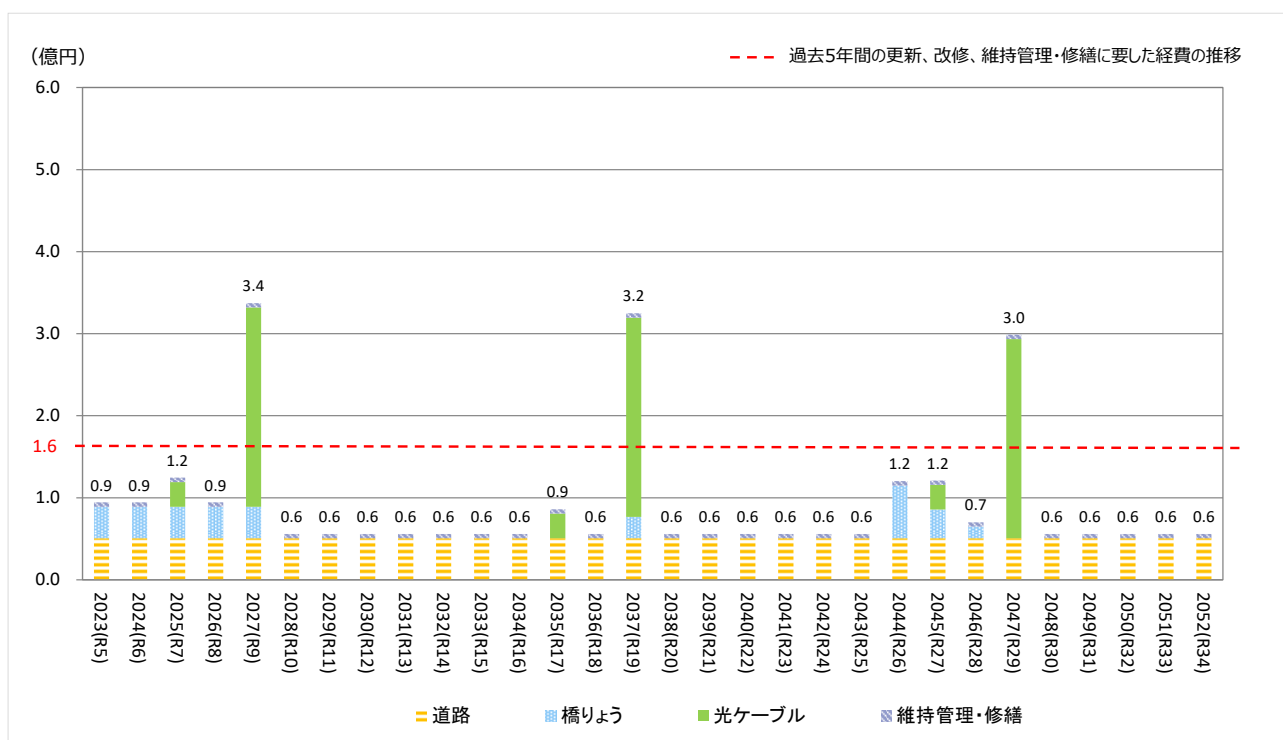
2) 更新費用の試算結果

今後30年間で必要となる将来更新費用は、道路で約15.2億円、橋りょうで約3.3億円、光ケーブルで8.2億円、維持管理・修繕で約1.6億円であり、総額では約28.3億円と試算されます。これを1年あたりに単純平均すると約0.9億円となり、直近5年間の投資的経費の年間平均額の約0.6倍の更新費用が必要になります。

■将来更新費用の試算結果

	30年間の 総額 (億円)	10年間ごとの総額(億円)			年平均 (億円)	10年間ごと年平均(億円)		
		R5~14	R15~24	R25~34		R5~14	R15~24	R25~34
道路	15.2	5.1	5.1	5.1	0.5	0.5	0.5	0.5
橋りょう	3.3	1.9	0.3	1.1	0.1	0.2	0.0	0.1
光ケーブル	8.2	2.7	2.7	2.7	0.3	0.3	0.3	0.3
維持管理・修繕	1.6	0.5	0.5	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	28.3	10.2	8.6	9.5	0.9	1.0	0.9	0.9

■将来更新費用の試算結果



なお、長寿命化する場合の将来更新費用は単純更新する場合と同額が発生するものとします。そのため、長寿命化による効果額は発生しないものとします。

7 インフラ系公共施設（公営事業会計）の更新費用の見通し（単純更新）

1) 更新費用の試算条件

① 水道

- 管路の耐用年数は、法定耐用年数の40年とします。
- 更新費用として、管路別・管径別の単価を使用します。
- ただし、整備年度が不明であるため、以下のとおり計算します。

$$\text{更新費用} = \text{管路延長 (m)} / 40 \text{ 年} \times \text{更新単価 (千円/m)}$$

- 水源ダム、配水池は総務省試算ソフトでの対象外であり、試算からは除外しています。
- なお、建築物部分には、建築物系公共施設の算定方法に基づき、更新費用を算定します。

■試算単価

単位：千円/m²

区分	規格	更新単価		
		父島	母島	標準
導水管及び 送水管	φ～300mm 未満	185.00	190.00	100
	φ300～500mm 未満	210.90	216.60	114
	φ500～1,000mm 未満	297.85	305.90	161
配水管	φ～150mm 以下	179.45	184.30	97
	φ～200mm 以下	185.00	190.00	100
	φ～250mm 以下	190.55	195.70	103
	φ～300mm 以下	196.10	201.40	106
	φ～350mm 以下	205.35	210.90	111
	φ～400mm 以下	214.60	220.40	116

② 下水道

- 管路の耐用年数は、法定耐用年数の50年とします。
- 更新費用として、総量把握による単価を使用します。
- ただし、整備年度が不明であるため、以下のとおり計算します。

$$\text{更新費用} = \text{管路延長 (m)} / 50 \text{ 年} \times \text{更新単価 (千円/m)}$$

- 下水道の生活排水は村全体の数値であることから、父島母島平均を使用しています。

■試算単価

単位：千円/m²

区分	更新単価			
	父島	母島	父島母島 平均	標準
管路	229.40	235.60	232.50	124

- なお、建築物部分には、建築物系公共施設の算定方法に基づき、更新費用を算定します。

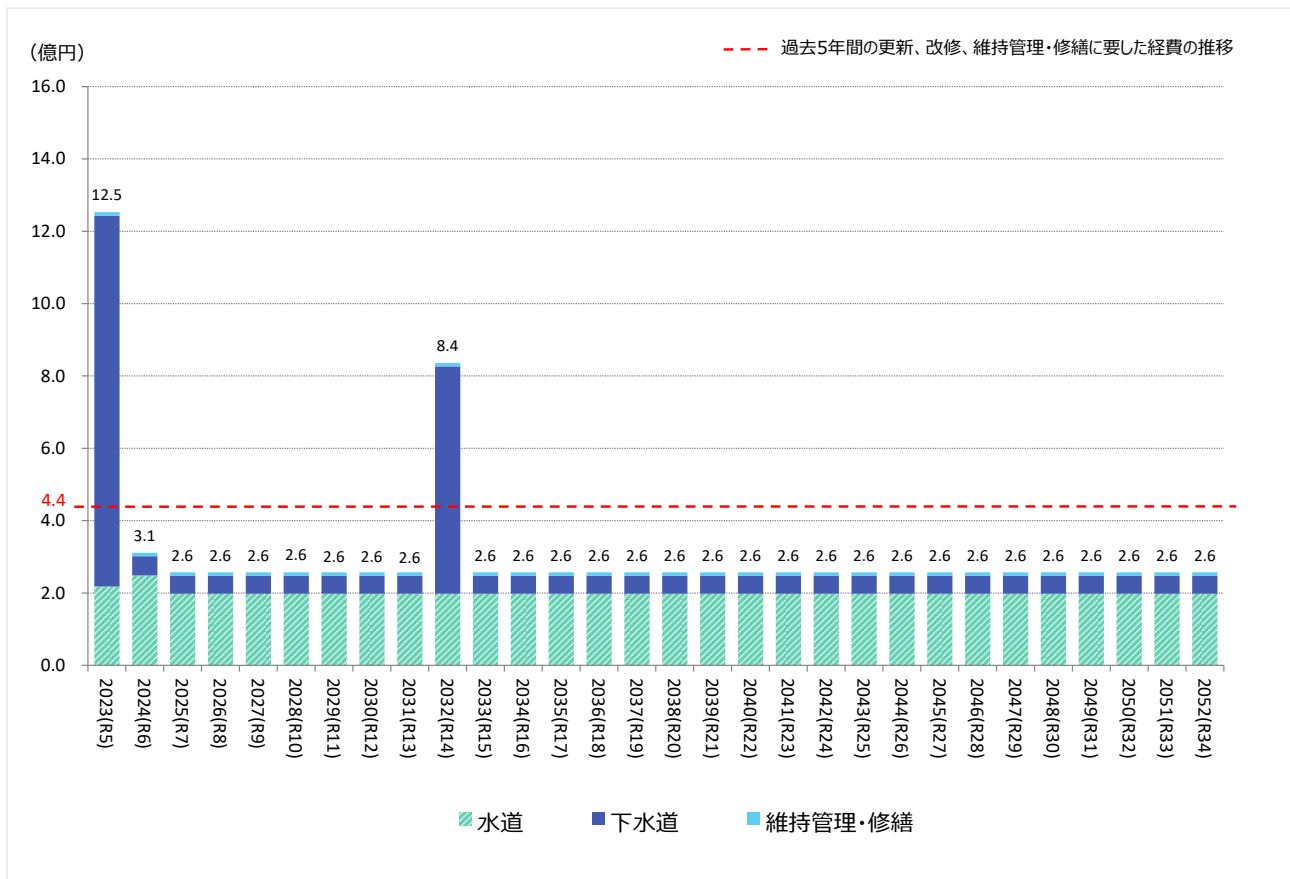
2) 更新費用の試算結果

今後30年間で必要となる将来更新費用は、水道で約60.1億円、下水道で約30.4億円、維持管理・修繕で約2.9億円であり、総額では約93.4億円と試算されます。これを1年あたりに単純平均すると約3.1億円となり、直近5年間の投資的経費の年間平均額の約0.7倍の更新費用が必要になります。

■将来更新費用の試算結果

	30年間の 総額 (億円)	10年間ごとの総額(億円)			年平均 (億円)	10年間ごと年平均(億円)		
		R5~14	R15~24	R25~34		R5~14	R15~24	R25~34
水道	60.1	20.5	19.8	19.8	2.0	2.1	2.0	2.0
下水道	30.4	20.5	4.9	4.9	1.0	2.1	0.5	0.5
維持管理・修繕	2.9	1.0	1.0	1.0	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	93.4	42.0	25.7	25.7	3.1	4.2	2.6	2.6

■将来更新費用の試算結果



8 インフラ系公共施設（公営事業会計）の更新費用の見通し（長寿命化）

1) 更新費用の試算条件

① 水道

- 水道については、単純更新する場合に試算した将来更新費用と同額が発生するものとし
ます。
- なお、建築物部分には、長寿命化をする場合の建築系公共施設の算定方法に基づき、更新
費用を算定します。

② 下水道

- 下水道については、単純更新する場合に試算した将来更新費用と同額が発生するものとし
ます。
- なお、建築物部分には、長寿命化をする場合の建築系公共施設の算定方法に基づき、更新
費用を算定します。

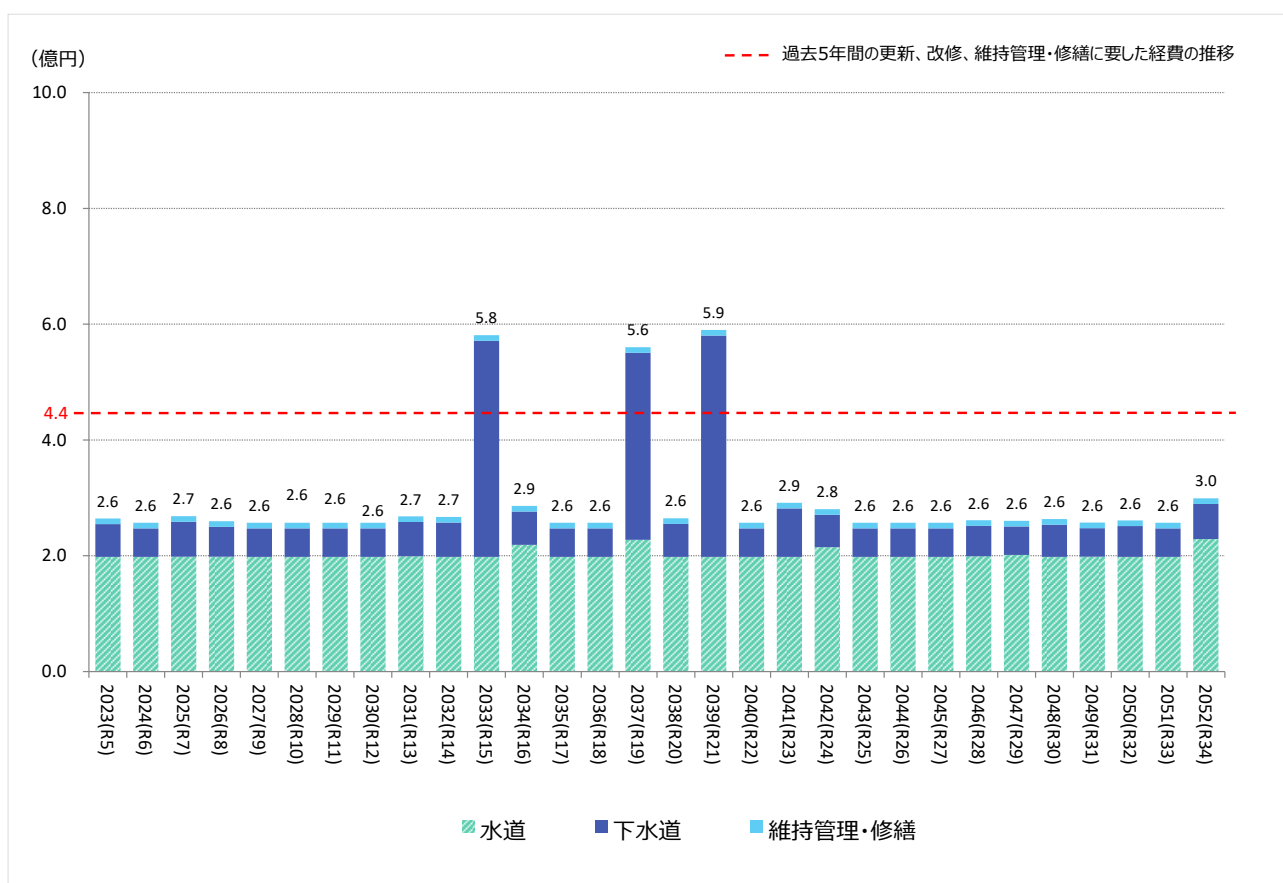
2) 更新費用の試算結果

今後30年間で必要となる将来更新費用は、水道で約60.5億円、下水道で約25.3億円、維持管理・修繕で約2.9億円であり、総額では約88.7億円と試算されます。これを1年あたりに単純平均すると約3.0億円となり、直近5年間の投資的経費の年間平均額の約0.7倍の更新費用が必要になります。

■将来更新費用（長寿命化する場合）の試算結果

	30年間の総額 (億円)	10年間ごとの総額(億円)			年平均 (億円)	10年間ごと年平均(億円)		
		R5~14	R15~24	R25~34		R5~14	R15~24	R25~34
水道	60.5	19.8	20.5	20.2	2.0	2.0	2.0	2.0
下水道	25.3	5.3	14.8	5.2	0.8	0.5	1.5	0.5
維持管理・修繕	2.9	1.0	1.0	1.0	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	88.7	26.1	36.3	26.3	3.0	2.6	3.6	2.6

■将来更新費用（長寿命化する場合）の試算結果



3) 長寿命化による効果額

(1) 試算方法

以下の方法でインフラ系公共施設における長寿命化による効果額を試算します。

試算の方法
長寿命化の効果額＝長寿命化を実施する場合の将来更新費用－単純更新する場合の将来更新費用

(2) 試算結果

長寿命化を実施する場合、令和5年度から令和14年度までの10年間は総額で約15.9億円、令和15年度から令和24年度までの10年間では総額で約5.7億円、令和25年度から令和34年度までの10年間では総額で約15.7億円削減され、30年間の総額では、約37.3億円の効果額が見込まれます。

■長寿命化による効果額の試算結果

	効果額（長寿命化を実施する場合－単純更新する場合）							
	30年間の 総額 (億円)	10年間ごとの総額（億円）			年平均 (億円)	10年間ごと年平均（億円）		
		R5~14	R15~24	R25~34		R5~14	R15~24	R25~34
水道	▲1.1	▲0.7	▲0.0	▲0.3	▲0.0	▲0.1	▲0.0	▲0.0
下水道	▲36.2	▲15.2	▲5.7	▲15.3	▲1.2	▲1.5	▲0.6	▲1.5
維持管理・修繕	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	▲37.3	▲15.9	▲5.7	▲15.7	▲1.2	▲1.6	▲0.6	▲1.6

9 中長期的な経費と財源の見込

1) 今後 10 年間の見込

今後 10 年間（令和 5～14 年度）にかかる維持管理・更新等に係る経費の見込みや、それに対する財源の見込み等は下記のとおりです。

建築系公共施設とインフラ系公共施設に係る長寿命化する場合の経費の総額は約 123.8 億円であり、単純更新する場合の経費の総額は約 176.3 億円であることから、普通会計及び公営事業会計全体の長寿命化による効果額は全体で約 52.5 億円となります。長寿命化を実施する場合、1 年あたりの全体経費は約 12.3 億円となります。現在要している経費は、約 8.7 億円であることから、今後は 1 年あたり約 3.6 億円の経費の増加が見込まれることとなります。

■中長期的な経費と財源の見込（今後 10 年間）

(単位：億円)

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
		将来更新費用 試算結果 (長寿命化)	将来更新費用 試算結果 (単純更新)	長寿命化による 効果額 (①-②)	将来更新費用 試算結果(年) (①/10)	現在要している経費 (過去5年平均) (※1)	増加する経費の 見込み額(年) (④-⑤)	財源見込 (※2)	
普通 会計	建築系公共施設(a)	87.4	124.1	▲ 36.7	8.7	2.7	6.0	国都等補助金	42.4
	インフラ系公共施設(b)	10.2	10.2	-	1.0	1.6	▲ 0.6	地方債	28.9
	計(a+b)	97.6	134.3	▲ 36.7	9.8	4.3	5.5	その他	26.4
								計	97.6
公営 事業 会計	建築系公共施設(c)	-	-	-	-	-	-	国都等補助金	11.2
	インフラ系公共施設(d)	26.1	42.0	▲ 15.9	2.6	4.4	▲ 1.8	地方債	11.1
	計(c+d)	26.1	42.0	▲ 15.9	2.6	4.4	▲ 1.8	その他	3.9
								計	26.1
建築系公共施設計(a+c)		87.4	124.1	▲ 36.7	8.7	2.7	6.0		
インフラ系公共施設計(b+d)		36.4	52.2	▲ 15.9	3.6	6.0	▲ 2.4		
合計(a+b+c+d)		123.8	176.3	▲ 52.5	12.3	8.7	3.6		123.8

長寿命化による
全体効果額

1年あたりの
全体経費

年間の増加
見込み額

※1 普通会計については、地方財政状況調査（決算統計）上の維持補修費及び普通建設事業費（単独事業費＋補助事業費）の既存更新分の過去5年間（平成29年度～令和3年度）における平均値を合算して試算しています。公営事業会計については、地方公営企業決算状況調査（決算統計）上の修繕費及び建設改良費の合計の過去5年間（平成29年度～令和3年度）における平均値により試算しています。

※2 普通会計については、光ケーブルを除き過去5年間（平成29年度～令和3年度）の地方財政状況調査（決算統計）上の維持補修費及び普通建設事業費（単独事業費＋補助事業費）の財源の構成割合が継続するものとして試算しています。光ケーブルの更新費用の財源については、直近の実績に基づき試算しています。公営事業会計については、過去5年間（平成29年度～令和3年度）の修繕費及び建設改良費の財源の構成割合が継続するものとして試算しています。

2) 今後 30 年間の見込

今後 30 年間（令和 5～34 年度）にかかる維持管理・更新等に係る経費の見込み等は下記のとおりです。

建築系公共施設とインフラ系公共施設に係る長寿命化を実施する場合の経費の総額は約 278.6 億円であり、単純更新する場合の経費の総額は約 346.7 億円であることから、普通会計及び公営事業会計全体の長寿命化による効果額は全体で約 68.1 億円となります。長寿命化を実施する場合、1 年あたりの全体経費は約 9.3 億円となります。現在要している経費は、約 8.7 億円であることから、今後は 1 年あたり約 0.6 億円の経費の増加が見込まれることとなります。

■中長期的な経費と財源の見込（今後 30 年間）

（単位：億円）

		① 将来更新費用 試算結果 (長寿命化)	② 将来更新費用 試算結果 (単純更新)	③ 長寿命化による 効果額 (①-②)	④ 将来更新費用 試算結果(年) (①/30)	⑤ 現在要している経費 (過去 5 年平均)	⑥ 増加する経費の 見込み額(年) (④-⑤)
普通 会計	建築系公共施設(a)	161.6	225.0	▲ 63.4	5.4	2.7	2.7
	インフラ系公共施設(b)	28.3	28.3	-	0.9	1.6	▲ 0.7
	計(a+b)	189.9	253.3	▲ 63.4	6.3	4.3	2.0
公営 事業 会計	建築系公共施設(c)	-	-	-	-	-	-
	インフラ系公共施設(d)	88.7	93.4	▲ 4.7	3.0	4.4	▲ 1.4
	計(c+d)	88.7	93.4	▲ 4.7	3.0	4.4	▲ 1.4
建築系公共施設計(a+c)		161.6	225.0	▲ 63.4	5.4	2.7	2.7
インフラ系公共施設計(b+d)		117.0	121.7	▲ 4.7	3.9	6.0	▲ 2.1
合計(a+b+c+d)		278.6	346.7	▲ 68.1	9.3	8.7	0.6

長寿命化による
全体効果額

1 年あたりの
全体経費

年間の増加
見込み額

10 課題のまとめ

1) 地域の課題

(1) 土地利用の制約

本村の大部分が国立公園と森林生態系保護区域に指定されており、区域内の開発行為が厳しく制限されています。

また、防災に関しては、津波浸水想定区域が海岸部に、土砂災害危険箇所が山地部に指定されており、新規開発の可能な場所が少ない状況にあります。

したがって、既存の施設の建替えを行う際には、限られた利用できる土地の有効活用として複合化などを検討する必要があります。

(2) 人口動向

本村は年齢階層別人口の推移から、高齢化が進むことが予測されます。

また、人口は将来人口推計から、平成27年の2,549人をピークに減少に転じ、令和47年には1,988人まで減少することが見込まれています。

したがって、将来の人口構造の変化と人口の減少を見据え、時代の変化に即した適正な公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

(3) 財政状況

本村の歳入は、その約70%が依存財源であり、国や都の財政が逼迫していることを踏まえると、将来的に減少することが想定されます。また、自主財源についても、今後の人口減少に伴い減少することが想定されます。

本村の歳出は、現在は大きな課題は見られませんが、今後高齢化に伴う扶助費の増加が想定されます。

したがって、将来の歳入額の減少を見据えて歳出額の抑制を図る必要があります。

2) 公共施設等の課題

本村の生活圏は、父島と母島に分かれており、それぞれに必要な提供するため、同種のサービスを2箇所を提供する必要があります。

(1) 建築物

① 老朽化と耐震化の状況

老朽化の状況は、建築後30年以上を経過した施設が、父島に約49%、母島に約38%あります。今後10年間で、その割合は大きく増加し、父島で約75%、母島で約59%になります。

耐震化の状況は、新耐震基準に未対応の施設が、父島に約12%、母島に約20%あり、市民文化系施設や住宅施設、子育て支援施設などが含まれています。

今後も継続して利用者の安全や公共サービス提供を確保するためには、大規模改修や建替えなどの老朽化対策を行い、利用者の安全確保に努める必要があります。

② 津波浸水想定区域の公共施設

父島では住宅施設やスポーツ・レクリエーション系施設、下水道施設等が、母島では住宅施設や学校教育系施設、行政系施設が津波浸水想定区域にあります。

日常的に村民が利用する施設や市民生活に係る施設が多いことから、高台などの安全な場所への移転を検討する必要があります。ただし、本村の土地利用には厳しい制約があり、十分な検討が必要です。

③ 施設保有量の削減可能性

本村は、村民の生活拠点が父島と母島の2つの島に分かれており、両島で同等の公共サービス水準を確保する必要があります。そのため、本村では、行政系施設、学校教育系施設、医療施設等の村民の生活に必要な施設を複数保有しており、その数量を削減することは極めて難しいという事情があります。

(2) インフラ

道路、橋りょう、トンネル、公園、水道、下水道、情報通信のインフラは、各島で生活するために欠かせない公共施設です。この保有量や延長が大きいこと、部分的な不具合が全体の機能不全へ発展する危険性、橋りょうやトンネルなどの古さなどから、今後も確実に安全に使用し続けるため、効率的かつ効果的な維持管理が重要となります。

3) 更新費用の見通し

普通会計及び公営事業会計全体の長寿命化を実施する場合における今後30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みを試算すると、その総額は約278.6億円となり、年間約9.3億円と見込まれています。

現在要している経費と、長寿命化を実施する場合における今後の30年間の経費の見込みを比べた場合、建築系公共施設についてはこれまでの約2.0倍程度、インフラ系公共施設についてはこれまでの約0.7倍程度の支出が必要となります。

財源を確保しながら公共施設等の長寿命化を図るとともに、将来の更新時期を見据えて将来更新費用の平準化や施設の統廃合等について検討する必要があります。

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1 基本方針

1) 基本原則

地域や公共施設等の課題及び更新費用の見直しに対応するため、公共施設等を適切に維持管理、更新し、今後も必要な公共サービスを効率的に提供することが求められます。

そのため、安全で安心な公共サービスの提供を継続し、必要な公共サービスを最適な方法で提供していくための原則を以下に掲げます。

原則1

遠隔離島という特性を踏まえた、災害時の行政機能強化

＜基本方針＞

- (1) 安全確保の実施方針
- (2) 耐震化の実施方針
- (3) 津波対策の実施方針

遠隔離島である本村は、地震や津波、土砂災害に対する村民の安全を確保するため、災害に耐える行政機能を確保することが必要不可欠です。特に、本村の公共施設の抱える課題として、村役場をはじめその多くが津波浸水想定区域内に立地していることが挙げられます。

そのため、既存施設の耐震化や津波対策を実施するほか、津波浸水想定区域内に立地している施設の高台移転など、災害時を視野に入れた公共施設の配置や機能の適正化を図ります。

原則2

様々な制約条件を踏まえた、柔軟なサービス提供が可能な施設への見直し

＜基本方針＞

- (4) 公共サービスの適正化の推進方針
- (5) 長寿命化の実施方針
- (6) 点検・診断等の実施方針
- (7) 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- (8) ユニバーサルデザイン化の実施方針
- (9) 脱炭素化の実施方針

現在一部の施設で、需要に対して供給が追いついていないという状況が見受けられます。しかし、平成27年度をピークに人口は微減傾向にあり、将来的には減少に転じることが予測されています。

また、本村は主に父島と母島の2つの島から成り立っており、それぞれの島で同水準の公共サービスを提供しなければなりません。加えて利用できる土地が少なく、新たな施設を整備するための土地を確保することが困難な状況にあります。

そのため、既存施設の建替えを行う際には、将来的な人口動向の変化や施設供給に関する物理的制約、財政的制約等を踏まえながら、近隣施設との複合化の検討や、将来的に他の用途に転換することを見据えた設計を行うなど、建物に捉われない柔軟なサービス提供を目指します。

2) 基本方針

(1) 安全確保の実施方針

老朽化の進行に伴い安全性が確保できない施設については、利用状況や重要性等を判断し、使用停止や用途廃止等の措置を行います。ただし、公共サービスの提供を継続するため、必要なサービスを他の施設へ移転することや代替機能により提供できるように努めます。

なお、用途廃止する施設が津波浸水想定区域外の土地にある場合、他の施設の移転先として有効活用を図ります。

(2) 耐震化の実施方針

耐震化が完了していない施設については、サービスの重要度や将来計画を考慮して対策の優先順位を検討した上で、耐震化を進めていきます。

特に、村民生活に直接的な影響を与える施設については、早急に耐震化を進めていきます。

(3) 津波対策の実施方針

津波浸水想定区域の施設は、津波への対策を進めるため、津波浸水想定区域外にある公共施設の余裕スペース等の有効活用を図ります。また、対策を実施する際には、地域拠点施設としての複合化等の整備について検討していきます。

なお、早期の対応が必要と判断される場合は、安全を重視して村保有施設以外も活用したサービス提供も検討していきます。

(4) 公共サービス適正化の実施方針

今後も適切に公共サービスを提供していくため、人口減少や村民ニーズを把握し、必要なサービスを十分に精査した上で、そのサービスの質や量、提供場所、提供方法について、あらゆる視点から検討し、公共サービスの適正化を推進していきます。

そのためには、本村は父島と母島で同水準の公共サービスを提供しなければならないという特徴を踏まえ、村全体ではなく、それぞれの島において公共サービスの適正化を検討することに留意します。

なお、検討の際には、建物とサービスを個別に考え、複数のサービスを複合したり、同じスペースを多用途で活用できるような施設に建替えたり、村保有施設以外の施設と連携するなど、当初の設置目的に縛られずその時々々の村の状況を踏まえて最適な公共サービス提供のあり方を追求していきます。

(5) 長寿命化の実施方針

長寿命化を行うことにより長期的なコスト削減が可能な施設については、予防保全の考え方にに基づき、点検結果による修繕や改修を計画的に実施することで、公共施設を長期間使用していきます。

なお、長寿命化の改修及び施設の建替えを行う際には、将来ニーズの変化による用途変更にも対応できるよう、設備や仕様の変更が容易な構造を検討します。

(6) 点検・診断等の実施方針

公共施設は村の資産であり、これからも大事に使うことに心がけ安全に使用し続けるため、法律で定められた法定点検だけでなく、施設管理者が日常的な点検を実施することで、不具合を早期に発見し、事故の防止や修繕に役立てていきます。

また、施設利用者や村民から公共施設の不具合や故障に関する情報を直接収集する体制を構築することで、より効果的・効率的な点検に努めます。

なお、これらの点検結果は、維持管理業務の効率化や維持管理費用の抑制へ向けた取り組みを推進するため、情報の一元化を行い、庁内で活用していきます。

(7) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断等の結果を基に、維持管理業務を効果的に実施し、計画的な修繕や更新を進め、維持管理費用の抑制や平準化を行います。

また、公共サービスの質の向上とコストの適正化を図るため、指定管理者制度や民間ノウハウの活用を推進していきます。

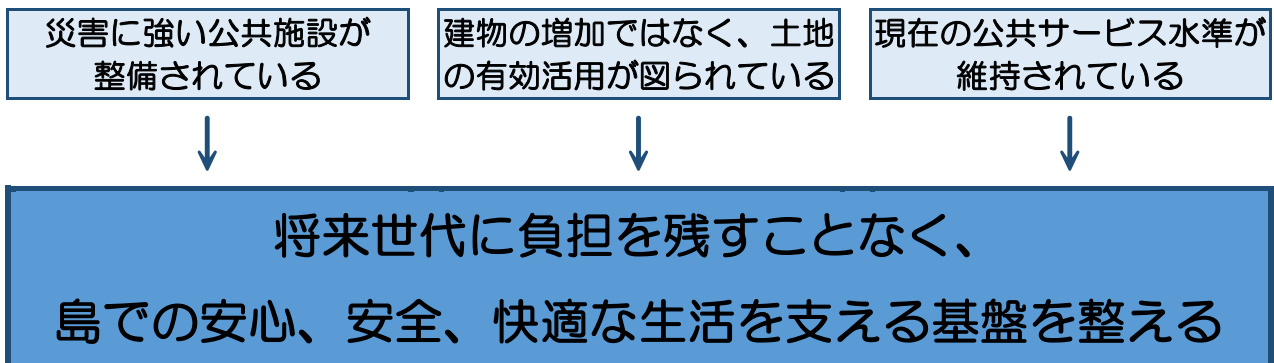
(8) ユニバーサルデザイン化の実施方針

公共施設等の維持管理、修繕、改修、更新等にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、年齢や性別、障がいの有無、国籍等の違いに関わらず、誰もが使いやすい設計として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。

(9) 脱炭素化の実施方針

脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギー性能に優れた建築物の新設や既存建築物の省エネルギー改修等に対する支援の継続・強化などにより省エネルギー化を推進します。

2 目指す姿（目標）



第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 建築物

1) 市民文化系施設

① 対象施設

■市民文化系施設の一覧

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築形態	建築時期
村民施設	1	扇浦交流センター	父島	272.00	単独	H6.4.1
	2	奥村交流センター	父島	722.57	単独	H26.3.20
	3	村民会館	母島	492.66	複合	S51.4.1

② 利用状況

■利用人数の推移 (単位：人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
扇浦交流センター	147	73	121
奥村交流センター	805	699	1025
村民会館	6,667	4,086	5,553

■利用件数の推移 (単位：件)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
扇浦交流センター	2,592	500	703
奥村交流センター	10,927	6,008	5,924

③ 現状

- 扇浦交流センターは、建築から20年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいます。
- 奥村交流センターは、建築が平成26年度と比較的新しい施設であるため、建物の老朽化、設備の経年劣化は見られません。
- 村民会館は、建築から40年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいます。令和5、6年度に別の場所に移転して建物を建設する予定です。なお、移転先は現在の位置よりも高台となる予定です。
- 村民会館には、指定管理者制度を導入しており、社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会を管理運営者として指定しています。
- どの施設も利用率が非常に高く、貸室の利用予約が取りづらいという問題が起きています（特にイベント開催直前）。

④ 課題

- 村民施設は、需要が高いため、利用者の安全確保が求められます。
- 現在の村民会館について、移転後の活用方法を検討する必要があります。

⑤ 今後の方向性

- 扇浦交流センター及び村民会館は、建物の老朽化が進んでいることから、利用者の安全を確保するため、建替えを計画していきます。建替えにあたっては、利用状況を踏まえた施設規模を検討するほか、災害時における避難所としての機能を引き続き確保します。
- 奥村交流センターは、建物の老朽化が進んでいないため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

2) 社会教育系施設

① 対象施設

■社会教育系施設の一覧

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築形態	建築時期
郷土資料施設	4	コース記念館	母島	90,55	単独	S61.4.1

② 利用状況

■利用人数の推移 (単位：人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
コース記念館	4,946	2,461	3,428

③ 現状

- コース記念館は、建築から30年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいます。
- 建物本体と村道を挟んだ石切り場が一体として都指定文化財に指定されています。
- 母島への観光客と施設利用者が比例しており、一定の需要があると言えます。
- 指定管理者制度を導入しており、一般社団法人小笠原母島観光協会を管理運営者として指定しています。
- 屋根（オガサワラヒロウの葉によるシュロ）の葺き替えを計画していますが、改修には専門的な技術が必要なため、実施方法も含めて検討しています。

④ 課題

- コース記念館は、都指定文化財として長期にわたって保存していくため、技術的検討を行う必要があります。

⑤ 今後の方向性

- コース記念館は、建物の老朽化が進んでいることから、利用者の安全を確保するため、改修を計画していきます。
- 改修にあたっては、屋根の取り扱いに専門技術が必要であること、都指定文化財であり現状変更には様々な制約があることに留意します。

3) スポーツ・レクリエーション系施設

① 対象施設

■スポーツ・レクリエーション系施設の一覧

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築形態	建築時期
観光施設	5	小笠原村商工観光会館 (B-しっぶ)	父島	369.53	単独	H7.4.1
	6	扇浦レストハウス	父島	77.76	単独	S62.4.1
	7	元地休憩施設	母島	61.56	単独	S63.4.1
	8	扇浦園地 (四阿)	父島	36.41	単独	R3.3.31
体育施設	9	奥村運動場	父島	255.77	併設	S63.4.1
	10	評議平運動場	母島	139.00	併設	H3.4.1

② 利用状況

■利用人数の推移 (単位: 人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
奥村運動場 (グラウンド)	6,780	5,154	4,416
奥村運動場 (テニスコート)	12,847	10,246	9,465
奥村運動場 (ゲートボール)	1,510	1,146	1,039
奥村運動場 (会議室)	2,939	1,329	2,177

③ 現状

《観光施設》

- 小笠原村商工観光会館 (B-しっぶ) は、建築から 20 年以上経過しており、経年による建物の老朽化と電気設備に劣化が見られます。
- 小笠原村商工観光会館 (B-しっぶ) は、会議室の利用率が高く、加えて、事務所部分、会議室ともに手狭になっています。
- 扇浦レストハウスは、建築から 30 年以上経過しており、経年による建物の老朽化と電気設備に劣化が見られます。
- 元地休憩施設は建築から 30 年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいます。特に、柱にクラックが生じており、早急な対応が求められています。
- 扇浦レストハウス及び元地休憩施設は、海岸沿いに設置されており、海水浴客等から一定の需要があります。

《体育施設》

- 奥村運動場 (管理棟) は、建築から 30 年以上経過しており、強風雨時に雨漏りが発生するなど、建物の老朽化が進んでいます。
- 評議平運動場 (管理棟) は、建築から 30 年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいます。
- 村民の運動志向は高く、奥村運動場は管理棟も含めて利用率が高くなっています。
- 奥村運動場は、指定管理者制度を導入しており、社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会を管理運営者として指定しています。

④ 課題

《観光施設》

○小笠原村商工観光会館（B-しっぶ）は、建替え及び規模の拡大が求められますが、同じ敷地内に村営バス営業所があることに留意する必要があります。

○扇浦レストハウス及び元地休憩施設は、建物の劣化部分への早急な対応が求められます。

《体育施設》

○体育施設は、建物及び設備の老朽化への早急な対応が求められます。

⑤ 今後の方向性

《観光施設》

○小笠原村商工観光会館（B-しっぶ）は、建物の老朽化が進んでいることから、利用者の利便性の向上のため建替えを計画していきます。建替えにあたっては、利用状況を踏まえた施設規模での建替え及び、隣接する村営バス営業所との複合を検討します。

○扇浦レストハウス及び元地休憩施設は、建物の老朽化が進んでいますが、構造が簡易なため、現時点で建替えは行わず、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。特に、元地休憩施設については、柱のヒビの補修を早急に実施します。

《体育施設》

○体育施設は、建物及び設備の老朽化が進んでいますが、適宜、必要な維持管理を実施しながら継続使用に努めます。

4) 産業系施設

① 対象施設

■産業系施設の一覧

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築形態	建築時期
産業施設	11	海洋センター	父島	290.16	単独	S56.10.15
	12	三日月山陶芸小屋	父島	19.87	単独	S57.4.1
	13	亀解体場	父島	35.15	単独	S60.3.31
	14	母島特産品開発普及センター	母島	279.24	単独	H4.4.1
公共交通関連施設	15	村営バス営業所	父島	34.60	単独	H13.4.1
	16	村営バス車庫	父島	139.36	単独	H13.4.1

② 利用状況

■利用者数の推移 (単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
海洋センター	8,518	2,439	5,543
村営バス営業所 (※)	37,391	26,803	27,350

※バスの乗客者数を記載

③ 現状

《産業施設》

- 海洋センターは、建築から40年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいるほか、トイレが狭いという課題があります。
- 海洋センターは、小笠原諸島の生物・海洋資源について学習できる施設として、観光客から一定の需要があります。
- 三日月山陶芸小屋は、現在稼動していません。
- 亀解体場は、建築から40年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいるほか、水道設備の劣化が見られます。
- 亀解体場は、利用される時期が限られていますが、毎年一定数の利用があります。
- 母島特産品開発普及センターは、建築から30年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいるほか、生産ラインの機械設備の劣化が見られます。
- 母島特産品開発普及センターで生産されているラム酒は、近年売上が伸びてきています。

《公共交通関連施設》

- 村営バス営業所は、建築から20年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいます。また、電気設備に劣化が見られます。
- 村営バス車庫は、建築から20年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいます。また、他の施設よりも階高が高いため屋根の維持管理に労力がかかるという課題があります。
- 村営バスは、小中学生の通学にも使われており、一定の需要があります。

④ 課題

《産業施設》

- 海洋センターは、一定の需要があるため、建物の老朽化対策など、利用者の安全確保が求められます。
- 母島特産品開発普及センターは、現状の生産体制確保のため、施設及び設備の稼動に支障が出る前に適切な措置を講ずる必要があります。

《公共交通関連施設》

- 公共交通関連施設は、一定の需要があるため、村営バスの運行に支障が出る前に適切な措置を講ずる必要があります。

⑤ 今後の方向性

《産業施設》

- 海洋センターは、建物の老朽化が進んでいることから、サービス維持のため、建替えを計画していきます。
- 母島特産品開発普及センターは、建物の老朽化が進んでいるため、適切な補修を実施しながら現状維持に努めます。
- 三日月山陶芸小屋は、現在稼動していないことから、時期を見て建物を解体します。
- 亀解体場は、建物の老朽化が進んでいますが、需要が限られていること、構造が簡易であることから建替えは行わず、適切な補修を実施しながら現状維持に努めます。

《公共交通関連施設》

- 村営バス営業所は、建物の老朽化が進んでいることから、サービス維持のため、建替えを計画していきます。また、建替え時に隣接する小笠原村産業文化会館（B-しっぷ）との複合化も検討します。

5) 学校教育系施設

① 対象施設

■学校教育系施設の一覧

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築形態	建築時期
教育施設	17	小笠原小学校	父島	1,471.93	併設	S48.4.1
	18	小笠原中学校(No.17と複合)	父島	2,396.95	併設	S48.4.1
	19	母島小中学校	母島	3,269.49	併設	H17.4.1

② 利用状況

■生徒数の推移(単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小笠原小学校	170	150	138
小笠原中学校	57	67	71
母島小中学校(小学生)	28	31	32
母島小中学校(中学生)	11	10	12

③ 現状

- 小笠原小学校及び小笠原中学校は、建築から50年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいます。なお、平成25年度に耐震化工事を実施したため、耐震性は確保されています。令和12年度(7月完成・9月使用開始予定)に小笠原小中学校として建替え予定となっています。そのため、小笠原小学校は令和7年度、小笠原中学校は令和12年度まで使用し、その後、小笠原小学校は令和9年度、小笠原中学校は令和12年度に解体予定です。なお、小笠原小学校増築校舎は令和12年度に解体予定です。
- 小笠原小中学校体育館は令和6年度まで使用し、令和9年度に解体予定です。新体育館は令和6年度完成予定です。
- 小笠原小学校及び小笠原中学校は、グラウンドの一部及びプールが津波浸水想定区域内に立地しています。
- 母島小中学校は、校舎、体育館、グラウンド、プールが津波浸水想定区域内に立地しています。
- 母島小中学校は、建築が平成17年度と比較的新しい施設であるため、建物本体の老朽化は見られません。
- 夜間、休日は、児童以外による体育館やグラウンド、音楽室などの利用があります。
- 父島では、習熟度別学習や特別支援教育の充実等により教室数が不足しています。この状況は令和12年度に完成する新校舎により解消する見込みです。

④ 課題

- 母島小中学校体育館は、築年数が40年を経過しており、今後大規模改修または更新を検討する必要があります。
- 教育施設は、経常的に利用があることから、建物の老朽化や災害対策など児童・生徒の安全確保が求められるため、利用者の避難方法や避難経路の確保等に留意した施設管理の方策を検討する必要があります。
- 新しい教育手法の導入や特別支援教育に対応するため、教室数を確保する必要があります。

⑤ 今後の方向性

- 令和 12 年度に完成が予定されている小笠原小中学校の校舎については、更新費用が高額になるため、完成後の適切な維持管理の手法について検討していきます。
- 母島小中学校は、建物の築年数が新しいため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。津波対策としては、避難方法・経路を周知徹底することなどにより、児童・生徒の安全確保を図ります。

6) 子育て支援施設

① 対象施設

■子育て支援施設の一覧

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築形態	建築時期
保育園	20	父島保育園	父島	413.44	併設	S53.4.1
	21	母島保育園(No.3 と複合)	母島	80.00	複合	S51.4.1

② 利用状況

■児童数の推移(単位:人) ※年平均を記載

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
父島保育園	62	60	68
母島保育園	21	16	14

③ 現状

- 両施設とも、建築から 40 年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいます。
- 父島保育園は、津波浸水想定区域内に立地しており、また、背後にある急斜面への対策及び定員(66人)を上回る数の児童を受け入れることへの対応が必要です。
- 母島保育園は、津波の被害を受けない高台に令和5年度、令和6年度に建替えが決定しています。
- 母島保育園の児童数は、近年では 18~25 人程度で推移しており、現時点では児童数が定員を上回る見込みはありません。

④ 課題

- 子育て支援施設は、経常的に利用があるため、建物の老朽化や施設の背後にある急斜面への対策など、児童の安全確保が求められます。

⑤ 今後の方向性

- 父島保育園は、建物の老朽化が進んでいることから、建替えを計画していきます。建替えにあたっては、現在及び将来の児童数を踏まえた施設規模での建替え及び地域福祉センターの認可外保育施設との統合を検討します。また、津波浸水対策、背後にある急斜面については、東京都と調整しながら急傾斜地対策を検討していきます。
- 母島保育園は、現在計画されている高台への移転、建替えを実施していきます。建替えにあたっては、併設されている村民会館も同時に移転することとしています。

7) 保健・福祉系施設

① 対象施設

■保健・福祉系施設の一覧

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築形態	建築時期
福祉施設	22	地域福祉センター	父島	2,062.13	併設	H11.4.1
	23	地域交流施設 (ふらっとハウス)	父島	164.18	単独	S44.9.1
	24	有料老人ホーム「太陽の郷」(No.27 と複合)	父島	918.66	複合	H22.4.1
	25	母島高齢者在宅サービスセンター	母島	238.65	単独	H24.4.1

② 利用状況

■利用者数の推移 (単位: 人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域福祉センター	24,306	11,482	17,330
有料老人ホーム「太陽の郷」(※)	10	10	10
母島高齢者在宅サービスセンター	793	760	1,295

※入居者数を記載

■利用件数の推移 (単位: 件)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域福祉センター	1,815	1,207	1,584

③ 現状

- 地域福祉センターは、建築から 20 年以上経過しており、建物の老朽化に伴う改修を実施しています。
- 地域福祉センターには、指定管理者制度を導入しており、社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会を管理運営者として指定しています。
- 地域交流施設 (ふらっとハウス) は、民宿だった建物を村が譲り受け、管理運営を行っている施設で、建築から 50 年以上経過しており、建物の老朽化に伴う改修を実施していません。
- 地域福祉センター及び地域交流施設 (ふらっとハウス) は、貸室を中心に利用率が高くなっています。
- 有料老人ホーム「太陽の郷」は、建築が平成 22 年度と比較的新しい施設であるため、建物の老朽化は見られませんが、空調設備に支障が見られます。
- 母島高齢者在宅サービスセンターは、建築が平成 24 年度と比較的新しい施設であるため、建物の老朽化は見られません。
- 有料老人ホーム「太陽の郷」及び母島高齢者在宅サービスセンターは、高齢化に伴う利用者の増加が見込まれます。

④ 課題

- 福祉施設は、一定の需要があるため、建物の老朽化対策など、利用者の安全確保が求められます。
- 地域交流施設（ふらっとハウス）は、今後の方向性について検討する必要があります。
- 有料老人ホーム「太陽の郷」及び母島高齢者在宅サービスセンターは、将来的な人口動向の変化に柔軟に対応する必要があります。

⑤ 今後の方向性

- 地域福祉センターは、建物の老朽化に伴う適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。
- 地域福祉センター内に設置している認可外保育施設については、父島保育園と統合検討していきます。
- 地域交流施設（ふらっとハウス）は、利用方法等に関する方向性が定まっていないため、施設のあり方を検討します。
- 有料老人ホーム「太陽の郷」は、建物の老朽化が進んでいないため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。
- 母島高齢者在宅サービスセンターは、建物の老朽化が進んでいないため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

8) 医療施設

① 対象施設

■医療施設の一覧

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築形態	建築時期
診療施設	26	父島診療所	父島	1,350.30	複合	H22.4.1
	27	旧父島診療所 (自家発電機室)	父島	108.00	単独	S53.4.1
	28	母島診療所	母島	803.32	併設	H6.4.1

② 利用状況

■患者数の推移 (単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
父島診療所	10,211	9,883	10,877
母島診療所 (※)	10	5	7

※入院患者数を記載

③ 現状

- 父島診療所は、建築が平成 22 年度と比較的新しい施設であるため、建物の老朽化は見られませんが、空調設備に支障が見られます。
- 旧父島診療所 (自家発電機室) は、建築から 40 年以上経過していますが、平成 22 年度に大規模改修を行っているため、稼動にあたって大きな支障は見られません。また、一部の古い発電機に経年による劣化が見られます。
- 母島診療所は、建築から 20 年以上経過していますが、建物の老朽化に伴う支障は見られません。
- 父島診療所及び母島診療所は、利用者の増加に伴う診察待ち時間の増加が見られます。
- 旧父島診療所 (自家発電機室) は、日常的な人の出入りはありません。

④ 課題

- 診療施設は、経常的に利用があるため、施設の稼動に支障が出る前に適切な措置を講ずる必要があります。
- 父島診療所は、診療機器への影響や利用者の健康状態を考慮して空調設備の更新が必要です。
- 旧父島診療所 (自家発電機室) は、非常時の医療体制を維持するためにも発電機の更新が必要です。

⑤ 今後の方向性

- 父島診療所は、建物の老朽化が進んでいないため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。
- 旧父島診療所 (自家発電機室) は、人の出入りがほとんどないことから、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。一部の古い発電機の劣化への対応策としては、新たな発電機の導入を検討します。
- 母島診療所は、建物の老朽化が進んでいないため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

9) 行政系施設

① 対象施設

■行政系施設の一覧

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築形態	建築時期
庁舎施設	29	小笠原村役場	父島	1,757.62	併設	S59.4.1
	30	小笠原村情報センター	父島	246.90	単独	S47.4.1
	31	母島支所庁舎	母島	716.86	単独	H7.4.1
	32	防災備蓄倉庫(奥村交流センター)(No.2と複合)	父島	14.40	単独	H21.2.1
消防施設	33	清瀬消防車庫	父島	50.00	単独	H7.4.1
	34	診療所前消防車庫	父島	49.98	単独	H24.4.1
	35	消防車庫	母島	40.00	単独	H3.4.1
防災施設	36	防災備蓄倉庫(中学校)(No.18と複合)	父島	43.20	併設	H12.3.1
	37	旧父島診療所CT棟(防災倉庫)(No.27と複合)	父島	47.78	単独	H15.3.1
	38	防災備蓄倉庫(小笠原村診療所)	父島	46.03	単独	H30.10.31
	39	防災備蓄倉庫(情報センター内)(No.30と複合)	父島	8.91	単独	H23.3.1
	40	防災備蓄倉庫(高校)(都施設と複合)	父島	28.80	併設	H14.3.1
	41	三日月山中継局	父島	8.10	単独	H19.4.1
	42	防災備蓄倉庫(評議平運動場1)(No.10と複合)	母島	8.91	単独	H28.8.1
	43	防災備蓄倉庫(評議平運動場2)(No.10と複合)	母島	8.91	単独	R2.12.7
	44	防災備蓄倉庫(母島診療所1)(No.28と複合)	母島	8.91	併設	H20.5.1
	45	防災備蓄倉庫(母島診療所2)(No.28と複合)	母島	8.91	併設	H20.5.1
	46	母島ヘリポート管理小屋	母島	9.00	単独	H14.4.1
	47	中ノ平中継局	母島	61.74	単独	H19.9.30
	48	防災用コンテナ(中学校)	父島	15.86	単独	H31.2.28
	49	防災用コンテナ(高校)	父島	7.93	単独	H31.2.28

② 現状

《庁舎施設》

○庁舎施設は、防災備蓄倉庫以外の施設で建物の老朽化が進んでいますが、老朽化に伴う支障は見られません。

○小笠原村役場及び母島支所は津波浸水想定区域に立地しており、小笠原村役場は老朽化が進んでいます。

《消防施設》

- 消防施設のうち清瀬消防車庫については、建築から20年以上経過していますが、屋根・外壁について改修を実施しており、老朽化に伴う支障は見られません。
- 消防施設のうち清瀬消防車庫以外の施設については、建築から20年も経過しておらず、建物の老朽化は進んでいません。
- 消防車庫（母島）は、30年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいます。また、津波浸水想定区域内に立地しています。

《防災施設》

- 防災施設のうち備蓄倉庫については、潮風の影響により外周の劣化が進んでいます。

③ 課題

《庁舎施設》

- 小笠原村役場の老朽化及び災害時の機能確保について、早急な対応が求められます。

《消防施設》

- 消防車庫（母島）の老朽化及び災害時の機能確保について、早急な対応が求められます。

《防災施設》

- 防災施設のうち備蓄倉庫については、外周の改修が必要です。

④ 今後の方向性

《庁舎施設》

- 小笠原村役場は、建物の老朽化が進んでいること、他の施設と比べて利用者が多いことを踏まえ、建替えを計画していきます。建替えにあたっては、津波浸水想定区域を考慮し、高台への移転を検討するとともに、他の公共施設との複合化も検討します。
- 小笠原村役場以外の庁舎施設は、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

《消防施設》

- 消防車庫（母島）は、建物の老朽化が進んでいることから、建替えを計画していきます。建替えにあたっては、津波浸水想定区域を考慮し、高台への移転を検討します。
- 消防車庫（父島）は、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

《防災施設》

- 防災施設のうち備蓄倉庫については、外周の改修を計画していきます。改修後は定期的な修繕を実施していくことで長寿命化を図ります。

10) 住宅施設

① 対象施設

■住宅施設の一覧

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築形態	建築時期
村民住宅施設	50	村営住宅 1 号棟 (一時宿泊所)	父島	171.86	単独	S60.6.1
	51	村営住宅 2 号棟 (硫黄島一時宿泊所)	父島	299.88	単独	S61.4.1
医師住宅施設	52	奥村医師住宅 A 号棟	父島	79.61	単独	S53.4.1
	53	奥村医師住宅 B 号棟	父島	79.61	単独	S53.4.1
	54	奥村医師住宅 C 号棟	父島	97.64	単独	S62.4.1
	55	母島医師住宅	母島	100.84	単独	S61.4.1
	56	母島歯科医師住宅	母島	163.02	単独	H8.4.1
厚生施設	57	清瀬職住 8 号棟	父島	763.50	単独	S57.4.1
	58	清瀬職住 9 号棟 (都)	父島	607.68	単独	S44.4.1
	59	清瀬職住 10 号棟 (医療従事者住宅)	父島	454.73	単独	H22.4.1
	60	清瀬職住 11 号棟	父島	150.92	単独	R2.3.31
	61	奥村職住 3 号棟	父島	280.60	単独	S62.8.1
	62	奥村職住 4 号棟	父島	280.60	単独	S63.6.1
	63	奥村職住 5 号棟	父島	346.95	単独	H3.3.1
	64	奥村職住 6 号棟	父島	313.02	単独	H5.4.1
	65	奥村職住 20 号棟 (都)	父島	55.67	単独	S44.4.1
	66	奥村職住 21 号棟 (都)	父島	55.67	単独	S44.4.1
	67	宮之浜道職住	父島	147.42	単独	H1.11.1
	68	西町職住	父島	154.22	単独	H4.4.1
	69	三日月荘	父島	818.00	単独	S47.7.1
	70	三日月山職住	父島	541.12	単独	H23.12.1
	71	沖村職住 4 号棟	母島	192.60	単独	S48.3.31
	72	沖村職住 6 号棟	母島	185.42	単独	R4.3.31
	73	沖村職住 7 号棟	母島	246.93	単独	S55.4.1
	74	沖村職住 8 号棟	母島	176.59	単独	S55.4.1
	75	沖村職住 9 号棟	母島	143.66	単独	S59.7.2
	76	沖村職住 10 号棟	母島	136.38	単独	S60.3.8
77	沖村職住 11 号棟	母島	194.94	単独	H3.4.1	
78	沖村職住 12 号棟	母島	135.00	単独	H6.3.1	

② 利用状況

■入戸数の推移（単位：戸）

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
村営住宅 1 号棟（一時宿泊所）	6	6	6
村営住宅 2 号棟（硫黄島一時宿泊所）	8	8	8
奥村医師住宅A号棟	1	1	1
奥村医師住宅B号棟	1	1	1
奥村医師住宅C号棟	1	1	1
母島医師住宅	1	1	1
母島歯科医師住宅	1	1	1
清瀬職住 8 号棟	12	12	12
清瀬職住 9 号棟（都）	10	16	16
清瀬職住 10 号棟（医療従事者住宅）	10	10	10
清瀬職住 11 号棟	4	4	4
奥村職住 3 号棟	4	4	4
奥村職住 4 号棟	4	4	4
奥村職住 5 号棟	4	4	4
奥村職住 6 号棟	4	4	4
奥村職住 20 号棟（都）	1	1	1
奥村職住 21 号棟（都）	1	1	1
宮之浜道職住	4	4	3
西町職住	4	4	4
三日月荘	12	12	12
三日月山職住	12	12	12
沖村職住 4 号棟	3	3	3
沖村職住 7 号棟	4	4	4
沖村職住 8 号棟	3	2	2
沖村職住 9 号棟	4	3	1
沖村職住 10 号棟	2	2	2
沖村職住 11 号棟	4	4	4
沖村職住 12 号棟	4	4	4

③ 現状

《村民住宅施設》

○全ての施設で建築から 30 年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいますが、適宜補修工事を実施しており、居住にあたって大きな支障は見られません。

○村営住宅は、帰島者や硫黄島民のための一時宿泊所として設置されましたが、村営住宅 1 号棟については、現在では一般的な公営住宅として機能しています。しかし、一時宿泊所としての事業目的を達成しているため、現在新たな入居者の募集は行っていません。

《医師住宅施設》

○ほとんどの施設が建築から 20～40 年近く経過しており、建物の老朽化が進んでいますが、適宜補修工事を実施しており、居住にあたって大きな支障は見られません。

《厚生施設》

- ほとんどの施設が建築から20～50年近く経過し、建物の老朽化が進んでいますが、適宜補修工事を実施しており、居住にあたって大きな支障は見られません。
- 清瀬職住11号棟は、比較的新しい施設であるため、建物の老朽化は見られません。
- 戸数が逼迫しており、東京都の施設の一部を代替的に利用している状態が続いています。

④ 課題

《村民住宅施設》

- 本来の設置目的等を踏まえ、今後の方向性について検討する必要があります。

《医師住宅施設・厚生施設》

- 将来的な役場職員の増員を見据え、戸数確保のための方策を検討する必要があります。

⑤ 今後の方向性

《村民住宅施設》

- 村民住宅施設は、本来の設置目的と異なる目的で利用されていることから、新たな入居者の募集は行わず、サービスの縮小を行います。その際、代替的な対応として、現在の敷地を活用した宅地の分譲事業による持ち家への移行促進などを検討します。

《医師住宅施設》

- 医師住宅施設は、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

《厚生施設》

- 沖村職住7号棟と沖村職住8号棟は、建替え時に統合することを検討していきます。
- 厚生施設（職員住宅）は、清瀬職住10号棟（医療従事者住宅）、清瀬職住11号棟及び三日山職住を除き、建物の老朽化が進んでいることから、長寿命化を図りながら順次建替えを計画していきます。
- 清瀬職住11号棟は、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

1 1) 供給処理施設

① 対象施設

■供給処理施設の一覧

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築形態	建築時期
清掃施設	79	父島クリーンセンター	父島	1,023.70	併設	H11.2.1
	80	父島埋立処分場	父島	179.57	単独	H13.3.1
	81	母島リレーセンター	母島	508.50	併設	H15.3.1

② 現状

- 清掃施設は、全ての施設で建築から20年以上経過しているものの、特段建物の老朽化は進んでいません。
- いずれの施設も処理量の不足は見られません。

③ 今後の方向性

- 清掃施設は、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

12) その他

① 対象施設

■その他施設の一覧

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築形態	建築時期
火葬場施設	82	父島火葬場	父島	322.64	単独	H19.3.1
	83	母島火葬場	母島	50.45	単独	S54.4.1
便所	84	便所（父島夜明山便所）	父島	13.80	単独	H25.2.19
	85	便所（母島北港）	母島	6.50	単独	H3.4.1
	86	便所（母島東港）	母島	4.41	単独	H13.3.1
	87	便所（母島南崎）	母島	2.57	単独	H27.1.1
硫黄島施設	88	硫黄島平和祈念会館	硫黄島	476.74	単独	H14.3.1

② 現状

《火葬場施設》

○父島火葬場は、建築から10年以上経過しているものの、特段建物の老朽化は進んでいません。ただし、火葬設備については、一部腐食等の劣化が見受けられます。

○母島火葬場は、建築から40年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいます。

○両施設とも一定の需要はありますが、供給量の不足は見られません。

《便所》

○便所は、一部建築から30年以上経過している施設があり、建物の老朽化が進んでいる施設については、建替え及び廃止を予定しています。

○いずれの施設も一定の需要はありますが、供給量の不足は見られません。

《硫黄島施設》

○硫黄島平和祈念会館は、建築から20年以上経過していますが、適切な維持管理をしており、老朽化に伴う支障は見られません。

③ 課題

《火葬場施設》

○父島火葬場は、施設の稼動に支障が出る前に適切な措置を講ずる必要があります。

○母島火葬場は、建物及び設備の老朽化への早急な対応が求められます。

④ 今後の方向性

《火葬場施設》

○父島火葬場は、火葬場設備の一部は老朽化が進んでいるため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

○母島火葬場は建物及び設備の劣化が進んでおり、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めるとともに、劣化の進行状況を踏まえて、建て替えを検討します。

《便所》

○便所（母島北港）は、令和5年度に建替え予定です。

○便所（母島東港）は、令和6年度に廃止予定です。

○便所は、構造が簡易であることに加え、利用頻度が低いため、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

《硫黄島施設》

○硫黄島平和祈念会館は、適切な維持管理を実施しながら現状維持に努めます。

2 インフラ施設

1) 道路

① 現状

- 村内の道路は、村道以外に都道、農道、港湾道路等があり、父島と母島内の主要地域を結んでいます。
- 集落内の道路は、低地が多く津波により冠水する可能性があります。
- 道路には、排水施設や街路灯、ガードレール、及び交通標識等の交通安全施設もあります。

② 課題

- 集落内の道路は、村民だけでなく多くの観光客も利用することから、安全性に加えて景観への配慮も求められています。

③ 今後の方向性

- 維持管理については、道路パトロール等による日常点検を通じて適切な補修及び自然災害による異常の早期発見を行います。
- 集落内の道路については、利用者の安全と景観に配慮した排水性舗装を進めます。

2) 橋りょう

① 現状

- 橋りょうは、父島の9橋、母島の9橋を保有しており、集落内の道路に設置されています。
- 平成31年度の点検では、老朽化や塩害に伴う劣化が確認されています。

② 課題

- 点検結果に基づき、適切な維持管理を行う必要があります。

③ 今後の方向性

- 道路法施行規則に基づく5年を1サイクルとした定期点検等により適切な維持管理に努めます。
- 維持管理手法については、これまでの「損傷が顕著となってから対策を行う」対処療法的な維持管理手法（事後保全型管理）から転換し、「損傷が顕在化する前に対策を行う」予防的な維持管理手法（予防保全型管理）の考え方に沿って対策を進めます。

3) トンネル

① 現状

- トンネルは、父島の2箇所があります。
- 令和2年度の点検では、特段老朽化に伴う劣化はなく、大規模な修繕の必要がないことが確認されています。

② 課題

- 経年劣化が進むなかで、安全性を確保した上での経済性や利用状況を踏まえた適切な維持管理が必要です。
- 点検結果に基づき、適切な維持管理を行う必要があります。

③ 今後の方向性

○道路法施行規則に基づく5年を1サイクルとした定期点検及び毎年の自主点検により、劣化進行速度などの状況把握に努めます。

○点検結果により施工性及び経済性等を考慮した優先順位を決定し、対策を進めます。

4) 公園

① 対象施設

■公園施設の一覧

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築形態	建築時期
公園施設	89	硫黄島島民平和祈念墓地公園	硫黄島	64.00	単独	H1.4.1
	90	大根山公園	父島	144.24	単独	H5.4.1

② 現状

○公園は、父島の2箇所、母島の1箇所、硫黄島の1箇所を保有しており、大根山公園と硫黄島島民平和祈念墓地公園には休憩舎があります。

③ 課題

○大根山公園は、広大な施設であるため、効率的な維持管理方法を検討する必要があります。

④ 今後の方向性

○定期的な維持管理を行うとともに、施設利用者から不具合等に関する情報を収集し、効果的・効率的な維持管理を行います。

5) 水道

① 対象施設

■水道施設の一覧

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築形態	建築時期
浄水施設	91	清瀬増圧ポンプ場	父島	30.00	単独	S50.3.1
	92	奥村水道倉庫	父島	75.60	単独	H5.4.1
	93	新扇浦浄水場	父島	824.75	併設	H27.4.1
	94	沖村浄水場	母島	692.44	併設	H30.4.1

② 現状

○水道には、浄水場やポンプ場、水道倉庫の浄水施設と送水管や配水管、水源ダムの水道施設を保有しています。

○水源ダムに貯めた水を浄水場において水道水をつくり、送水管で配水池に送り配水管を通して、各家庭へ届けています。

○令和6年4月1日の公営企業会計の適用に向けた手続きを進めています。

③ 課題

○継続的にサービスを提供するため、適切な維持管理方法と効率的な運営方法を検討する必要があります。

④ 今後の方向性

- 村民の生活を支える基盤施設であるため、稼動に支障を来たさないよう、適切な維持管理を行います。
- 公営企業会計適用後に経営戦略を策定し、それに基づいて長寿命化や予防保全の考え方に沿った維持管理の方法を検討していきます。
- 令和4年度に東京都が策定予定の広域化共同化計画を踏まえ、広域化や共同化の検討をします。

6) 下水道

① 対象施設

■下水道施設の一覧

中分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築形態	建築時期
し尿処理施設	95	父島し尿処理場	父島	1,308.97	併設	H6.4.1
	96	清瀬中継ポンプ所	父島	49.18	単独	S48.4.1
	97	大村中継ポンプ所	父島	49.18	単独	S48.4.1
	98	奥村中継ポンプ所	父島	15.14	単独	S47.4.1
	99	母島し尿処理場	母島	524.88	併設	S54.4.1
	100	母島中継ポンプ所	母島	357.97	単独	S52.4.1

② 現状

- 下水道には、処理場、ポンプ場、管路、浄化槽を保有しています。
- 令和6年4月1日の公営企業会計の適用に向けた手続きを進めています。
- し尿処理施設は、ほとんどの施設で建築から40年以上経過して老朽化が進んでいます。父島し尿処理場については、平成30年度に大規模改修工事を実施しており、稼動にあたって大きな支障は見られません。母島し尿処理場については、実際の処理水量に見合う設備への更新を計画しています。

③ 課題

- 継続的にサービスを提供するため、適切な維持管理方法と効率的な運営方法を検討する必要があります。
- し尿処理施設は、今後の村内他事業の実施予定を踏まえて、適切な時期に母島し尿処理場の建替えを実施する必要があります。

④ 今後の方向性

- 村民の生活を支える基盤施設であるため、稼動に支障を来たさないよう、適切な維持管理を行います。
- し尿処理施設のうち母島し尿処理場については、建物の老朽化が進んでいるため、稼動に支障を来たさないよう、適切な時期に建替えを実施する必要があります。
- 公営企業会計適用後に経営戦略を策定し、それに基づいて長寿命化や予防保全の考え方に沿った維持管理の方法を検討していきます。

7) 情報通信（光ケーブル）

① 現状

- 情報通信は、村内の光ケーブル網により各世帯へ整備しています。
- FM 告知放送システム(父島)、FM 告知放送システム(母島)による防災・災害情報や地域の情報を提供しています。
- 村内光ケーブル網を利用して村民向けにケーブルテレビ及びインターネット接続サービスを提供しています。なお、インターネット接続サービスについては、公設民営でサービス提供を実施している。

② 課題

- 継続的にサービスを提供するために必要な組織体制を検討する必要があります。

③ 今後の方向性

- 村民の利便性の向上及び地域の活性化を図るため、適切な維持管理を行い、快適で安定した情報通信サービス提供に努めます。

第6章 フォローアップの実施方針

1 進行管理

本計画の進行管理に当たっては、30年後の目標像の実現へ向けて、第4次小笠原村総合計画と連携した運用が重要となります。

そのため、総合計画基本計画の5年毎の見直しを行う際に、本計画の進行状況と連携させ、総合計画の見直し結果を受けて本計画を見直すこととします。

また、本計画の見直しに当たっては、村民ニーズや社会情勢の変化へ柔軟に対応するため、各種情報の調査や管理も重要となります。

年度	2014~ H26~	2019~ H31~	2024~ R6~	2029 ~ R11 ~	2043 R25	・ R28~	2046~
総合計画	前期	中期	後期	前期・中期・後期			
	5年毎に見直し		連携	連携	連携	連携	連携
公共施設等 総合管理計画	計画期間：30年間（H29～R28）						

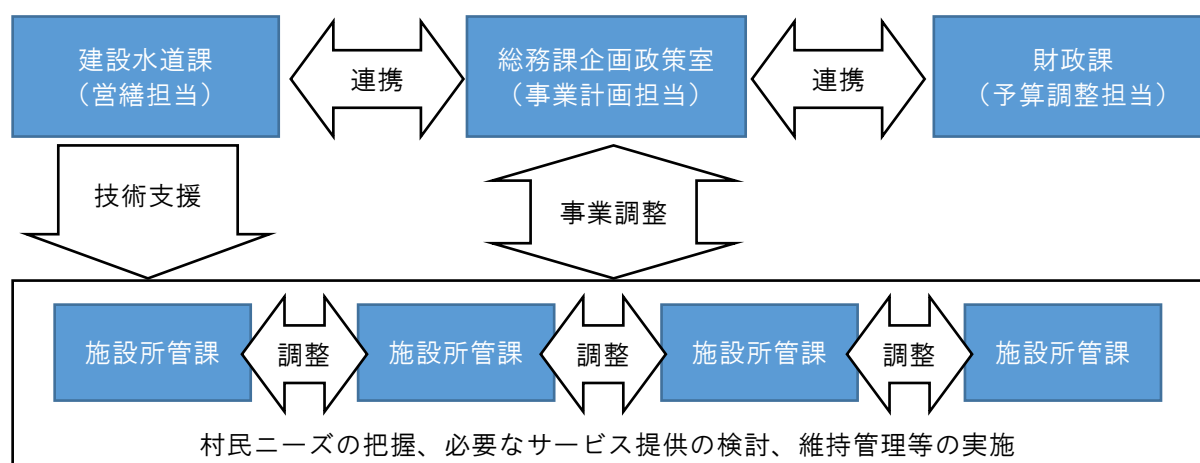
2 推進体制

本計画を着実に推進していくためには、施設を所管する課が独立した体制ではなく、庁内組織が横断的に機能した総合的なマネジメントが重要となります。よって、次の組織の役割を基に密接に連携し、計画を推進していきます。

各施設所管課は、村民ニーズや必要なサービスを把握し、全施設間で調整を図り最適な提供方法を検討します。

建設水道課は営繕担当として、公共施設に関する情報を一元管理し、点検や維持管理手法等について各施設所管課の技術支援を行います。

総務課企画政策室は事業計画担当として、財政課は予算調整担当として、各所管課が計画する事業について総合的な調整を行います。



3 情報管理及び共有方策

1) 情報管理

公共施設の施設情報やサービス情報、点検などの維持管理情報を一元管理し、継続的かつ効率的なマネジメントを行います。さらに、今後公共施設を再配置していくにあたり土地の有効活用を図るため、施設台帳に土地の保有情報や法規制状況等を追加し、公共施設データとともに活用していきます。

また、固定資産台帳システムの情報と連動させることにより、保有資産の適正な活用を図ります。

2) 情報共有

本計画を進める際には、村民ニーズを踏まえ、提供サービスを最適化することが重要であることから、村民に対してアンケート調査やワークショップ等の手法を用い、公共施設のあるべき姿を共有していきます。

そのためには、本計画の取組状況について、広報誌やホームページ等を活用して村民へ適切な情報提供を行い、推進への理解を得ることも重要となります。

3) その他の方策

村民生活を守るためには、行政内部だけの取り組みにとどまらず、維持管理における村民協働などの取組体制を構築し、快適なサービス提供を図っていきます。

具体的には、施設利用者や村民から公共施設の不具合や故障に関する情報を直接収集する体制を構築するほか、清掃などの維持管理を地元のボランティアに担ってもらうなどにより、快適なサービス提供の維持を図ります。

□.....□

小笠原村 公共施設等総合管理計画
(令和5年3月改訂版)

発行・編集：小笠原村総務課企画政策室
〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町
TEL：04998-2-3111

□.....□